

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	研究科の専攻の設置								
フリガナ設置者	コリツカ ^イ カ ^ク ジ ^ン ツカバ ^キ ジ ^ツ カ ^イ カ ^ク 国立大学法人 筑波技術大学								
フリガナ大学の名称	ツカバ ^キ ジ ^ツ カ ^イ カ ^ク イ ^ン 筑波技術大学大学院 (Graduate School of Tsukuba University of Technology)								
大学本部の位置	茨城県つくば市天久保4丁目3番15								
大学の目的	筑波技術大学大学院は、一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力に加え、教育実践の場における教育研究の推進者としての能力、または障害者支援の中核的な役割を担う能力を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的	聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び情報保障の研究者を養成する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部】なし
	技術科学研究科 [Graduate School of Technology and Science] 情報アクセシビリティ専攻 [Division of Information and Communication Accesibility]	年	人	年次人	人	修士 (情報保障学)	平成26年4月 第1年次	茨城県つくば市	
	計	2	5	—	10				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	技術科学研究科 情報アクセシビリティ専攻	講義	演習	実験・実習	計	30 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	技術科学研究科 情報アクセシビリティ専攻 (修士課程)	11 (11)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	25 (25)	0 (0)	4 (4)
		計	11 (11)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	25 (25)	0 (0)	4 (4)
	既設分	技術科学研究科 産業技術学専攻 (修士課程)	16 (16)	17 (17)	4 (4)	1 (1)	38 (38)	0 (0)	0 (0)
		保健科学専攻 (修士課程)	19 (19)	9 (9)	2 (2)	1 (1)	31 (31)	0 (0)	0 (0)
計		35 (35)	26 (26)	6 (6)	2 (2)	69 (69)	0 (0)	0 (0)	
合計		46 (46)	35 (35)	8 (8)	5 (5)	94 (94)	0 (0)	4 (4)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		47 (47)		18 (18)		65 (65)		
	技術職員		20 (20)		11 (11)		31 (31)		
	図書館専門職員		4 (4)		0 (0)		4 (4)		
	その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
計		71 (71)		29 (29)		100 (100)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計									
	校 舎 敷 地	50,144 m ²	0 m ²	0 m ²	50,144 m ²									
	運 動 場 用 地	20,430 m ²	0 m ²	0 m ²	20,430 m ²									
	小 計	70,574 m ²	0 m ²	0 m ²	70,574 m ²									
	そ の 他	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²									
合 計	70,574 m ²	0 m ²	0 m ²	70,574 m ²										
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計									
		18,225 m ² (18,225 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	18,225 m ² (18,225 m ²)									
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体								
	19 室	8 室	48 室	10 室 (補助職員 1 人)	1 室 (補助職員 1 人)									
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数										
		技術科学研究科 情報アクセシビリティ専攻		25 室										
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体						
	技術科学研究科 情報アクセシビ リティ専攻	85,004 [7,570] (80,904 [7,170])	1,031 [224] (1,011 [221])	1 [1] (1 [1])	7,587 (7,447)	0 (0)	0 (0)							
	計	85,004 [7,570] (80,904 [7,170])	1,031 [224] (1,011 [221])	1 [1] (1 [1])	7,587 (7,447)	0 (0)	0 (0)							
図 書 館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体						
		1,367 m ²		74 席		88,000 冊								
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体						
		1,672 m ²		屋内プール (25m×5コース)		屋外プール (25m×6コース)								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	国費による					
	経費 の見 積り	教員 1 人 当 り 研 究 費 等		—	—	—	—	—		—				
		共 同 研 究 費 等		—	—	—	—	—		—				
		図 書 購 入 費	—	—	—	—	—	—		—				
		設 備 購 入 費	—	—	—	—	—	—		—				
	学 生 1 人 当 り 納 付 金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次							
	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円							
学 生 納 付 金 以 外 の 維 持 方 法 の 概 要		—												
大 学 の 名 称		筑波技術大学												
既 設 大 学 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地					
	産 業 技 術 学 部	4	35	—	140	学 士 (工 学)	1.00	平成18年度	茨城県つくば市					
						産 業 情 報 学 科	60			学 士 (総 合 デ ザ イン 学)	1.00			
	保 健 科 学 部	4	30	—	120	学 士 (鍼 灸 学)	0.80	平成18年度	茨城県つくば市					
						保 健 学 科				(理 学 療 法 学)				
	技 術 科 学 研 究 科	4	10	—	40	学 士 (工 学)	1.15	平成18年度	茨城県つくば市					
						産 業 技 術 学 専 攻				2	4	—	8	修 士 (工 学)
保 健 科 学 専 攻						2				3	—	6	修 士 (鍼 灸 学)	1.00
						(理 学 療 法 学)								
						(工 学)								
附 属 設 施 の 概 要		名称：障害者高等教育研究支援センター 目的：聴覚・視覚障害学生の支援 所在地：茨城県つくば市天久保4丁目3番15 設置年月：平成17年10月1日 規模等：1,506m ²												

国立大学法人 筑波技術大学組織の移行表

平成25年度

入学
定員 収容
定員

平成26年度

入学
定員 収容
定員

変更の事由

筑波技術大学		入学 定員	収容 定員
産業技術学部 産業情報学科	35	140	
総合デザイン学科	15	60	
保健科学部 保健学科	30	120	
情報システム学科	10	40	
計	90	360	
筑波技術大学大学院技術科学研究科			
産業技術学専攻(M)	4	8	
保健科学専攻(M)	3	6	
計	7	14	

→

筑波技術大学		入学 定員	収容 定員	
産業技術学部 産業情報学科	35	140		
総合デザイン学科	15	60		
保健科学部 保健学科	30	120		
情報システム学科	10	40		
計	90	360		
筑波技術大学大学院技術科学研究科				
産業技術学専攻(M)	4	8		
保健科学専攻(M)	3	6		
情報アクセシビリティ専攻(M)	<u>5</u>	<u>10</u>		研究科の専攻の設置
計	<u>12</u>	<u>24</u>		

別記様式第2号（その2の1）

教育課程等の概要																	
(技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻 (M))																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
基盤科目	共通科目	情報アクセシビリティ研究特論	1 ①	2			○			2						オムニバス	
		障害アセスメント特論	1 ①	2			○				1		1			オムニバス	
		聴覚障害情報保障特論	1 ①		2			○			2					オムニバス	
		視覚障害情報保障特論	1 ①		2			○			1	1	1			オムニバス	
		小計 (4科目)	—		4	4			—		3	4	1	1	0		
専門科目	(聴覚障害者支援)コース	聴覚障害教育特論	1・2 ①		2			○			1	4				オムニバス	
		聴覚障害情報保障システム特論	1・2 ①		2			○			2	1				オムニバス	
		聴覚障害コミュニケーション技術演習	1・2 ②		2				○		2	2				オムニバス	
		聴覚障害学特論	1・2 ②		2			○				1				兼2 オムニバス	
		小計 (4科目)	—			8			—		5	6	0	0	0	兼2	
		(視覚障害者支援)コース	視覚障害教育特論	1・2 ①		2			○			2	1	2	1		オムニバス
			視覚障害情報保障システム特論	1・2 ①		2			○			3	1				オムニバス
			点字・ロービジョンケア技術演習	1・2 ②		2				○		1		1	1		オムニバス
	視覚障害アクセシビリティプログラミング演習		1・2 ②		2				○		1	1				オムニバス	
	小計 (4科目)		—			8			—		4	2	2	2	0		
	手話教育コース	手話言語学特論	1・2 ①		2			○				1					
		手話言語学演習	1・2 ②		1				○			1		1		オムニバス	
		ろう者学教育コンテンツ特論	1・2 ①		2			○				1		1		オムニバス	
		手話教育特論	1・2 ②		2			○				1		1		オムニバス	
		手話通訳特論	1・2 ②		2			○				2				オムニバス	
		手話通訳演習	1・2 ②		1				○			2				オムニバス	
		小計 (6科目)	—			10			—		0	2	0	1	0		
	共通科目	支援組織マネジメント演習	1・2 ②		2				○		1						
		障害学生支援コーディネート特論	1 ①		2			○				1					
		障害学生支援コーディネート実習	1 ②		1							1					
		障害者就労支援特論	1 ①		2			○			2					オムニバス	
		特別支援教育情報保障特論	1 ①		2			○			1					兼1 オムニバス	
		障害者支援演習	1・2 ②		1				○		1					兼1 オムニバス	
		小計 (6科目)	—			10			—		4	1	0	0	0	兼2	
特別研究科目	情報アクセシビリティ特別研究1	1 通	4					○		9	5	1					
	情報アクセシビリティ特別研究2	2 通	6					○		9	5	1					
	小計 (2科目)	—		10				—		9	5	1					
合計 (26科目)			—	14	32			—		11	9	2	3	0	兼4		
学位又は称号		修士 (情報保障学)			学位又は学科の分野				教育学・保育学関係								
卒業要件及び履修方法									授業期間等								
大学院に2年以上在籍し、30単位 (必修14単位、選択16単位以上) 以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了の要件とする。									1学年の学期区分			2学期					
									1学期の授業期間			15週					
									1時限の授業時間			90分					

※①は1学期、②は2学期

教育課程等の概要																
(技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻(M))																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基盤科目	共通科目	情報アクセシビリティ研究特論	1 ①	2			○			2						オムニバス
		障害アセスメント特論	1 ①	2			○				1		1			オムニバス
		聴覚障害情報保障特論	1 ①		2		○				2					オムニバス
		小計(3科目)	—	4	2			—		2	3	0	1	0		
専門科目	(聴覚障害者支援)コース	聴覚障害教育特論	1・2 ①		2		○			1	4					オムニバス
		聴覚障害情報保障システム特論	1・2 ①		2		○			2	1					オムニバス
		聴覚障害コミュニケーション技術演習	1・2 ②		2			○		2	2					オムニバス
		聴覚障害学特論	1・2 ②		2		○				1				兼2	オムニバス
		小計(4科目)	—		8			—		5	6	0	0	0	兼2	
	手話教育コース	手話言語学特論	1・2 ①		2		○				1					
		手話言語学演習	1・2 ②		1			○			1		1			オムニバス
		ろう者学教育コンテンツ特論	1・2 ①		2		○				1		1			オムニバス
		手話教育特論	1・2 ②		2		○				1		1			オムニバス
		手話通訳特論	1・2 ②		2		○				2					オムニバス
		手話通訳演習	1・2 ②		1			○			2					オムニバス
		小計(6科目)	—		10			—		0	2	0	1	0		
	共通科目	障害学生支援コーディネーター特論	1 ①		2		○				1					
		障害学生支援コーディネーター実習	1 ②		1				○		1					
		障害者就労支援特論	1 ①		2		○			2						オムニバス
		特別支援教育情報保障特論	1 ①		2		○			1					兼1	オムニバス
		障害者支援演習	1・2 ②		1			○		1					兼1	オムニバス
	小計(5科目)	—		8			—		3	1	0	0	0	兼2		
	特別研究科目	情報アクセシビリティ特別研究1	1 通	4				○		9	5	1				
		情報アクセシビリティ特別研究2	2 通	6				○		9	5	1				
小計(2科目)		—	10				—		9	5	1					
合計(20科目)			—	14	28			—	10	7	1	2	0	兼4		
学位又は称号		修士(情報保障学)			学位又は学科の分野			教育学・保育学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
大学院に2年以上在籍し、30単位(必修14単位、選択16単位以上)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了の要件とする。								1学年の学期区分			2学期					
								1学期の授業期間			15週					
								1時限の授業時間			90分					

※①は1学期、②は2学期

教 育 課 程 等 の 概 要																
(技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻(M))																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基盤科目	共通科目	情報アクセシビリティ研究特論	1 ①	2			○			2						オムニバス
		障害アセスメント特論	1 ①	2			○				1		1			オムニバス
		視覚障害情報保障特論	1 ①		2		○			1	1	1				オムニバス
		小計(3科目)	—	4	2			—		3	2	1	1	0		
専門科目	(視覚障害者支援)コース	視覚障害教育特論	1・2 ①		2		○			2	1	2	1			オムニバス
		視覚障害情報保障システム特論	1・2 ①		2		○			3	1					オムニバス
		点字・ロービジョンケア技術演習	1・2 ②		2			○		1		1	1			オムニバス
		視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	1・2 ②		2			○		1	1					オムニバス
		小計(4科目)	—		8			—		4	2	2	2	0		
	共通科目	支援組織マネジメント演習	1・2 ②		2			○		1						
		障害者就労支援特論	1 ①		2		○			2						オムニバス
		小計(2科目)	—		4			—		3	0	0	0	0		
	特別研究科目	情報アクセシビリティ特別研究1	1 通	4				○		9	5	1				
		情報アクセシビリティ特別研究2	2 通	6				○		9	5	1				
小計(2科目)		—	10				—		9	5	1					
合計(11科目)		—	14	14			—		10	7	2	2	0			
学位又は称号		修士(情報保障学)		学位又は学科の分野			教育学・保育学関係									
卒業要件及び履修方法							授業期間等									
大学院に2年以上在籍し、30単位(必修14単位、選択16単位以上)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了の要件とする。							1学年の学期区分				2学期					
							1学期の授業期間				15週					
							1時限の授業時間				90分					

※①は1学期、②は2学期

授 業 科 目 の 概 要			
(技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻 (M))			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基盤科目	共通科目 情報アクセシビリティ 研究特論	<p>情報アクセシビリティの研究を行うために必要な研究方法としての実験法・各種診断テスト・観察法・面接法・調査法・事例研究法とデータ解析諸手法と統計的検定論の基礎を学ぶ。実験計画法とその数学的基礎について理解を深める。さらに各種研究法がどのように使用されているかを聴覚障害及び視覚障害におけるアクセシビリティ関連領域の研究論文の輪読を通して考察する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (5 加藤 宏/8回) 視覚障害の心理・教育・情報保障の特性と機序について考察する。前半は研究を遂行するために必要な心理検査の構成原理及び実験計画法の知識と推定検定法の基礎を統計的予備知識の十分でない受講生のために統計ソフトの演習を含めて習得する。後半では視覚情報保障に関する英文の教科書および最新の原著論文の輪読を通して、特別研究作成につながる研究テーマの探索を行う。</p> <p>(8 佐藤 正幸/8回) 聴覚障害の心理・教育・情報保障の特性と機序について考察する。前半は研究を遂行するために必要な研究背景に関する基礎知識、及び面接法、調査法、事例研究法に関する基礎知識の習得を目指す。後半では聴覚情報保障に関する英文の最新の原著論文の輪読を通して、特別研究作成につながる研究テーマの探索を行う。</p>	オムニバス方式
基盤科目	共通科目 障害アセスメント特論	<p>障害の評価に関する理論と方法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。聴覚障害児・者のアセスメントに関する評価領域は、聴覚科学面、言語面、社会性、学力とし、これら諸概念の発達的变化と、その評価法を取りあげる。視覚障害児・者に関して視機能等の評価については、視力検査、視野検査、読書速度、読書文字サイズの評価等、発達・心理的側面の評価については、心理検査について取上げる。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (18 長南 浩人/8回) 聴覚障害者の聴力検査、発話明瞭度検査、言語能力測定、認知能力測定、発達検査、社会性検査、学力検査を取り上げ、これらの理論と実際の検査法を学ぶ。</p> <p>(24 森 まゆ/8回) 視覚障害の評価に関する理論と評価法を取りあげる。視力検査等の視機能評価、読書速度、読書文字サイズ等、適切な評価に基づいた支援の実践を目指す。また、心理検査についても学び、多角的な視覚障害児・者の評価を身につける。</p>	オムニバス方式
基盤科目	共通科目 聴覚障害情報保障特論	<p>聴覚障害者の社会参加や就学環境の整備のために情報保障は欠かせないものである。本講義では、聴覚障害者に対する情報保障の理念と手段について広く概観するとともに、手話通訳や文字通訳を中心とする情報保障技術についての現状や課題、最新の研究動向、ならびに諸外国の状況等について解説する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (17 白澤 麻弓/7回) 情報保障の理念と定義について概観するとともに、一般的な支援手段それぞれについて、具体的に必要な技術の内容を学ぶ。加えて、人材の確保や養成、運用、評価の方法を学び、実際の現場で情報保障を活用するための基礎的な知識を習得する。</p> <p>(20 三好 茂樹/9回) 音声認識や特殊な入力機器を使用した情報保障技術、また、様々な通信技術を利用した遠隔情報保障技術についての国内外の現状について習得する。</p>	オムニバス方式

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基盤科目	共通科目	<p>視覚障害者の情報アクセスは、障害の状況やアクセススキルの習熟度に応じて、聴覚、触覚、残存視力のいずれか、あるいは、それらの併用によって行われる。したがって、視覚障害者に対する情報保障では、個々のアクセス方法に即した形態の情報を提供する必要がある。そこで、それぞれの感覚の特性について学ぶとともに、各感覚向けの情報コンテンツを制作するためのメディア変換の技法や関連する知識を実践的に修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (10 長岡 英司/5回) まず、視覚障害者に対する情報保障の方法や体制の変遷を概観する。その後、触覚による情報アクセスと聴覚による情報アクセスの利点や問題点等の特性について論じる。そして、点字による情報保障の現状や今後の課題、複数の感覚の使い分けや併用でアクセスできるマルチモーダル形態の情報の有用性について解説する。</p> <p>(16 金堀 利洋/5回) DAISYや自動音訳などの聴覚的手段による情報保障の現状と動向を紹介するとともに、情報のワンソースマルチユース化による可能性や情報保障における今後の課題について解説する。</p> <p>(22 宮城 (田谷) 愛美/5回) 情報保障の手段として用いられる触図、触知サイン、電子データの制作方法や適用対象等について解説する。また、ロービジョンによる情報アクセスの特性と、Web上での情報保障の現状やあり方について論じる。</p>	オムニバス方式
専門科目	障害者支援(聴覚障害)コース コース指定選択科目	<p>聴覚障害児の言語と認知の発達に関する理論、及びそれら心理学的概念に対する指導法の修得ならびに聴覚障害児教育の動向に関する理解を深めることを目標とし、これらに関する知見を講義する。言語に関しては、言語理解と言語表出の能力を取り上げる。認知に関しては、言語記憶と推論及び数概念の発達を取り上げ、聴覚障害児の心理特性を述べる。さらには、これらの知見を踏まえた指導法を紹介する。聴覚障害児教育の動向については、諸外国の指導例を踏まえ、わが国における聴覚障害児教育のシステムを論ずる。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (11 松藤 みどり/3回) 小学校の外国語活動、中学校の授業数の増加、高等学校の英語による指導などの外国語教育制度の変化が、聴覚障害児教育に与えた影響や問題点を聴覚障害児の認知特性の観点から論ずる。高等教育以降で必要になる情報保障の獲得スキルについても論ずる。</p> <p>(13 新井 達也/3回) 算数・数学の教科を実際に指導する立場から見た数概念や文章題の理解・解決過程などについて論じる。また、数概念や文章題の理解を促し、適切な解決に至るための指導事例を紹介する。</p> <p>(14 一木 玲子/3回) 聴覚障害児の学校教育制度について、国連やユネスコ等の国際的潮流及び海外の国々の実態、日本国内の制度と取り組みについて知ることで、理解を深め自身で取り組む姿勢を持つことを目標とする。ユネスコのサラマンカ宣言から国連障害者権利条約の流れをインクルーシブ教育をキーワードに整理し、イタリアやフランス、韓国等の実態を紹介する。さらに、日本各地の難聴学級における合理的配慮の工夫の取り組みについて教校の実践を紹介する。</p> <p>(18 長南 浩人/7回) 聴覚障害児の言語と認知の発達に関する理論、及びそれら心理学的概念に対する指導法の修得ならびに聴覚障害児教育の動向に関する理解を深めることを目標とし、これらに関する知見を講義する。</p> <p>(19 中島 幸則/3回) 聴覚障害者のスポーツ及び体育について、心理学的、スポーツ医学的側面からのアプローチを行う。そして、聴覚障害児者のスポーツ指導に生かせる情報提供技術を学ぶとともに、その理解を深める。</p>	オムニバス方式

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	コース指定選択科目	障害者支援（聴覚障害）コース 聴覚障害情報保障システム特論	<p>聴覚障害者に対する情報保障システム・支援技術及びオージオロジーについて概説し、そのシステムである視覚を通じた情報保障システム（リアルタイム字幕提示システムなど）、聴覚を支援するオージオロジカルシステム（補聴器、人工内耳、補聴援助システムなど）の構築方法について論ずる。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （7 小林 正幸／5回）難読な漢字のみに自動でルビを付加してパソコン等に提示するリアルタイム字幕提示システム、携帯電話のワンセグ機能を利用した映像付きリアルタイム字幕提示システム、Wi-Fiマルチキャストを用いた映像、パワーポイント等の画像とリアルタイム字幕を同時に提示するシステムの構築方法、活用方法や有効性について論ずる。</p> <p>（8 佐藤 正幸／5回）聴覚を支援するオージオロジカルシステム（補聴器、人工内耳、補聴援助システムなど）の構築方法について、補聴器カウンセリング、補聴器フィッティング、人工内耳の活用支援、及び補聴援助システムの活用の観点より論ずる。</p> <p>（20 三好 茂樹／5回）遠隔情報保障システムの構築や音声認識技術を取り入れた情報保障システムの構築に関する方法や現状について、具体的な事例を踏まえて論ずる。</p>	オムニバス方式
専門科目	コース指定選択科目	障害者支援（聴覚障害）コース 聴覚障害コミュニケーション技術演習	<p>聴覚障害児・者とコミュニケーションする際の技術の修得を目標とし、これに関する演習を行う。具体的には、聴覚障害者が用いるコミュニケーション手段である、手話や指文字、キュードスピーチなどの手指記号、音声、文字を取り上げる。これらの手段は、聴覚障害者の障害の程度や年代、失聴年齢、言語力など障害者の障害に関する要因及び補聴機器等の種類といった聴覚学的要因によって利用のしかたを変える必要があることから、本演習では、左記の両要因に関する知見も取り上げる。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （3 石原 保志／4回）聴覚障害児者の音声発生における発達の課題を踏まえ、場面や状況に応じた発話の使用、筆談などの視覚的手段との併用または選択、コミュニケーションにおける発話使用上の方略について具体的な技術を習得する。</p> <p>（9 須藤 正彦／4回）コミュニケーションの一媒体である音声言語を音声学の観点から分析し、視覚言語と比較しながら有益なコミュニケーションについて考察する。</p> <p>（15 大杉 豊／6回）聴覚障害者が用いるコミュニケーション手段の一つである手話を、身振り及び視覚を用いる言語的な特徴を持つ記号体系として捉え、理解と表現両方に置いて基礎的な技術の習得を図る。</p> <p>（18 長南 浩人／4回）聴覚障害者のコミュニケーションに関する心理学的知見を紹介し、それに基づいたコミュニケーション方法の利用方法の理論と技法を習得する。</p>	オムニバス方式
専門科目	コース指定選択科目	障害者支援（聴覚障害）コース 聴覚障害学特論	<p>世界保健機関(WHO)の「国際生活機能分類」に示される「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「個人因子」「環境因子」等影響を及ぼす因子の各概念を踏まえて、聴覚障害のある者の障害内容、障害受容、障害認識及び教育の現状、そして彼らの社会参加を妨げる様々な障壁に関する知見を講義し、保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を論ずる。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （15 大杉 豊／8回）国際生活機能分類の枠組みで、聴覚障害者の一般的なライフサイクル、ライフコース、高齢者のケース、盲ろう者のケース、重複聴覚障害者のケース、そして音声情報、言語、コミュニケーションのバリアを論ずる。</p> <p>① 鄭 仁豪／4回）国際生活機能分類の枠組みで、聴覚障害教育における言語指導法と聴覚障害児のリテラシー、そして個体と環境の相互作用における認知、知能、視覚、社会性など心理面の発達を論ずる。</p> <p>② 四日市 章／3回）国際生活機能分類の枠組みで、聴覚障害そのものの捉え方と当事者の受容と認識、そして教育における特徴と課題を論ずる。</p>	オムニバス方式

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	障害者支援（視覚障害）コース コース指定選択科目	視覚障害教育特論	<p>情報アクセシビリティの向上を図るには、情報コンテンツやアクセス手段の改善とともに、各自のアクセス力の強化が欠かせない。視覚障害は、情報アクセスに関して多大な困難をもたらすことから、アクセス力の補強に自立的に取り組むために有用な知識や技能を障害当事者に確実に修得させる教育が重要である。そこで、そのあり方や方法を学修するとともに、個々のニーズに応じた教育を実現するための具体的な方策を実践的に修得する。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （6 香田 泰子／2回）体育授業やスポーツ実施における聴覚情報を活用した指導法（盲・弱視双方）と、弱視者における視覚情報の活用方法について、講義する。</p> <p>（10 長岡 英司／4回）初回は、視覚障害を定義し、その多様性と影響の多面性を具体的に示す。次の2回は、視覚障害児・者を対象とする教育の体制の変遷を紹介し、その中での情報アクセス教育について概観する。最後に、情報アクセスの主要な手段である点字の指導と活用について解説する。</p> <p>（12 天野 和彦／2回）白杖歩行やスポーツなどの模擬体験をとおして、障害当事者個々のニーズや技能、場面（環境）に応じた情報のよりよい提供方法や工夫を考える。</p> <p>（21 太田 智加子／2回）視覚障害者に対する英語教育における点字や聴覚的手段による情報アクセスの実際や指導上の留意事項等について解説する。</p> <p>（22 宮城（田谷） 愛美／3回）触覚による情報アクセスの手段である触図の制作と活用について解説する。また、ロービジョンによる情報アクセスを支援する機器や技術と、情報教育におけるそれらの活用の実例を紹介する。</p> <p>（23 村上 佳久／2回）理科教育における触覚での情報アクセス（触図や模型の使用）と理療教育における聴覚での情報アクセス（DAISYや自動音訳の使用）について解説する。</p>	オムニバス方式
	障害者支援（視覚障害）コース コース指定選択科目	視覚障害情報保障システム特論	<p>視覚障害者が情報アクセスを行うためには、何らかの障害補償機器が必要となる。障害補償機器は、弱視と全盲では使い勝手が異なり、それぞれに合った形で提供され情報保障が成されるもので、本講義では、ハードウェア及びソフトウェアの両面から視覚障害情報保障システムに求められる機能・役割、さらには実現可能な新技術に触れ、役に立つ実践的な視覚障害情報保障システムについて学ぶ。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （1 飯塚 潤一／4回）視覚障害情報保障システムを構築したり、情報保障機器を選定したりするうえで前提となる、視覚障害者の情報処理（文書処理）量の評価法、および機器を利用した際に生じる心的負担の数値化手法について概説する。</p> <p>（4 大武 信之／4回）視覚障害情報保障システム構築に関して、概要と実際について述べ、実機を元に応用について述べる。</p> <p>（10 長岡 英司／4回）視覚障害情報保障システムが具備すべき要件について触覚、聴覚、ロービジョンの特性に基づいて解説するとともに、システム活用の現状を障害程度別に具体的に紹介し、問題点や今後の課題等を明らかにする。</p> <p>（16 金堀 利洋／4回）視覚障害情報保障システム実装に関して、概要と実際について述べ、開発アプリケーションを元に応用について述べる。</p>	オムニバス方式

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	障害者支援（視覚障害）コース コース指定選択科目	点字・ロービジョンケア 技術演習	<p>重度視覚障害者が点字を使いこなせるようにする。また、軽度・中度視覚障害者が残存する視機能をロービジョンケアによって活用できるようになることは、情報化社会でより豊かな生活を送るうえで非常に重要である。本演習では、点字成立の過程、パソコンを使った点訳作業、及びルーペなどの情報保障機器を使用したロービジョンケアなどを、実際に点訳作業やロービジョングッズのフィッティングなど演習を行いながら学んでいく。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (1 飯塚 潤一/6回) 目の構造と視覚障害について概説する。次に、ロービジョンケアについて基本的な考え方を学ぶ。それらの基礎知識を元にルーペ等の様々なロービジョン機器を使いながら、利用場面に応じてどのように選定し、使いこなすか、指導者の立場からスキルを習得する。</p> <p>(22 宮城 (田谷) 愛美/5回) 視覚障害関連ソフトウェアを使いこなせるようにする。ロービジョン者向けとしては画面拡大表示ソフトウェアが操作でき、拡大表示教材を制作できる、また、全盲者・支援者向けには点訳ソフトウェアを操作しながら点訳書の作成ができるようにする。</p> <p>(24 森 まゆ/6回) 点字の成立を歴史的に概説すると同時に、その基本的な構成を学ぶ。次に、点字器・点字タイプライター・点字端末などを使いながら、日本語の点字（分かち書きを含む）、英数字、数学、情報理数系など、さまざまな点字の基本的知識を習得する。</p>	オムニバス方式
専門科目	障害者支援（視覚障害）コース コース指定選択科目	視覚障害アクセシビリティ プログラミング演習	<p>講義科目「視覚障害情報保障システム特論」の内容を、より現実的な課題として実現するためのシステム開発を、ソフトウェアとして実現するには、何が必要で、何が求められるかを探求しながら、実践的な開発を演習を通じて行う。システム開発を行う上では、OSの基礎、Java、C、マクロと、ある程度の応用プログラミングの経験と知識を要し、商業レベルで提供されているパソコン、携帯端末、視覚障害情報保障機器を対象として、視覚障害者にとり使い勝手の良いシステムの提供が出来る力を付けることを目指す。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (4 大武 信之/8回) システム開発に必要な基礎知識を、1. システム開発、2. 開発言語、3. リビジョン管理、4. メモリー管理の4回に分け解説し、実際のプログラミング時に必要とされるマクロ言語/マクロ機能の使い方、さらに分散開発により効率の良い手法を使いながら、実際のプログラミングを学ぶ。</p> <p>(16 金堀 利洋/8回) システム構築に必要とされるライブラリの作成方法を、関数ライブラリの概要と実装、ダイナミック・リンク・ライブラリの概要と実装について述べ、システム組み込み方法について学ぶ。実際のプログラミングを通して、完成品を作り出すインストーラ作成について学び、開発後のメンテナンスについても述べる。</p>	オムニバス方式
専門科目	手話教育コース コース指定選択科目	手話言語学特論	<p>聴覚障害教育及び手話通訳等の養成を含む教育場面で手話の指導及び評価を行うにあたって必要とされる手話の言語学的な特性に関する知識を深めることを目標とし、音声体系の言語事象を対象に発展してきた言語学の各論（音韻論、形態論、語彙論、統辞論、談話論、歴史言語学、比較言語学、コーパス言語学）を参照しつつ、身振り体系の言語としての手話の特徴に関する知見を講義する。</p>	
専門科目	手話教育コース コース指定選択科目	手話言語学演習	<p>「手話言語学特論」で学ぶ言語学、特にコーパス言語学の知識を踏まえて、将来に手話指導ないし手話評価に携わることを想定して、各々にテーマを設定し、手話言語コーパスを活用して手話データの分析を行うことを主とする。分析ツールとして、映像に注釈を付与するソフトウェア「ELAN」の操作方法及び手話の表記法を含むアノテーション手法を修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (15 大杉 豊/6回) 学生が手話データを音韻、語彙、形態統辞、談話の各レベルで分析した結果に基づき、手話言語と音声言語の相違点に係る議論を通して、手話指導及び手話評価を行う上での留意点をまとめる。</p> <p>(25 小林 洋子/15回) 手話データの分析ツールとして、映像に注釈を付与するソフトウェア「ELAN」の操作方法及びアノテーション手法を指導し、学生が手話データを音韻、語彙、形態統辞、談話の各レベルで分析する技術を修得させる。</p>	オムニバス方式

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	コース指定選択科目	手話教育コース ろう者学教育コンテンツ特論	<p>聴覚障害児の「文化的なろう者」としてのアイデンティティ確立への支援及び、手話通訳等の養成を含む教育一般におけるろう者文化の指導に関する理論と方法の修得を目標とし、歴史、手話、コミュニティ、芸術、教育、スポーツ、テクノロジーの6分野で教育コンテンツの整備状況と活用技術、そして国内外の様々なリソースから教育に活用可能なものを教育コンテンツとして開発する技術に焦点を当てる。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (15 大杉 豊/8回) 欧米のDeaf Studiesで構築された「文化的なろう者」の概念の我が国への導入と応用にかかる基礎的な理解を踏まえ、歴史、手話、コミュニティ、芸術、教育、スポーツ、テクノロジーの6分野におけるろう者学教育コンテンツの整備状況を概観する。</p> <p>(25 小林 洋子/8回) 歴史、手話、コミュニティ、芸術、教育、スポーツ、テクノロジーの6分野におけるろう者学教育コンテンツの整備状況を踏まえて、その活用技術及びカリキュラムとリソースの開発技術に焦点を当てた指導を行う。</p>	オムニバス方式
専門科目	コース指定選択科目	手話教育コース 手話教育特論	<p>聴覚障害教育及び手話通訳等の養成を含む教育一般における手話指導法、手話評価法に関する理論と方法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。国内外の教育機関における手話教育の動向を踏まえ、指導法に関しては、音声言語の語学教育における様々な指導法と指導例を参照しつつ、各場面に対応した手話の指導法を論ずる。手話評価法に関しては、聴覚障害教育における手話の言語力評価法の活用実態を概観し、音声言語の評価法を参照しつつ、手話に特化して開発されている評価法を論ずる。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (15 大杉 豊/11回) 子どもの音声言語及び手話言語の獲得を言語学的な視点で論じ、音声言語の評価法を参照しつつ、アメリカ手話及び日本手話の言語評価法の活用実態と開発のために必要な条件を講義する。</p> <p>(25 小林 洋子/6回) 音声言語の語学教育の理論と実際を踏まえ、学校教育から社会教育にわたる様々な場面に応じた手話指導実践例の分析を通して、手話言語の語学教育の可能性を論ずる。</p>	オムニバス方式
専門科目	コース指定選択科目	手話教育コース 手話通訳特論	<p>音声言語同時通訳の研究で構築されてきた諸理論を概観し、各種通訳モデルによって表現された通訳技術ならびに通訳実践技術のメカニズムについて理解した上で、手話通訳の現状を検証する。又、ろう者コミュニティの視点で様々な場面における手話通訳へのニーズを探る。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (15 大杉 豊/9回) 手話を含む通訳研究の実際、比較言語学の視点による翻訳、ろう者コミュニティの視点による各種通訳の必要性和特性を論ずる。</p> <p>(17 白澤 麻弓/8回) 音声言語同時通訳研究で構築されてきた諸理論と各種通訳モデルを概観し、手話話者を対象に含む場面の通訳研究の実際を論ずる。</p>	オムニバス方式
専門科目	コース指定選択科目	手話教育コース 手話通訳演習	<p>「通訳・翻訳特論」で学んだ通訳の諸理論・モデルを念頭に、手話通訳評価の視点を「聴取・理解技術」「翻訳技術」「表現技術」「時間処理技術」「実践技術」に分けて学ぶ。そして日本語-手話間及び手話どうしの通訳をELAN（「手話言語学演習」で導入）の利用により分析する技術を習得する。最後に実技を通して学生自身が課題と感じている通訳技術の評価・分析に焦点を当てる。</p> <p>(オムニバス方式/全15回) (15 大杉 豊/10回) 映像に注釈を付与するソフトウェアELANを使って通訳のデータを分析する手法、手話通訳評価実技（手話→日本語、手話→手話）及び様々な場面に応じた手話通訳実技を指導する。</p> <p>(17 白澤 麻弓/9回) 手話通訳評価の視点を「聴取・理解技術」「翻訳技術」「表現技術」「時間処理技術」「実践技術」にわけて概説し、手話通訳評価実技（日本語→手話）及び様々な場面に応じた手話通訳実技を指導する。</p>	オムニバス方式

科目区分		授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	共通科目	支援組織マネジメント演習	障害学生の支援には、対象を障害学生、支援学生、教員、事務職員の4者とし、内容を庶務的業務、支援業務、広報業務の3点とする、都合12領域もの広範な業務が存在する。更に学内には、教務・学務組織以外にも、保健管理センター（医務室）、学生相談室、カウンセリングセンターなども存在する。これらを有機的に連携させ、効果的に支援を行うための組織内マネジメント及び、組織間マネジメントを学ぶと共に、ロールプレイング法などにより、疑似体験、役割の分析などを行う。とりわけ大学の規模や専門性などを鑑み、最も効率のよい支援組織形態とそのマネジメント法を学ぶ。	
専門科目	共通科目	障害学生支援コーディネーター特論	大学等の高等教育機関で障害学生への支援を進めていくためには、支援ニーズの把握から支援内容の決定、支援者の確保や養成・配置といったコーディネート業務が不可欠である。本講義では、全国の高等教育機関における障害学生支援の現状について概観したのち、実際の障害学生支援室で行われているさまざまな支援業務について、ゲスト講師による事例を通して学修するとともに、国の政策動向や諸外国の障害学生支援の現状について学ぶことで、コーディネーターに必要な基礎知識を修得する。	
専門科目	共通科目	障害学生支援コーディネーター実習	大学等の高等教育機関において障害学生支援コーディネーターなどの業務に従事するためには、支援に関わる実践的な技術が不可欠である。本実習では、実際の大学・機関において3ヶ月以上の実習を複数回経験することで、大学における障害学生支援室の実際について学ぶ。あわせて、実習の前には大学で求められるコーディネーター業務（募集、シフト作成、書類作成、会計計算）や支援学生の養成方法（教材作成、模擬講座）、学内関係部署との調整等について、模擬的に体験を行うことで、実際の現場で求められる技術の修得を目指す。	障害学生支援コーディネーター特論を履修済みの学生対象
専門科目	共通科目	障害者就労支援特論	障害者の生活と職業及び障害者の就労に関する法律、制度について、我が国と諸外国の状況を比較しながら解説する。また聴覚障害者、視覚障害者の雇用及び就労の現状を紹介し、職場適応やキャリアアップに関する課題を分析する。さらに両障害者の職場適応、職能向上、環境改善を促す支援の具体的方策に関する知識を修得し、職域拡大に向けた方策について検討する。 (オムニバス方式/全15回) (1 飯塚 潤一/7回) 視覚障害者の雇用と就労の状況、視覚障害者の就労に関する支援制度、視覚障害者の雇用及び職場定着の課題(全盲、弱視、先天、中途)、視覚障害者の就労と情報保障機器について論じる。 (3 石原 保志/8回) 障害者の雇用に関する法令・制度、聴覚障害者の雇用と就労の現状と課題、職場における聴覚障害者支援(障害啓発、コミュニケーション、情報保障)、聴覚障害者の職域拡大について論じる。	オムニバス方式
専門科目	共通科目	特別支援教育情報保障特論	特別支援学校、特別支援学級及び一般の小学校、中学校、高等学校、等で学ぶ聴覚障害児者、視覚障害児者に対する教育的支援について、教育的観点から、情報保障の現状と課題について解説する。また児童、生徒の発達段階と教育現場の実情に即した情報保障の具体的手法について論じる。さらに学校等において最新の情報保障方法を活用した教育支援を試行し、教育現場における情報保障を体験するとともに、教育効果を検証することで、実践的かつ効果的な情報保障技術の修得を目指す。 (オムニバス方式/全15回) (3 石原 保志/10回) 聴覚障害児者・視覚障害児者の発達特性と学校種別ごとの情報保障の現状と課題について論じる。聴覚障害及び視覚障害の障害特性に即した情報保障の具体的手段と教育現場で使用される情報保障機器・教材、学校において導入可能な最新の情報保障技術について紹介する。教育的観点に立った情報保障について検討する能力を習得させる。 (27 藤島 省太/5回) 特別支援学校及び一般校における聴覚障害児者、視覚障害児者の情報保障の場を視察する。聴覚障害、視覚障害、両障害の混在といった教育場面の別に、自ら情報保障を体験し、障害種や機器整備等の環境に即した実践的な情報保障技術を修得させる。	オムニバス方式

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	共通科目	<p>視覚障害または聴覚障害があり、その上で他の障害を併せ有する障害者（発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害のいずれかを併せ有する重複障害、及び視覚・聴覚二重障害（盲ろう））の理解を深め、支援の在り方について検討する。内容としては重複障害の状況に関する理解、それに基づいた学習環境の整備、学習支援、及び生活支援の実際を取り上げる。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （8 佐藤 正幸／8回）聴覚障害があり、その上で他の障害を併せ有する障害者（発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害のいずれかを併せ有する重複障害）の理解、支援の在り方を検討する。視覚・聴覚二重障害（盲ろう）については、高等教育支援を取り上げる。</p> <p>（26 菅井 裕行／7回）視覚障害があり、その上で他の障害を併せ有する障害者（発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害のいずれかを併せ有する重複障害）の理解、支援の在り方を検討する。視覚・聴覚二重障害（盲ろう）については、基礎知識の理解、幼児期から高校における支援を取り上げる。</p>	オムニバス方式
専門科目	特別研究科目	<p>（概要） 情報アクセシビリティの各研究テーマに関する専門的な知識を教授するとともに、そのテーマの研究を指導する。</p> <p>（1 飯塚 潤一）視覚障害者の情報取得の効率および心的負担に関する研究を指導する。1年次は、関連研究の文献調査方法、学会発表の仕方、論文作成法などもあわせて指導を行う。</p> <p>（3 石原 保志）聴覚障害者のキャリア発達と就労、コミュニケーション、音声産生、教育現場における情報保障に関する研究。</p> <p>（4 大武 信之）受講者は視覚障害を情報保障するシステムの構築あるいはサポートを行うシステムに関し、2年を開発期間ととらえ実現可能な開発を行う。1年次は市場調査に基づき、実現可能なシステム構築に向け、半年を期限に設計を行い、後半からは実現に向けたシステム開発を開始する。</p> <p>（5 加藤 宏）視覚障害者の心理特性と感覚補償の機序を代替感覚の機能との関係性から考察する方法についての研究指導を行う。1年次には視覚障害領域のアクセシビリティ関連研究論文の文献調査及び研究テーマ企画を中心に指導する。</p> <p>（6 香田 泰子）視覚障害者の身体活動やスポーツにおける情報アクセスおよびそれらの支援に関する研究を指導する。1年次は関連する分野の文献調査についても指導する。</p> <p>（7 小林 正幸）聴覚障害児・者に対する情報保障やコミュニケーションを支援するための様々な新しいシステムの構築方法、活用方法や評価等に関する研究を指導する。</p> <p>（8 佐藤 正幸）聴覚を支援するオージオロジカルシステム（補聴器、人工内耳、補聴援助システム）構築に関する研究、聴覚障害がありその上で他の障害を併せ有する障害者支援に関する研究について、研究計画、研究方法を指導する。併せて関連する論文調査についても指導する。</p> <p>（9 須藤 正彦）本邦および海外の高等教育機関に学ぶ障害のある学生に対する支援、特に聴覚に障害のある学生に対する情報保障について研究指導する。1年次は主に文献による調査研究の指導を行う。</p> <p>（10 長岡 英司）点字の新たな活用方法の開発や点字と音声出力の一体的活用の試み等、触覚や聴覚による効率的で確実な情報アクセスの実現を図るための研究を指導する。</p> <p>（15 大杉 豊）世界保健機関「国際生活機能分類」の枠組みにおいて、聴覚障害児・者の情報アクセシビリティを手話教育（手話言語学・ろう者学）の切り口で実現するための研究を指導する。1年次は、関連する分野の文献調査と手話による口頭発表の仕方あわせて指導する。</p> <p>（17 白澤 麻弓）聴覚障害者に対する情報保障の量的質的評価に関する研究ならびに高等教育機関における聴覚障害学生支援に関わる研究を指導する。1年次は、関連する分野の文献調査についてもあわせて指導する。</p> <p>（18 長南 浩人）聴覚障害児・者の言語、認知、社会性、パーソナリティなど心理に関する文献の紹介を通して研究知見とともに聴覚障害児・者を対象とした研究方法について触れ、修士論文作成に必要な知識や技能を指導する。</p>	

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
		<p>(19 中島 幸則) スポーツ・健康領域における、聴覚障害者に対する情報保障システム構築について研究指導を行う。1年次は市場調査を行うとともに、関連研究の文献調査を行い指導する。</p> <p>(20 三好 茂樹) 通信技術や音声認識技術等の工学技術を利用した聴覚障害者に対するコミュニケーション支援システムや遠隔情報保障システムの開発、構築、評価についての研究指導を、論文の書き方、口頭での発表の仕方を含め行う。</p> <p>(22 宮城 (田谷) 愛美) 聴覚および触覚を用いた視覚障害者のプログラミング環境、コミュニケーション支援技術に関する研究を指導する。1年次は関連研究の文献調査についても指導する。</p>	
専門 科目	特別 研究 科目	<p>(概要) 情報アクセシビリティの各研究テーマに関する研究を指導する。また、修士論文執筆及びプレゼンテーションを行う。</p> <p>(1 飯塚 潤一) 視覚障害者の情報取得の効率および心的負担に関する研究を指導する。2年次は、研究論文の書き方、学会などでの口頭発表の仕方もあわせて指導する。</p> <p>(3 石原 保志) 聴覚障害者のキャリア発達と就労、コミュニケーション、音声産生、教育現場における情報保障に関する研究。</p> <p>(4 大武 信之) 1年次に開発を開始した視覚障害を情報保障するシステムあるいはサポートを行うシステムの実現に向け開発を継続し、2年次後半にプロトタイプとして使用可能なシステム構築を目指す。</p> <p>(5 加藤 宏) 視覚障害者の心理特性と感覚補償の機序を代替感覚の機能との関係性をテーマとして研究指導を行う。2年次は研究論文の書き方、口頭発表の方法についてあわせて指導する。</p> <p>(6 香田 泰子) 視覚障害者の身体活動やスポーツにおける情報アクセスおよびそれらの支援に関する研究を指導する。2年次は研究論文の書き方、口頭発表の仕方についても指導する。</p> <p>(7 小林 正幸) 聴覚障害児・者に対する情報保障やコミュニケーションを支援するための様々な新しいシステムの構築方法、活用方法や評価等に関する研究を指導する。</p> <p>(8 佐藤 正幸) 聴覚を支援するオージオロジカルシステム（補聴器、人工内耳、補聴援助システム）構築に関する研究、聴覚障害がありその上で他の障害を併せ有する障害者支援に関する研究について、研究論文の書き方、研究発表の仕方について指導する。</p> <p>(9 須藤 正彦) 本邦および海外の高等教育機関に学ぶ障害のある学生に対する支援、特に聴覚に障害のある学生に対する情報保障について研究指導する。2年次は研究論文の作成・発表の指導を行う。</p> <p>(10 長岡 英司) 情報アクセシビリティ特別研究1での成果を活かした情報保障の方法についての研究を指導する。</p> <p>(15 大杉 豊) 世界保健機関「国際生活機能分類」の枠組みにおいて、聴覚障害児・者の情報アクセシビリティを手話教育（手話言語学・ろう者学）の切り口で実現するための研究を指導する。2年次は、手話による口頭発表の仕方、研究論文の書き方もあわせて指導する。</p> <p>(17 白澤 麻弓) 聴覚障害者に対する情報保障の量的質的評価に関する研究ならびに高等教育機関における聴覚障害学生支援に関わる研究を指導する。2年次は、研究論文の書き方、口頭発表の仕方もあわせて指導する。</p> <p>(18 長南 浩人) 聴覚障害児・者の言語、認知、社会性やパーソナリティに関する心理学的研究を指導する。2年次は、研究論文の書き方、口頭発表の仕方も指導する。</p> <p>(19 中島 幸則) スポーツ・健康領域における、聴覚障害者に対する情報保障システム構築について研究指導を行う。2年次は研究論文の書き方、口頭発表の仕方についても指導する。</p> <p>(20 三好 茂樹) 通信技術や音声認識技術等の工学技術を利用した</p>	

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
		<p>聴覚障害者に対するコミュニケーション支援システムや遠隔情報保障システムの開発、構築、評価についての研究指導を、論文の書き方、口頭での発表の仕方を含め行う。</p> <p>(22 宮城 (田谷) 愛美) 聴覚および触覚を用いた視覚障害者のプログラミング環境、コミュニケーション支援技術に関する研究を指導する。2年次は論文執筆、口頭発表についても指導する。</p>	

授 業 計 画 書

筑波技術大学大学院技術科学研究科
情報アクセシビリティ専攻

【目次】

【基礎科目：共通科目】

情報アクセシビリティ研究特論	1
障害アセスメント特論	2
聴覚障害情報保障特論	3
視覚障害情報保障特論	4

【専門科目：障害者支援(聴覚障害)コース指定選択科目】

聴覚障害教育特論	5
聴覚障害情報保障システム特論	6
聴覚障害コミュニケーション技術演習	7
聴覚障害学特論	8

【専門科目：障害者支援(視覚障害)コース指定選択科目】

視覚障害教育特論	9
視覚障害情報保障システム特論	10
点字・ロービジョンケア技術演習	11
視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	12

【専門科目：手話教育コース指定選択科目】

手話言語学特論	13
手話言語学演習	14
ろう者学教育コンテンツ特論	15
手話教育特論	16
手話通訳特論	17
手話通訳演習	18

【専門科目：共通科目】

支援組織マネジメント演習	19
障害学生支援コーディネーター特論	20
障害学生支援コーディネーター実習	21
障害者就労支援特論	22
特別支援教育情報保障特論	23
障害者支援演習	24

【特別研究科目】

情報アクセシビリティ特別研究1	25
情報アクセシビリティ特別研究2	27

授業科目名	情報アクセシビリティ研究特論	科目番号	
英 訳	Research Methods for Information Accessibility	科目区分	基盤科目 ■ 共通科目 専門科目 □ コース指定選択科目 □ 共通科目 □ 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	講義		
担当教員	佐藤正幸、加藤 宏	単位数	2単位
授業の概要	情報アクセシビリティに関する(既有)知識を持たなくても、本分野の研究を計画・遂行できるように聴覚・視覚障害及び両障害に関するアクセシビリティ技術の基礎知識、さらに実験法・調査法等の各種研究法とデータ解析諸手法の基礎を学ぶ。各種研究法の実際と活用は聴覚障害及び視覚障害におけるアクセシビリティ関連領域の研究論文の輪読と統計ソフトを通して考察する。専門領域の外国語文献講読では、英語リメディアル教育に配慮して、基礎的テキストから最新の専門誌原著論文へと段階的に学びながら研究テーマを探索する。		
授業の到達目標	聴覚障害および視覚障害における心理特性、教育的配慮、情報保障の機序を理解し、原著論文で最新の知見にあたり研究テーマの探索ができる。		
受講条件	特になし。ただし授業では英語原著論文等を輪読し、統計ソフトも使用する。		
教材、参考書	授業項目に関するプリントを適宜配布する。		
成績評価方法	講義科目であるが、提示された課題への発表及び研究論文の輪読発表等に対する達成度をもって評価する。課題評価30%、輪読評価60%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	研究法、聴覚障害、視覚障害、情報保障、データ解析、外国語文献講読		

回	担当教員	授業内容
1	佐藤正幸、加藤 宏	ガイダンス、聴覚障害・視覚障害の機序と情報保障の概略
2	佐藤正幸	聴覚障害情報アクセシビリティ研究の研究計画 研究方法
3	佐藤正幸	聴覚障害における生活環境と社会的環境
4	佐藤正幸	聴覚障害におけるインクルーシブ教育と情報保障
5	佐藤正幸	聴覚障害のための情報保障機器の進歩と社会的応用
6	佐藤正幸	聴覚障害情報アクセシビリティ事例研究 英語原著論文講読
7	佐藤正幸	聴覚障害情報アクセシビリティ調査研究 英語原著論文講読
8	佐藤正幸	聴覚障害情報アクセシビリティ実験研究 英語原著論文講読
9	加藤 宏	視覚障害情報アクセシビリティ研究の研究計画 研究方法
10	加藤 宏	情報保障研究のための実験計画法と統計学基礎
11	加藤 宏	情報保障研究のための各種統計解析法と統計ソフト活用
12	加藤 宏	英語テキストで学ぶ視覚障害心理と情報保障及び感覚代行技術
13	加藤 宏	視覚障害情報アクセシビリティ事例研究 英語原著論文講読
14	加藤 宏	視覚障害情報アクセシビリティ事例研究 英語原著論文講読
15	加藤 宏	視覚障害情報アクセシビリティ事例研究 英語原著論文講読

授 業 科 目 名	障害アセスメント特論	科目番号	
英 訳	Topics in Disability Assessment	科目区分	基盤科目 ■ 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授 業 の 形 式	講 義		
担 当 教 員	長南浩人、森 まゆ		単 位 数
授 業 の 概 要	障害者を対象とした情報保障の基盤となる、障害の評価に関する理論と方法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。聴覚障害児・者のアセスメントに関する評価領域は、聴覚科学面、言語面、社会性、学力とし、これら諸概念の発達的变化と、その評価法を取りあげる。視覚障害児・者に関しては、視機能等の評価については、視力検査、読書速度、読書文字サイズの評価等、発達・心理的側面の評価については、心理検査をとりあげる。		
授業の到達目標	障害児・者のアセスメントの意義とその結果の利用方法を理解できる。		
受 講 条 件	なし		
教材、参考書	喜多村健（編集）（2007）『聴覚障害』医薬出版株式会社、所敬・山下牧子（2007）『目でみる 視力・屈折検査の進めかた（改訂第2版）』金原出版、稲本正法ほか（編著）（1995）『教師と親のための弱視レンズガイド』コレール社、その他、授業内で紹介する。		
成績評価方法	試験の成績80%、授業参加への取り組み10%、提出物の評価10%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	聴覚障害、視覚障害、アセスメント、検査		

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	長南浩人、森 まゆ	オリエンテーション：視覚障害と聴覚障害のアセスメント、情報保障と障害のアセスメントとの関連について概観する。
2	長南浩人	聴覚障害者の聴力検査に関する理論と実際：聴力検査
3	長南浩人	聴覚障害者の発話に関するアセスメントの理論と実際
4	長南浩人	聴覚障害者の言語力に関するアセスメントの理論と実際
5	長南浩人	聴覚障害者の学力に関するアセスメントの理論と実際
6	長南浩人	聴覚障害者の発達に関するアセスメントの理論と実際
7	長南浩人	聴覚障害者の認知に関するアセスメントの理論と実際
8	長南浩人	聴覚障害者の個性、社会性に関するアセスメントの理論と実際
9	森 まゆ	視覚障害アセスメントの意義とその結果の利用
10	森 まゆ	成人に対する視力検査
11	森 まゆ	小児に対する視力検査
12	森 まゆ	心理検査
13	森 まゆ	読書速度・読書に適切な文字サイズの評価
14	森 まゆ	アセスメントに基づく視覚補助具選定
15	森 まゆ	視覚障害アセスメント まとめ

授 業 科 目 名	聴覚障害情報保障特論	科目番号	
英 訳	Information Media for People with Hearing Impairments	科目区分	基盤科目 ■ 共通科目 専門科目 □ コース指定選択科目 □ 共通科目 □ 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	講義		
担当教員	三好茂樹、白澤麻弓	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害者の社会参加や就学環境の整備のために情報保障は欠かせないものである。本講義では、聴覚障害者に対する情報保障の理念と手段について広く概観するとともに、手話通訳や文字通訳を中心とする情報保障技術についての基本的知識、現状や課題、最新の研究動向、ならびに諸外国の状況等について解説する。		
授業の到達目標	聴覚障害者に対する情報保障手段に関する現状を理解する。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業項目に関する資料を適宜配布する。		
成績評価方法	レポート評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	情報保障、ノートテイク、パソコンノートテイク、手話、遠隔情報保障、音声認識技術		

回	担当教員	授 業 内 容
1	三好茂樹、白澤麻弓	ガイダンス 情報保障の理念と定義及び手法に関する基本的知識
2	白澤麻弓	ノートテイクの基礎的技術
3	白澤麻弓	パソコンノートテイクの基礎的技術
4	白澤麻弓	手話通訳の技術
5	白澤麻弓	情報保障者の確保と運用
6	白澤麻弓	情報保障の評価
7	白澤麻弓	場面に応じた情報保障手段の使い分け
8	三好茂樹	音声認識技術を取り入れた情報保障の実際
9	三好茂樹	音声認識技術を取り入れた情報保障手法と他の手法との比較
10	三好茂樹	音声認識技術を活用した情報保障各種用途
11	三好茂樹	遠隔情報保障の基礎的技術
12	三好茂樹	遠隔情報保障技術の実際
13	三好茂樹	遠隔情報保障技術開発のための目的と開発例／講義室内での利用
14	三好茂樹	遠隔情報保障技術開発のための目的と開発例／学外各種研修での利用
15	三好茂樹	情報保障技術に関する国内外の動向

授業科目名	視覚障害情報保障特論	科目番号	
英 訳	Information Media for People with Visual Impairments	科目区分	基盤科目 ■ 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	講義		
担当教員	長岡英司、金堀利洋、宮城(田谷)愛美	単位数	2単位
授業の概要	視覚障害者の情報アクセスは、障害の状況やアクセススキルの習熟度に応じて、聴覚、触覚、残存視力のいずれか、あるいは、それらの併用によって行われる。したがって、視覚障害者に対する情報保障では、個々のアクセス方法に即した形態の情報を提供する必要がある。そこで、それぞれの感覚の特性についての基本を学ぶとともに、各感覚向けの情報コンテンツを制作するためのメディア変換の技法や関連する知識を実践的に修得する。		
授業の到達目標	視覚障害者に対する情報保障の基本から最新動向までを総合的に解説し、その方法と手段の開発や改善に主体的に取り組むのに必要な知識を習得させる。		
受講条件	視覚障害者の情報アクセスの方法や問題点に関する概要を理解していること。		
教材、参考書	各回の内容に即した資料を提供する。		
成績評価方法	試験60%、レポート等提出物30%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	触覚・聴覚・ロービジョン、支援技術、情報保障手段		

回	担当教員	授業内容
1	長岡英司	視覚障害者への情報保障の変遷と基礎的知識
2	長岡英司	触覚による情報アクセス
3	長岡英司	点字による情報保障
4	宮城(田谷)愛美	触図による情報保障
5	宮城(田谷)愛美	触知サインによる情報保障
6	長岡英司	聴覚による情報アクセス
7	金堀利洋	DAISYによる情報保障
8	金堀利洋	自動音訳による情報保障(1) - 日本語
9	金堀利洋	自動音訳による情報保障(2) - 数式や図
10	宮城(田谷)愛美	ロービジョンによる情報アクセス
11	宮城(田谷)愛美	電子データ化による情報保障
12	長岡英司	情報のマルチモーダル化
13	金堀利洋	情報のワンソースマルチユース化
14	宮城(田谷)愛美	Web上での情報保障
15	金堀利洋	情報保障における今後の課題

授業科目名	聴覚障害教育特論	科目番号	
英 訳	Topics in Education for the Deaf	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義		
担当教員	長南浩人、松藤みどり、新井達也、一木玲子、中島幸則	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害児の言語と認知の発達に関する理論、及びそれら心理学的概念に対する指導法の修得ならびに聴覚障害児教育の動向に関する理解を深めることを目標とし、これらに関する知見を講義する。言語に関しては、言語理解と言語表出の能力を取り上げる。認知に関しては、言語記憶と推論及び数概念の発達を取り上げ、聴覚障害児の心理特性を述べる。さらには、これらの知見を踏まえた指導法を紹介する。聴覚障害児教育の動向については、諸外国の指導例を踏まえ、わが国における聴覚障害児教育のシステムを論ずる。		
授業の到達目標	聴覚障害教育の現状や指導法、評価法を修得し、合わせて今日的課題を知る。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業において紹介する。		
成績評価方法	試験70%、授業参加への取り組み10%、提出物評価20%により総合的に評価する。		
キーワード	聴覚障害児教育、教科指導法、心理特性		

回	担当教員	授業内容
1	長南、松藤、新井、一木、中島	オリエンテーション：聴覚障害教育特論の概要説明および聴覚障害者の言語習得に関する講義
2	長南浩人	聴覚障害児の言語能力の評価法と実態
3	長南浩人	聴覚障害児の読みの実態
4	長南浩人	聴覚障害児の読みの指導
5	長南浩人	聴覚障害児の書き言葉の実態
6	長南浩人	聴覚障害児の書き言葉の指導
7	長南浩人	聴覚障害児の認知能力の評価法と指導
8	松藤みどり	初等中等教育の外国語：現状と課題
9	松藤みどり	高等教育以降の外国語：現状と課題
10	新井達也	数の理解過程とその指導法
11	新井達也	文章題解決過程とその指導法
12	一木玲子	インクルーシブ教育の国際的動向
13	一木玲子	日本の聴覚障害児のインクルーシブ教育のとりくみ
14	中島幸則	聴覚障害者のスポーツ心理学的側面からみた指導法
15	中島幸則	聴覚障害者のスポーツ医学的側面からみた指導法

授業科目名	聴覚障害情報保障システム特論	科目番号	
英 訳	Advanced Information Accessibility for Deaf and Hard of Hearing	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義		
担当教員	佐藤正幸、小林正幸、三好茂樹	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害者に対する情報保障システム・支援技術及びオーディオロジーについて概説し、そのシステムである視覚を通じた情報保障システム（リアルタイム字幕提示システムなど）、聴覚を支援するオーディオロジカルシステム（補聴器、人工内耳、補聴援助システムなど）の構築方法について論ずる。		
授業の到達目標	聴覚障害者に対する情報保障システムの最先端の技術、活用について理解できるようにする。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業項目に関する資料を適宜配布する。		
成績評価方法	試験70%、課題評価20%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	補聴器、人工内耳、リアルタイム、ルビ、遠隔情報保障、音声認識		

回	担当教員	授業内容
1	佐藤正幸	ガイダンス 聴覚障害に対する情報保障の考え方
2	佐藤正幸	補聴器カウンセリング
3	佐藤正幸	補聴器フィッティングの実際
4	佐藤正幸	人工内耳活用支援
5	佐藤正幸	補聴援助システムの構築と活用
6	小林正幸	ルビ提示による情報保障システム（1）[パソコン]
7	小林正幸	ルビ提示による情報保障システム（2）[携帯端末]
8	小林正幸	ルビ提示による情報保障システム（3）[字幕放送]
9	小林正幸	ワンセグによる情報保障システム
10	小林正幸	Wi-Fi マルチキャストを用いた情報保障システム
11	三好茂樹	遠隔情報保障システムの構築／講義室内での情報保障例
12	三好茂樹	遠隔情報保障システムの構築／学外各種研修での情報保障例
13	三好茂樹	音声認識技術を取り入れた情報保障システムの構築
14	三好茂樹	音声認識技術を取り入れた情報保障システムの運用方法
15	三好茂樹	遠隔情報保障システムと音声認識技術

授業科目名	聴覚障害コミュニケーション技術演習	科目番号	
英 訳	Communication Skills of People with Hearing Impairments : Seminar	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習		
担当教員	長南浩人、須藤正彦、石原保志、大杉 豊	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害児・者とコミュニケーションする際の技術の修得を目標とし、これに関する演習を行う。具体的には、聴覚障害者が用いるコミュニケーション手段である、手話や指文字、キュードスピーチなどの手指記号、音声、文字を取り上げる。これらの手段は、聴覚障害者の障害の程度や年代、失聴年齢、言語力など障害者の障害に関する要因及び補聴機器等の種類といった聴覚学的要因によって利用のしかたを変える必要があることから、本演習では、左記の両要因に関する知見も取り上げる。		
授業の到達目標	聴覚障害者とコミュニケーションを円滑に行うための技術習得		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業で紹介する		
成績評価方法	試験80%、授業参加への取り組み10%、提出物評価10%により総合的に評価する。		
キーワード	聴覚障害者、コミュニケーション		

回	担当教員	授業内容
1	長南、須藤、石原、大杉	オリエンテーション：聴覚障害コミュニケーション技術の概要説明
2	長南浩人	聴覚障害者のコミュニケーション手段の種類と理論
3	長南浩人	聴覚障害者のコミュニケーション技術と評価
4	長南浩人	聴覚障害者のコミュニケーションの心理
5	石原保志	聴覚障害児者の発音技能獲得と課題
6	石原保志	状況に応じた発話の使用と視覚的手段との併用
7	石原保志	コミュニケーションにおける発話使用上の方略
8	須藤正彦	音声言語コミュニケーション
9	須藤正彦	調音・音響音声学的考察
10	須藤正彦	聴覚音声学的考察
11	大杉 豊	身振りコミュニケーション技術1
12	大杉 豊	身振りコミュニケーション技術2
13	大杉 豊	指文字と数字
14	大杉 豊	手話コミュニケーション技術1
15	大杉 豊	手話コミュニケーション技術2

授業科目名	聴覚障害学特論	科目番号	
英 訳	Disability Studies on Deaf and Hard of Hearing	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義		
担当教員	大杉 豊、四日市 章、鄭 仁豪	単位数	2単位
授業の概要	世界保健機関(WHO)の「国際生活機能分類」に示される「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「個人因子」「環境因子」等影響を及ぼす因子の各概念を踏まえて、聴覚障害のある者の障害内容、障害受容、障害認識及び教育の現状、そして彼らの社会参加を妨げる様々な障壁に関する知見を講義し、保健・医療・福祉サービス、社会システムや技術のあり方の方向性を論ずる。		
授業の到達目標	聴覚障害者の社会参加に係る諸問題を、「国際生活機能分類」の枠組みで検討する技術を身につける。		
受講条件	なし		
教材、参考書	必要に応じて資料を配布する。		
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	国際生活機能分類、聴覚障害、個人因子、環境因子、障害認識、障壁		

回	担当教員	授業内容
1	大杉 豊	ガイダンス 国際生活機能分類の枠組みと概念
2	四日市 章	聴覚障害の原因・分類・定義
3	四日市 章	聴覚障害の受容と認識
4	四日市 章	聴覚障害教育の特徴と課題
5	鄭 仁豪	聴覚障害児への言語指導法
6	鄭 仁豪	聴覚障害児のリテラシー（読み書きと発達の理論）
7	鄭 仁豪	聴覚障害児の心理（1）個体と環境の相互作用における発達
8	鄭 仁豪	聴覚障害児の心理（2）認知、知能、視知覚、社会性
9	大杉 豊	聴覚障害者と福祉（1）一般的なライフサイクルとライフコース
10	大杉 豊	聴覚障害者と福祉（2）高齢者
11	大杉 豊	聴覚障害者と福祉（3）盲ろう者
12	大杉 豊	聴覚障害者と福祉（4）重複聴覚障害者
13	大杉 豊	聴覚障害者の社会参加（1）音声情報のバリア
14	大杉 豊	聴覚障害者の社会参加（2）言語のバリア
15	大杉 豊	聴覚障害者の社会参加（3）コミュニケーションのバリア

授業科目名	視覚障害教育特論	科目番号	
英 訳	Education for People with Visual Impairments	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義		
担当教員	長岡、宮城(田谷)、香田、天野、太田、村上	単位数	2単位
授業の概要	情報アクセシビリティの向上を図るには、情報コンテンツやアクセス手段の改善とともに、各自のアクセス力の強化が欠かせない。視覚障害は、情報アクセスに関して多大な困難をもたらすことから、アクセス力の補強に自立的に取り組むために有用な知識や技能を障害当事者に確実に修得させる教育が重要である。そこで、そのあり方や方法を学修するとともに、個々のニーズに応じた教育を実現するための具体的な方策を実践的に修得する。		
授業の到達目標	多様な情報にアクセスする技能を視覚障害児・者に習得させるための教育の基本から最新動向までを総合的に解説し、その方法の開発や改善に主体的に取り組むために必要な知識を習得させる。		
受講条件	視覚障害児・者の学習方法や学習手段についての基礎的知識を有していること。		
教材、参考書	各回の内容に即した資料を提供する。		
成績評価方法	試験60%、レポート等提出物30%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	情報アクセス技法の指導、非視覚的情報アクセス、ロービジョンによる情報アクセス		

回	担当教員	授業内容
1	長岡英司	視覚障害の定義
2	長岡英司	視覚障害者教育の体制の変遷
3	長岡英司	視覚障害者に対する情報アクセス教育の変遷
4	長岡英司	「触覚による情報アクセス」の指導(1) 一点字の活用
5	太田智加子	「触覚による情報アクセス」の指導(2) 英語教育での点字による情報アクセス
6	宮城(田谷)愛美	「触覚による情報アクセス」の指導(3) 触図の制作と活用
7	村上佳久	「触覚による情報アクセス」の指導(4) 理科教育での触図や模型による情報アクセス
8	太田智加子	「聴覚による情報アクセス」の指導(1) 英語教育での聴覚による情報アクセス
9	村上佳久	「聴覚による情報アクセス」の指導(2) 理療教育での DAISY と自動音訳による情報アクセス
10	香田泰子	「聴覚による情報アクセス」の指導(3) 体育授業での聴覚による情報アクセス
11	宮城(田谷)愛美	「ロービジョンによる情報アクセス」の指導(1) ロービジョン用支援機器と支援技術
12	宮城(田谷)愛美	「ロービジョンによる情報アクセス」の指導(2) 情報教育でのロービジョンによる情報アクセス
13	香田泰子	「ロービジョンによる情報アクセス」の指導(3) 体育授業でのロービジョンによる情報アクセス
14	天野和彦	「感覚の統合的活用による情報アクセス」の指導(1) 歩行や日常動作における情報アクセス
15	天野和彦	「感覚の統合的活用による情報アクセス」の指導(2) 体育授業での感覚の統合的活用による情報アクセス

授業科目名	視覚障害情報保障システム特論	科目番号	
英 訳	Advanced or master's course of Visual impediment information support system	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義		
担当教員	大武信之、長岡英司、金堀利洋、飯塚潤一	単位数	2単位
授業の概要	視覚障害者が情報アクセスを行うためには、何らかの障害補償機器が必要となる。障害補償機器は、弱視と全盲では使い勝手が異なり、それぞれに合った形で提供され情報保障が成されるもので、本講義では、ハードウェア及びソフトウェアの両面から視覚障害情報保障システムに求められる機能・役割、さらには実現可能な新技術に触れ、役に立つ実践的な視覚障害情報保障システムについて学ぶ。		
授業の到達目標	視覚障害情報保障システムにおける活用の実際、情報処理量の評価、心的負荷の数値化手法、システムの構築と実装、これら広範囲に渡る領域における一定の理解と実際のサポートが出来るまでを目標とする。		
受講条件	講義後半部分に関しては、プログラミング経験があることが望ましい。		
教材、参考書	適宜、講義において提示する。		
成績評価方法	到達目標に掲げた領域における受講者による調査、レポート、システム構築に関わる仮想実現を通して総合的に評価する。口頭試問試験30%、課題評価60%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	システム構築、システム実装		

回	担当教員	授業内容
1	長岡英司・飯塚潤一	ガイダンス、視覚障害情報保障について
2	長岡英司	視覚障害情報保障システムの定義と分類
3	長岡英司	視覚障害情報保障システムの活用の実際（1）－全盲者の場合
4	長岡英司	視覚障害情報保障システムの活用の実際（2）－弱視者の場合
5	飯塚潤一	視覚障害者の情報処理(文書処理)量の評価法
6	飯塚潤一	機器利用の際に生じる心的負担の数値化手法
7	飯塚潤一	システム構築のプロセスモデルと管理
8	大武信之	視覚障害情報保障システム構築の概要
9	大武信之	視覚障害情報保障システム構築の実際
10	大武信之	視覚障害情報保障システム構築の応用
11	大武信之	システム構築のまとめ
12	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の概要
13	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の実際
14	金堀利洋	視覚障害情報保障システム実装の応用
15	金堀利洋	システム実装のまとめ

授業科目名	点字・ロービジョンケア技術演習	科目番号	
英 訳	Practice: Braille Translation and Low Vision Care	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習		
担当教員	飯塚潤一、宮城(田谷)愛美、森 まゆ	単位数	2単位
授業の概要	重度視覚障害者が点字を使いこなせるようにする。また、軽度・中度視覚障害者が残存する視機能をロービジョンケアによって活用できるようになることは、情報化社会でより豊かな生活を送るうえで非常に重要である。本演習では、点字成立の過程、パソコンを使った点訳作業、及びブルーペなどの情報保障機器を使用したロービジョンケアなどを、実際に点訳作業やロービジョングッズのフィッティングなど演習を行いながら学んでいく。		
授業の到達目標	視覚障害者のニーズ、スキル、眼疾患などを考慮し、適切な支援機器を選定したり、拡大教材・点字教材の作成をしたりできるようにする。		
受講条件	特になし		
教材、参考書	『ロービジョンケアの実際』(医学書院)、『初めての点訳 第2版』(全国視覚障害者情報提供施設協会)		
成績評価方法	期末考査70%、レポート30%により総合的に評価する。		
キーワード	ロービジョン、点字、点訳、情報保障機器、拡大教材、点字教材		

回	担当教員	授業内容
1	飯塚潤一	ガイダンス
2		眼の構造と視覚障害・視機能の評価
3		ロービジョンケアとロービジョン機器
4		読書・情報収集のためのロービジョン機器
5		歩行のためのロービジョン機器
6	宮城(田谷)愛美	修学環境と情報保障機器
7		拡大教材のあり方と作成
8		ロービジョン者の歩行環境
9	森 まゆ	点字の成立と規則
10		点字の読み書き
11	森 まゆ・宮城(田谷)愛美	点字教材のあり方と作成
12	宮城(田谷)愛美・森 まゆ	点字携帯端末の活用
13	森 まゆ	触図教材の作成
14		点字・点訳の実態と点訳コーディネート
15	飯塚潤一	重複障害や進行性疾患と情報保障機器

授業科目名	視覚障害アクセシビリティ プログラミング演習	科目番号	
英 訳	Visual impediment accessibility programming exercise lesson	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習		
担当教員	大武信之、金堀利洋	単位数	2単位
授業の概要	講義科目「視覚障害情報保障システム特論」の内容を、より現実的な課題として実現するためのシステム開発を、ソフトウェアとして実現するには、何が必要で、何が求められるかを探求しながら、実践的な開発を演習を通じて行う。システム開発を行う上では、OSの基礎、Java、C、マクロと、ある程度の応用プログラミングの経験と知識を要し、商業レベルで提供されているパソコン、携帯端末、視覚障害情報保障機器を対象として、視覚障害者にとり使い勝手の良いシステムの提供が出来る力を付けることを目指す。		
授業の到達目標	各演習回に合わせた授業内容を、プログラミングで実現・実装できるようにし、最終的には、1つのシステムを構築できるまでを目標とする。		
受講条件	プログラミング言語(C, C++, C#, Java, Ruby 等など)いずれかの使用経験があること。		
教材、参考書	適宜、演習において提示する。		
成績評価方法	演習科目であるため、提示された課題に対する達成度をもって評価する。提出物課題評価90%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	システム開発、システム構築		

回	担当教員	授業内容
1	大武信之	システム開発に必要な基礎知識 — 1. システム開発
2	大武信之	システム開発に必要な基礎知識 — 2. 開発言語
3	大武信之	システム開発に必要な基礎知識 — 3. リビジョン管理
4	大武信之	システム開発に必要な基礎知識 — 4. メモリー管理
5	大武信之	マクロ機能、マクロ言語
6	大武信之	分散開発
7	大武信之	システム・ビルド
8	金堀利洋	システム構築
9	金堀利洋	ライブラリ作成 — 関数ライブラリ (概要)
10	金堀利洋	ライブラリ作成 — 関数ライブラリ (実装)
11	金堀利洋	ライブラリ作成 — ダイナミック・リンク・ライブラリ (概要)
12	金堀利洋	ライブラリ作成 — ダイナミック・リンク・ライブラリ (実装)
13	金堀利洋	システム組み込み
14	金堀利洋	インストーラ作成法
15	大武信之、金堀利洋	システム・メンテナンス法

授業科目名	手話言語学特論	科目番号	
英 訳	Linguistic Structure of Signed Languages	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義		
担当教員	大杉 豊	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害教育及び手話通訳等の養成を含む教育場面で手話の指導及び評価を行うにあたって必要とされる手話の言語学的な特性に関する知識を深めることを目標とし、音声体系の言語事象を対象に発展してきた言語学の各論（音韻論、形態論、語彙論、統辞論、談話論、歴史言語学、比較言語学）を参照しつつ、身振り体系の言語としての手話の特徴に関する知見を講義する。		
授業の到達目標	手話の言語学的な特性に関する知識を身につける		
受講条件	手話コミュニケーションが可能なこと		
教材、参考書	必要に応じて資料を配布する		
成績評価方法	試験の成績70%、課題評価20%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	音声言語、身振り言語、手話		

回	担当教員	授業内容
1	大杉 豊	ガイダンス、身振り言語としての手話
2	大杉 豊	音声言語の音韻論
3	大杉 豊	音韻論で見る手話の言語学的な特性
4	大杉 豊	音声言語の形態論
5	大杉 豊	形態論で見る手話の言語学的な特性
6	大杉 豊	音声言語の語彙論
7	大杉 豊	語彙論で見る手話の言語学的な特性
8	大杉 豊	音声言語の統辞論
9	大杉 豊	統辞論で見る手話の言語学的な特性
10	大杉 豊	音声言語の談話論
11	大杉 豊	談話論で見る手話の言語学的な特性
12	大杉 豊	音声言語の歴史言語学
13	大杉 豊	歴史言語学で見る手話の言語学的な特性
14	大杉 豊	音声言語の比較言語学
15	大杉 豊	比較言語学で見る手話の言語学的な特性

授業科目名	手話言語学演習	科目番号	
英 訳	Linguistic Analysis of Signed Languages	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習		
担当教員	大杉 豊、小林洋子	単位数	1単位
授業の概要	「手話言語学特論」で学ぶ言語学の知識を踏まえて、将来に手話指導ないし手話評価に携わることを想定し、各々にテーマを設定し、手話言語コーパスを活用して手話データの分析を行うことを主とする。分析ツールとして、映像に注釈を付与するソフトウェア「ELAN」の操作方法及び手話の表記法を含むアノテーション手法を修得する。		
授業の到達目標	言語学の知識を踏まえて、ELANによる手話データの分析技術を身につける。		
受講条件	「手話言語学特論」を履修していること、手話コミュニケーションが可能なこと。		
教材、参考書	必要に応じて資料を配布する。		
成績評価方法	課題評価60%、授業参加への取り組み40%により総合的に評価する。		
キーワード	手話、言語学、ELAN、アノテーション		

回	担当教員	授業内容
1	大杉 豊、小林洋子	ガイダンス、コーパス言語学、分析対象
2	小林洋子	ELAN 技術
3	小林洋子	音韻レベルのアノテーション（1）記述
4	小林洋子	音韻レベルのアノテーション（2）記述と分析
5	大杉 豊、小林洋子	音韻レベルのアノテーション（3）まとめ
6	小林洋子	語彙レベルのアノテーション（1）記述
7	小林洋子	語彙レベルのアノテーション（2）記述と分析
8	大杉 豊、小林洋子	語彙レベルのアノテーション（3）まとめ
9	小林洋子	形態統辞レベルのアノテーション（1）記述
10	小林洋子	形態統辞レベルのアノテーション（2）記述と分析
11	大杉 豊、小林洋子	形態統辞レベルのアノテーション（3）まとめ
12	小林洋子	談話レベルのアノテーション（1）記述
13	小林洋子	談話レベルのアノテーション（2）記述と分析
14	大杉 豊、小林洋子	談話レベルのアノテーション（3）まとめ
15	大杉 豊、小林洋子	総合分析

授業科目名	ろう者学教育コンテンツ特論	科目番号	
英 訳	Educational Contents of Deaf Studies	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	講義		
担当教員	大杉 豊、小林洋子	単位数	2単位
授業の概要	聴覚障害児の「文化的なろう者」としてのアイデンティティ確立への支援及び、手話通訳等の養成を含む教育一般におけるろう者文化の指導に関する理論と方法の修得を目標とし、歴史、手話、コミュニティ、芸術、教育、スポーツ、テクノロジーの6分野で教育コンテンツの整備状況と活用技術、そして国内外の様々なリソースから教育に活用可能なものを教育コンテンツとして開発する技術に焦点を当てる。		
授業の到達目標	ろう者学の指導にあたり、国内外の様々なリソースを活用して教育コンテンツとして開発する技術を身につける。		
受講条件	なし		
教材、参考書	本学のろう者学ウェブサイト		
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	ろう者学、文化、教育コンテンツ		

回	担当教員	授業内容
1	大杉 豊、小林洋子	ガイダンス、ろう者学教育コンテンツ
2	大杉 豊	芸術コンテンツの整備状況
3	小林洋子	芸術コンテンツの活用技術
4	大杉 豊	スポーツコンテンツの整備状況
5	小林洋子	スポーツコンテンツの活用技術
6	大杉 豊	手話コンテンツの整備状況
7	小林洋子	手話コンテンツの活用技術
8	大杉 豊	コミュニティコンテンツの整備状況
9	小林洋子	コミュニティコンテンツの活用技術
10	大杉 豊	歴史コンテンツの整備状況
11	小林洋子	歴史コンテンツの活用技術
12	大杉 豊	教育コンテンツの整備状況
13	小林洋子	教育コンテンツの活用技術
14	大杉 豊	テクノロジーコンテンツの整備状況
15	小林洋子	テクノロジーコンテンツの活用技術

授 業 科 目 名	手話教育特論	科目番号	
英 訳	Issues in Sign Language Education	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	講 義		
担 当 教 員	大杉 豊、小林洋子	単 位 数	2単位
授 業 の 概 要	聴覚障害教育及び手話通訳等の養成を含む教育一般における手話指導法、手話評価法に関する理論と方法の修得を目標とし、これらに関する知見を講義する。国内外の教育機関における手話教育の動向を踏まえ、指導法に関しては、音声言語の語学教育における様々な指導法と指導例を参照しつつ、各場面に対応した手話の指導法を論ずる。手話評価法に関しては、聴覚障害教育における手話の言語力評価法の活用実態を概観し、音声言語の評価法を参照しつつ、手話に特化して開発されている評価法を論ずる。		
授業の到達目標	様々なニーズに対応して適切な手話指導法及び評価法のコーディネートが出来るようになる。		
受 講 条 件	なし		
教 材、参 考 書	必要に応じて資料を配布する。		
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	語学教育、言語評価法		

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	大杉 豊、小林洋子	ガイダンス、語学教育と言語力評価
2	大杉 豊	子どもの言語獲得
3	大杉 豊	手話言語の獲得（1）語彙
4	大杉 豊	手話言語の獲得（2）文法
5	大杉 豊	聴覚障害のある子どもへの手話指導
6	小林洋子	語学教育の指導法（音声言語・手話言語）
7	小林洋子	手話通訳養成における手話指導法
8	小林洋子	様々な場面に応じた手話指導法（1）公共サービス提供事業者向け
9	小林洋子	様々な場面に応じた手話指導法（2）学校教育（福祉教育・語学教育）
10	大杉 豊	音声言語の評価法
11	大杉 豊	アメリカ手話の評価法（1）Sign Language Proficiency Test
12	大杉 豊	アメリカ手話の評価法（2）ASL-Sentence Reproduction Test
13	大杉 豊	日本手話の言語評価法（1）聾学校の幼児児童生徒の手話言語力評価
14	大杉 豊	日本手話の言語評価法（2）日本手話文法理解テスト
15	大杉 豊、小林洋子	総まとめ

授 業 科 目 名	手話通訳特論	科目番号	
英 訳	Issues in Sign Language Interpreting	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	講 義		
担 当 教 員	大杉 豊、白澤麻弓	単 位 数	2単位
授 業 の 概 要	音声言語同時通訳の研究で構築されてきた諸理論を概観し、各種通訳モデルによって表現された通訳技術ならびに通訳実践技術のメカニズムについて理解した上で、手話通訳の現状を検証する。又、ろう者コミュニティの視点で様々な場面における手話通訳へのニーズを探る。		
授業の到達目標	手話通訳が必要とされる各場面の状況に応じた手話通訳コーディネートを行うための知識を身につける。		
受 講 条 件	なし		
教材、参考書	必要に応じて資料を配布する。		
成績評価方法	課題評価80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	通訳、翻訳、ろう者コミュニティ		

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	大杉 豊、白澤麻弓	ガイダンス
2	白澤麻弓	通訳翻訳理論（1）同時通訳プロセス
3	白澤麻弓	通訳翻訳理論（2）各種通訳モデル
4	白澤麻弓	通訳翻訳理論（3）各種通訳モデル
5	白澤麻弓	通訳翻訳理論（4）通訳実践技術モデル
6	白澤麻弓	通訳研究の実際（1）音声-音声通訳
7	白澤麻弓	通訳研究の実際（2）音声-音声通訳
8	大杉 豊	通訳研究の実際（3）音声-音声通訳
9	大杉 豊	通訳研究の実際（4）音声-手話通訳
10	大杉 豊	通訳研究の実際（5）手話-手話通訳
11	大杉 豊	比較言語学の視点による翻訳
12	大杉 豊	ろう者コミュニティの視点（1）コミュニティ通訳
13	大杉 豊	ろう者コミュニティの視点（2）学術通訳
14	大杉 豊	ろう者コミュニティの視点（3）触手話通訳
15	大杉 豊、白澤麻弓	総まとめ

授 業 科 目 名	手話通訳演習	科目番号	
英 訳	Exercises in Assessing Sign Language Interpreting Skills	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input checked="" type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授 業 の 形 式	演 習		
担 当 教 員	大杉 豊、白澤麻弓	単 位 数	1 単 位
授 業 の 概 要	「通訳・翻訳特論」で学んだ通訳の諸理論・モデルを念頭に、手話通訳評価の視点を「聴取・理解技術」「翻訳技術」「表現技術」「時間処理技術」「実践技術」に分けて学ぶ。そして日本語-手話間及び手話どうしの通訳を ELAN（「手話言語学演習」で導入）の利用により分析する技術を習得する。最後に実技を通して学生自身が課題と感じている通訳技術の評価・分析に焦点を当てる。		
授業の到達目標	ELAN を使って通訳のデータを分析する作業を実際に繰り返す中で、自分自身の通訳上の課題を発見し、克服する。		
受 講 条 件	「通訳・翻訳特論」「手話言語学演習」を履修していること。		
教 材、参 考 書	必要に応じて資料を配布する。		
成績評価方法	課題評価60%、授業参加への取り組み40%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	通訳、評価		

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	大杉 豊、白澤麻弓	ガイダンス
2	白澤麻弓	手話通訳評価の視点（1）聴取・理解技術、翻訳技術、表現技術
3	白澤麻弓	手話通訳評価の視点（2）時間処理技術、実践技術
4	白澤麻弓	手話通訳評価実技（1）日本語→手話 講演場面
5	白澤麻弓	手話通訳評価実技（2）日本語→手話 1対1場面
6	白澤麻弓	手話通訳評価実技（3）日本語→手話 グループ場面
7	大杉 豊	手話通訳評価実技（4）手話→日本語 講演場面
8	大杉 豊	手話通訳評価実技（5）手話→日本語 1対1場面
9	大杉 豊	手話通訳評価実技（6）手話→日本語 グループ場面
10	大杉 豊	手話通訳評価実技（7）手話→手話 講演場面
11	大杉 豊	手話通訳評価実技（8）手話→手話 1対1場面
12	大杉 豊	手話通訳評価実技（9）手話→手話 グループ場面
13	大杉 豊、白澤麻弓	手話通訳実技（1）日本語→手話
14	大杉 豊、白澤麻弓	手話通訳実技（2）手話→日本語
15	大杉 豊、白澤麻弓	手話通訳実技（3）手話→手話

授業科目名	支援組織マネジメント演習	科目番号	
英 訳	Management Practice for Support System	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習		
担当教員	石田久之	単位数	2単位
授業の概要	障害学生の支援には、対象を障害学生、支援学生、教員、事務職員の4者とし、内容を庶務的業務、支援業務、広報業務の3点とする、都合12領域もの広範な業務が存在する。更に学内には、教務・学務組織以外にも、保健管理センター（医務室）、学生相談室、カウンセリングセンターなども存在する。これらを有機的に連携させ、効果的に支援を行うための組織内マネジメント及び、組織間マネジメントを学ぶと共に、ロールプレイング法などにより、疑似体験、役割の分析などを行う。とりわけ大学の規模や専門性を鑑み、最も効率のよい支援組織形態とそのマネジメント法を学ぶ。		
授業の到達目標	学内外の支援組織を理解し、効果的な協力連携体制を理解する。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業項目に関する資料を適宜配布する。		
成績評価方法	試験50%、課題評価25%、実技（マネジメントの実際）25%により総合的に評価する。		
キーワード	学内連携、役割分析、支援組織		

回	担当教員	授業内容
1	石田久之	ガイダンス、学内支援組織と学外支援組織の概要
2	石田久之	支援マネジメントの原則
3	石田久之	教員への周知の仕方、FD研修、教員の組織化
4	石田久之	支援組織のマネジメント（庶務）
5	石田久之	支援組織のマネジメント（予算）、支援に係る各種予算
6	石田久之	支援組織のマネジメント（障害学生対応）
7	石田久之	支援対応の実際と役割分析
8	石田久之	支援組織のマネジメント（支援学生支援）
9	石田久之	学生対応の実際と役割分析
10	石田久之	支援組織のマネジメント（事務組織の相互支援）
11	石田久之	事務組織間のマネジメントの実際と役割分析
12	石田久之	個人情報保護と支援マネジメント
13	石田久之	学生相談室、医務室との協調
14	石田久之	行政や他大学との連絡・調整
15	石田久之	支援と支援組織、支援マネジメントの関係、まとめ

授業科目名	障害学生支援コーディネータート論	科目番号	
英 訳	Advanced Lectures on Coordination for Disability Student Service	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	講義		
担当教員	白澤麻弓	単位数	2単位
授業の概要	大学等の高等教育機関で障害学生への支援を進めていくためには、支援ニーズの把握から支援内容の決定、支援者の確保や養成・配置といったコーディネータート業務が不可欠である。本講義では、全国の高等教育機関における障害学生支援の現状について概観したのち、実際の障害学生支援室で行われているさまざまな支援業務について、ゲスト講師による事例を通して学修するとともに、国の政策動向や諸外国の障害学生支援の現状について学ぶことで、コーディネータートに必要な基礎知識を修得する。		
授業の到達目標	高等教育機関における障害学生支援の実際について具体的にイメージし、自ら説明できる。		
受講条件	なし		
教材、参考書	教職員のための障害学生修学支援ガイド 他		
成績評価方法	レポート80%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	障害学生支援、コーディネータート、支援事例		

回	担当教員	授業内容
1	白澤麻弓	ガイダンス・障害学生支援の現状1（現状と課題）
2		障害学生支援の現状2（国の政策動向）
3		障害学生支援の現状3（合理的配慮）
4		障害学生支援の実際1（障害学生支援に必要な組織体制）
5		障害学生支援の実際2（障害学生支援室の1年）
6		障害学生支援の実際3（コーディネータート業務）
7		障害学生支援の実際4（コーディネータート業務）
8		障害学生支援の実際5（コーディネータート業務）
9		各大学の支援実践1（大学事例調査）
10		各大学の支援実践2（大学事例報告）
11		諸外国の障害学生支援1（先進大学における支援実態）
12		諸外国の障害学生支援2（法制度・社会的背景）
13		諸外国の障害学生支援3（全米ネットワークの活動）
14		各大学における支援事例1（ゲスト講師による講義）
15		各大学における支援事例2（ゲスト講師による講義）

授 業 科 目 名	障害学生支援コーディネート実習	科目番号	
英 訳	Practicum of Coordination for Disability Student Services	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	実習		
担当教員	白澤麻弓	単位数	1単位
授業の概要	大学等の高等教育機関において障害学生支援コーディネーターなどの業務に従事するためには、支援に関わる実践的な技術が不可欠である。本実習では、実際の大学・機関において3ヶ月以上の実習を複数回経験することで、大学における障害学生支援室の実際について学ぶ。あわせて、実習の前には大学で求められるコーディネート業務（募集、シフト作成、書類作成、会計計算）や支援学生の養成方法（教材作成、模擬講座）、学内関係部署との調整等について、模擬的に体験を行うことで、実際の現場で求められる技術の修得を目指す。		
授業の到達目標	高等教育機関における障害学生支援に必要な知識・技術を修得し、実際の現場で発揮できる。		
受講条件	障害学生支援コーディネート特論を履修済みの学生		
教材、参考書	適宜資料を配付		
成績評価方法	レポート40%、実習報告書40%、授業参加への取り組み20%により総合的に評価する。		
キーワード	障害学生支援、コーディネート、現場実習		

回	担当教員	授 業 内 容
1	白澤麻弓	ガイダンス・模擬実習①（コーディネート業務）
2		模擬実習②（コミュニケーションスキル）
3		模擬実習③（関係部署との調整）
4		現場実習
5		現場実習
6		現場実習
7		現場実習
8		現場実習
9		現場実習
10		現場実習
11		現場実習
12		現場実習
13		現場実習
14		現場実習
15		まとめ・コーディネーターの資質と理念

授業科目名	障害者就労支援特論	科目番号	
英 訳	Support of Workplace Adaptation for the People with Disabilities	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	講義		
担当教員	石原 保志、飯塚 潤一	単位数	2単位
授業の概要	障害者の生活と職業及び障害者の就労に関する法律、制度について、我が国と、諸外国の状況を比較しながら解説する。また聴覚障害者、視覚障害者の雇用及び就労の現状を紹介し、職場適応やキャリアアップに関する課題を分析する。さらに両障害者の職場適応、職能向上、環境改善を促す支援の具体的方策に関する知識を修得し、職域拡大に向けた方策について検討する。		
授業の到達目標	聴覚障害者、視覚障害者の就労における課題を理解し、状況に即した支援方策を提案できるようにする。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業項目に関するプリントを適宜配布する。		
成績評価方法	試験70%、課題レポート20%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	障害者雇用、職場適応		

回	担当教員	授業内容
1	石原 保志	ガイダンス
2		障害者の雇用に関する法令・制度
3		聴覚障害者の雇用と就労の現状と課題(1)：能力的要因
4		聴覚障害者の雇用と就労の現状と課題(2)：環境的要因
5		職場における聴覚障害者支援(1)：支援体制と障害啓発
6		職場における聴覚障害者支援(2)：コミュニケーション
7		職場における聴覚障害者支援(3)：情報保障
8		聴覚障害者の職域拡大と支援の方策
9	飯塚 潤一	視覚障害者の雇用と就労の状況
10		視覚障害者の就労に関する支援制度
11		視覚障害者の就労事例に見る支援と対応
12		視覚障害者の雇用および職場定着の課題(1)：全盲，弱視
13		視覚障害者の雇用および職場定着の課題(2)：先天，中途
14		視覚障害者の就労と情報保障機器(1)：全盲
15		視覚障害者の就労と情報保障機器(2)：弱視

授 業 科 目 名	特別支援教育情報保障特論	科目番号	
英 訳	Theory and Exercise of Information Accessibility in Special Education	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授 業 の 形 式	講義		
担 当 教 員	石原 保志、藤島 省太	単 位 数	2単位
授 業 の 概 要	特別支援学校、特別支援学級及び一般の小学校、中学校、高等学校、等で学ぶ聴覚障害児者、視覚障害児者に対する教育的支援について、教育的観点から、情報保障の現状と課題について解説する。また児童、生徒の発達段階と教育現場の実情に即した情報保障の具体的手法について論じる。さらに学校等において最新の情報保障方法を活用した教育支援を試行し、教育現場における情報保障を体験するとともに、教育効果を検証することで、実践的かつ効果的な情報保障技術の修得を目指す。		
授業の到達目標	児童、生徒の障害特性、発達段階及び教育現場の実情に即した情報保障の手法について理解する。		
受 講 条 件	特になし		
教材、参考書	プリント等を配布するほか情報保障機器を貸与する		
成績評価方法	試験60%、課題評価30%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キ ー ワ ー ド	障害特性、PC 要約、拡大文字		

回	担 当 教 員	授 業 内 容
1	石原保志	ガイダンス
2		聴覚障害児、視覚障害児の発達特性
3		特別支援学校における情報保障の現状と課題
4		一般校における情報保障の現状と課題
5		情報保障の具体的手段(1)聴覚障害
6		情報保障の具体的手段(2)視覚障害
7		教育現場で使用される情報保障機器、教材
8		情報保障における教育的配慮
9	藤島省太	情報保障現場の視察(1)特別支援学校
10		情報保障現場の視察(2)一般校
11		情報保障の実践的体験(1)聴覚障害
12		情報保障の実践的体験(2)視覚障害
13		情報保障の実践的体験(3)聴覚障害と視覚障害の混在
14	石原保志	最新の技術を活用した情報保障
15		高等教育における情報保障

授業科目名	障害者支援演習	科目番号	
英 訳	Seminar on Working with Multiple Disabilities	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input checked="" type="checkbox"/> 共通科目 <input type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1・2年次		
授業の形式	演習		
担当教員	佐藤正幸、菅井裕行	単位数	1単位
授業の概要	視覚障害または聴覚障害があり、その上で他の障害を併せ有する障害者（発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害のいずれかを併せ有する重複障害、及び視覚・聴覚二重障害（盲ろう））の理解を深め、支援の在り方について検討する。内容としては重複障害の状況に関する理解、それに基づいた学習環境の整備、学習支援、及び生活支援の実際を取り上げる。		
授業の到達目標	他の障害を併せ有する視覚障害並びに聴覚障害について理解した上で、必要な支援が構築できること。		
受講条件	なし		
教材、参考書	授業項目に関する資料を適宜配布する。		
成績評価方法	試験80%、課題評価10%、授業参加への取り組み10%により総合的に評価する。		
キーワード	盲ろう、発達障害、肢体不自由、病弱・虚弱、精神障害		

回	担当教員	授業内容
1	佐藤正幸	ガイダンス
2	佐藤正幸	他の障害を併せ有する視覚障害者及び聴覚障害者の現況
3	佐藤正幸	肢体不自由を併せ有する聴覚障害者
4	佐藤正幸	病弱・虚弱または精神障害を併せ有する聴覚障害者
5	佐藤正幸	発達障害を併せ有する聴覚障害者1（学習障害）
6	佐藤正幸	発達障害を併せ有する聴覚障害者2（ADHD）
7	佐藤正幸	発達障害を併せ有する聴覚障害者3（高機能自閉症等 他）
8	菅井裕行	肢体不自由を併せ有する視覚障害者
9	菅井裕行	病弱・虚弱または精神障害を併せ有する視覚障害者
10	菅井裕行	発達障害を併せ有する視覚障害者1（学習障害）
11	菅井裕行	発達障害を併せ有する視覚障害者2（ADHD）
12	菅井裕行	発達障害を併せ有する視覚障害者3（高機能自閉症 他）
13	菅井裕行	盲ろう者の理解（基礎知識）
14	菅井裕行	盲ろう者への支援（幼児期から高校）
15	佐藤正幸	盲ろう者への支援（高等教育機関）

授業科目名	情報アクセシビリティ特別研究 1	科目番号	
英 訳	Information Accessibility Special Project 1	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input checked="" type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	1年次		
授業の形式	演習		
担当教員	飯塚、石原、大武、加藤、香田、小林、佐藤、須藤、長岡、大杉、白澤、長南、中島、三好、宮城(田谷)	単位数	4単位
授業の概要	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する専門的な知識を教授するとともに、そのテーマの研究を指導する。		
授業の到達目標	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する専門的な知識を修得し、最先端の理論、技術などの情報を自主的に収集し、自ら課題を把握・分析でき、研究テーマにそった研究計画を立案できるようにする。		
受講条件	なし		
教材、参考書	各指導教員が指示する。		
成績評価方法	指導教員が成績を総合的に評価する。		
キーワード	修士研究		

回	担当教員	授業内容
1	指導教員	ガイダンス
2	指導教員	各自のテーマについて検討（全体）
3	指導教員	テーマの決定（全体）
4	指導教員	個別指導
5	指導教員	個別指導
6	指導教員	個別指導
7	指導教員	個別指導
8	指導教員	個別指導
9	指導教員	個別指導
10	指導教員	個別指導
11	指導教員	個別指導
12	指導教員	個別指導
13	指導教員	個別指導
14	指導教員	個別指導
15	指導教員	中間発表（全体）
16	指導教員	個別指導

17	指導教員	個別指導
18	指導教員	個別指導
19	指導教員	個別指導
20	指導教員	個別指導
21	指導教員	個別指導
22	指導教員	個別指導
23	指導教員	個別指導
24	指導教員	個別指導
25	指導教員	個別指導
26	指導教員	個別指導
27	指導教員	個別指導
28	指導教員	個別指導
29	指導教員	個別指導
30	指導教員	発表会（全体）、評価

授業科目名	情報アクセシビリティ特別研究2	科目番号	
英 訳	Information Accessibility Special Project 2	科目区分	基盤科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 専門科目 <input type="checkbox"/> コース指定選択科目 <input type="checkbox"/> 共通科目 <input checked="" type="checkbox"/> 特別研究
標準履修年次	2年次		
授業の形式	演習		
担当教員	飯塚、石原、大武、加藤、香田、小林、佐藤、須藤、長岡、大杉、白澤、長南、中島、三好、宮城(田谷)	単位数	6単位
授業の概要	情報アクセシビリティの各研究テーマに関する研究を指導する。また、修士論文執筆及びプレゼンテーションを行う。		
授業の到達目標	情報アクセシビリティの各研究テーマについて、指導教員の下で基礎知識や専門知識を統合して遂行できるようにするとともに、研究成果を修士論文としてまとめ、簡潔に研究内容を発表できるようにする。		
受講条件	なし		
教材、参考書	各指導教員が指示する。		
成績評価方法	指導教員が成績を総合的に評価する。		
キーワード	修士研究		

回	担当教員	授業内容
1	指導教員	ガイダンス
2	指導教員	個別指導
3	指導教員	個別指導
4	指導教員	個別指導
5	指導教員	個別指導
6	指導教員	個別指導
7	指導教員	個別指導
8	指導教員	個別指導
9	指導教員	個別指導
10	指導教員	個別指導
11	指導教員	個別指導
12	指導教員	個別指導
13	指導教員	個別指導
14	指導教員	個別指導
15	指導教員	中間発表（全体）
16	指導教員	個別指導

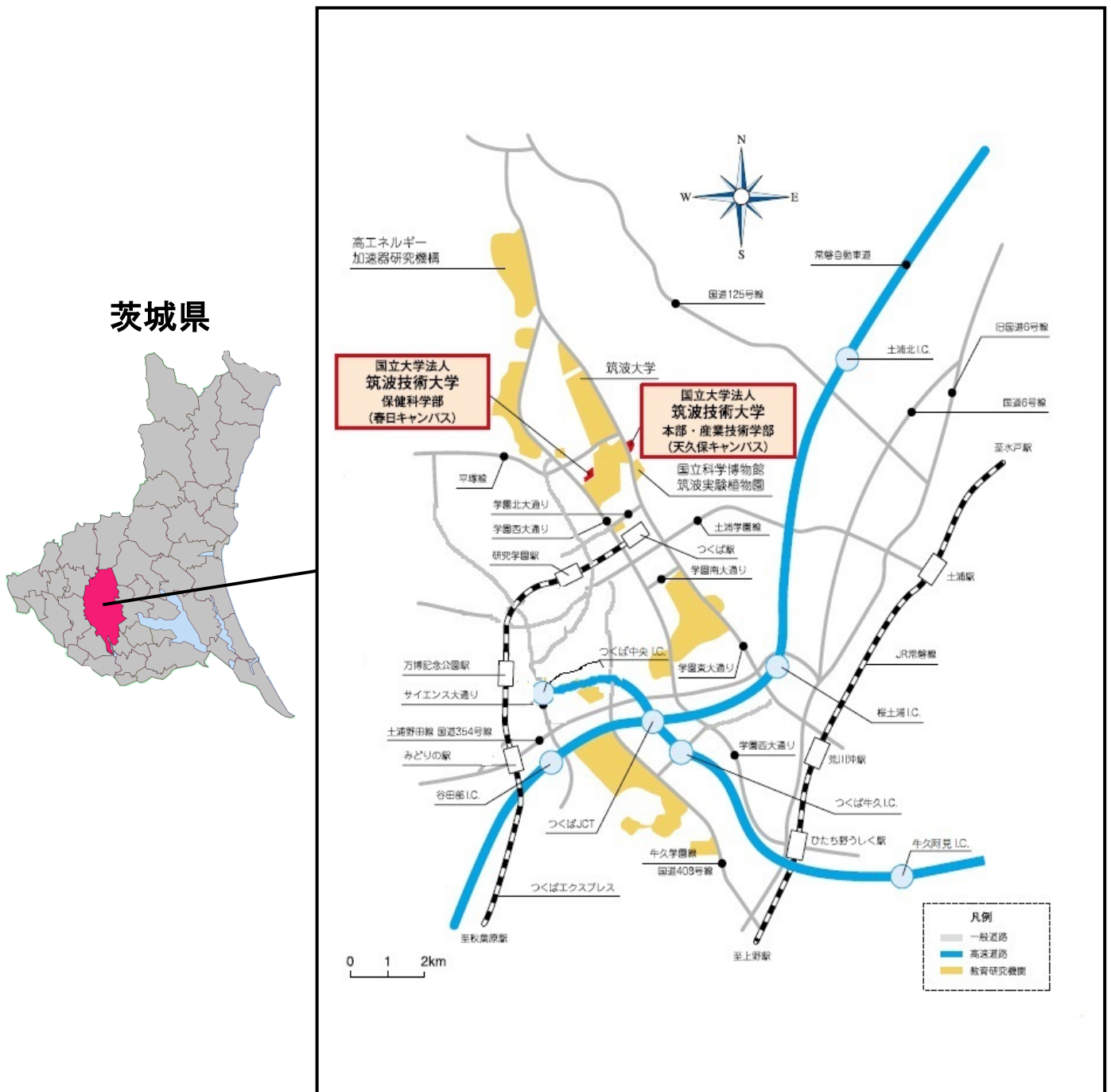
17	指導教員	個別指導
18	指導教員	個別指導
19	指導教員	個別指導
20	指導教員	個別指導
21	指導教員	個別指導
22	指導教員	個別指導
23	指導教員	個別指導
24	指導教員	個別指導
25	指導教員	個別指導
26	指導教員	個別指導
27	指導教員	個別指導
28	指導教員	個別指導
29	指導教員	個別指導
30	指導教員	最終報告（発表会）、評価

2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況

専攻	天久保		春日		校地面積 校舎面積	学部及び校地ごとの教育内容	備考
	最大受入定員	専任教員	最大受入定員	専任教員			
情報アクセシビリティ専攻	6人	13人 (13人)	4人	12人 (12人)	/	在勤する専任教員の授業科目を在勤キャンパスにおいて実施	
既存の専攻	8人	38人 (38人)	6人	31人 (31人)			
計	14人	51人 (51人)	10人	43人 (43人)	39,614㎡ (39,614㎡) 16,068㎡ (16,068㎡)		

施設・設備等	天久保		春日		備考
	最大受入定員	専任教員	最大受入定員	専任教員	
学長室		1室		0室	
会議室		5室		2室	
事務室		4室		3室	
事務職員		49人		22人	
研究室		53室		41室	
教室		12室		7室	
		5室		3室	
		30室		18室	
図書館		42,852冊		49,044冊	図書館は夜間も開館し、学生の利便性に配慮している。聴覚障害系図書館では字幕入りビデオテープ、視覚障害系図書館では点字図書、拡大文字図書、音声資料を積極的に収集している。
図書館専任職員		2人		2人	
医務室		1室		1室	
学生自習室		3室		4室	
学生控室		7室		4室	
運動場		有		有	(天久保) つくば市天久保4-3-15 13,877㎡ (春日) つくば市春日4-12-7 6,553㎡
体育館		有		有	(天久保) つくば市天久保4-3-15 1,078㎡ (春日) つくば市春日4-12-7 677㎡

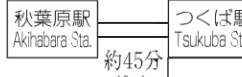
校地校舎等の図面



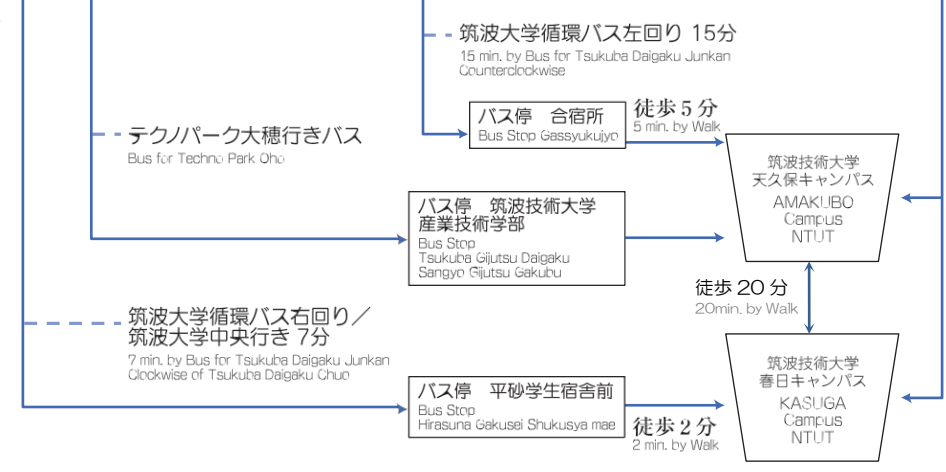
■ JR常磐線 by JR Joban Line



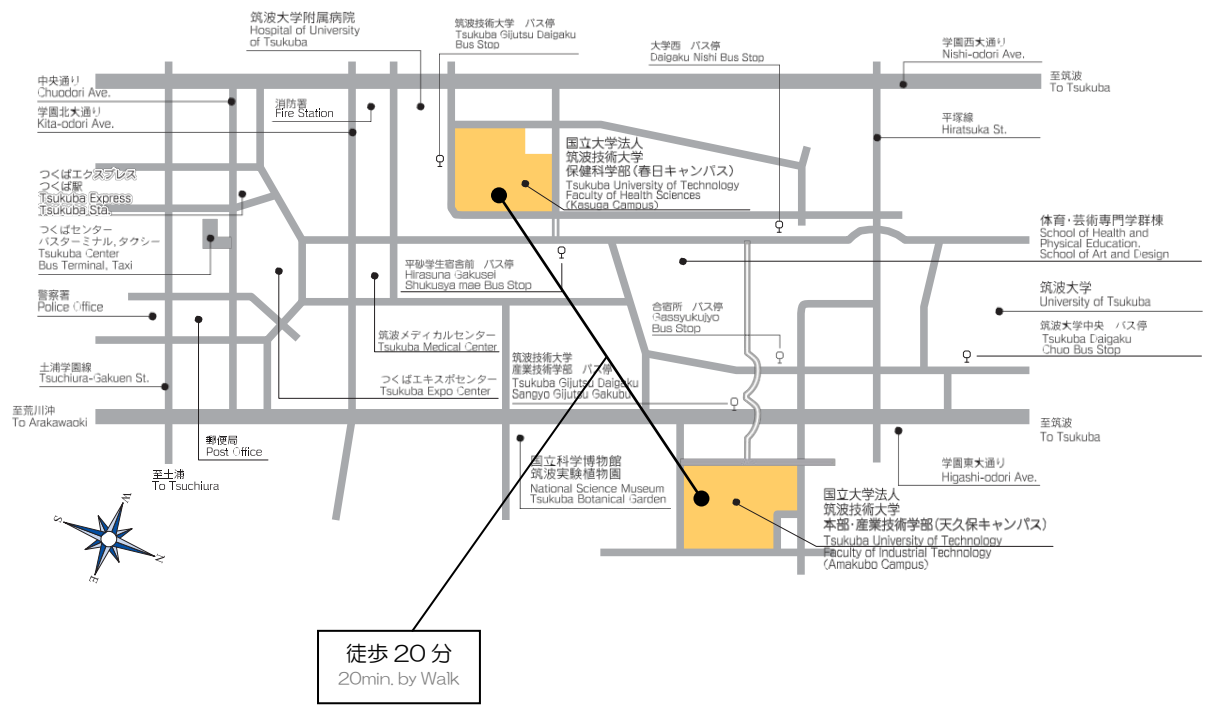
■ つくばエクスプレス by Tsukuba Express



■ 常磐高速バス by Joban Kosoku Bus (Highway Bus)

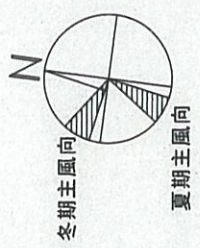


NTUT = National University Corporation Tsukuba University of Technology

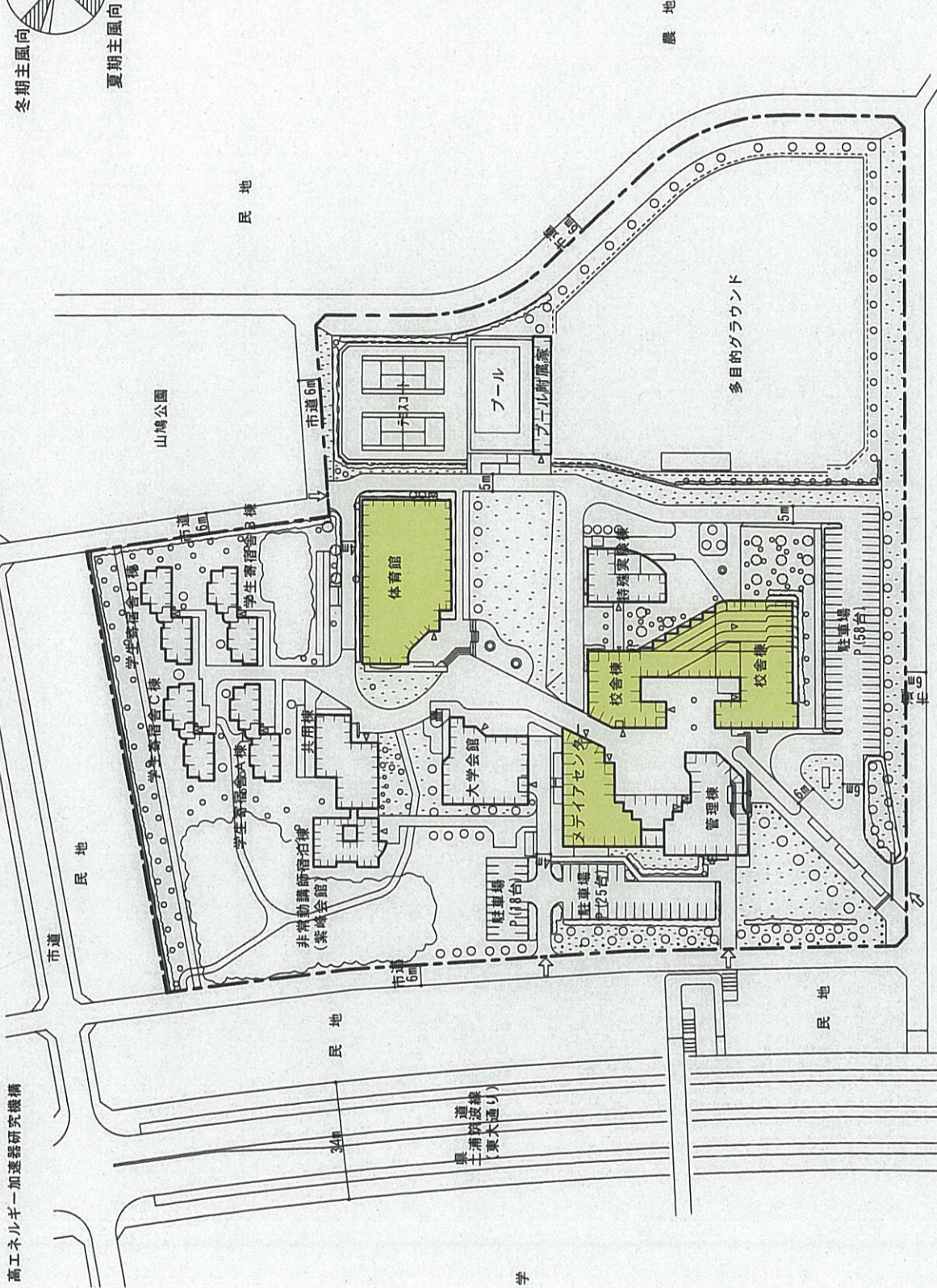


教室等について、情報アクセスIBILITY専攻の専有部分は特にないため、共有部分を色で示す。

至 高エネルギー加速器研究機構



冬期主風向
夏期主風向

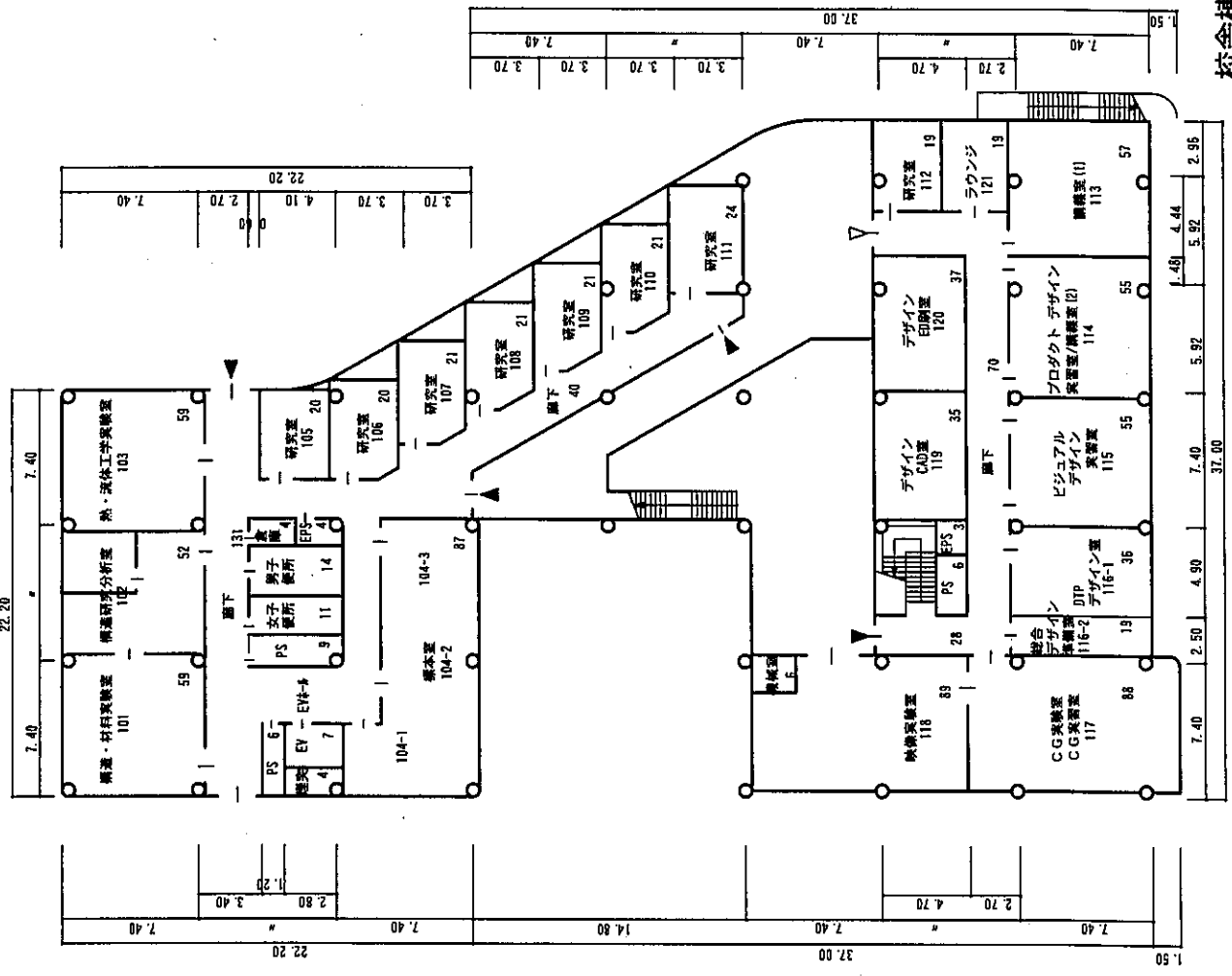
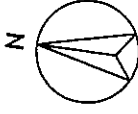


至 土浦市 荒川沖

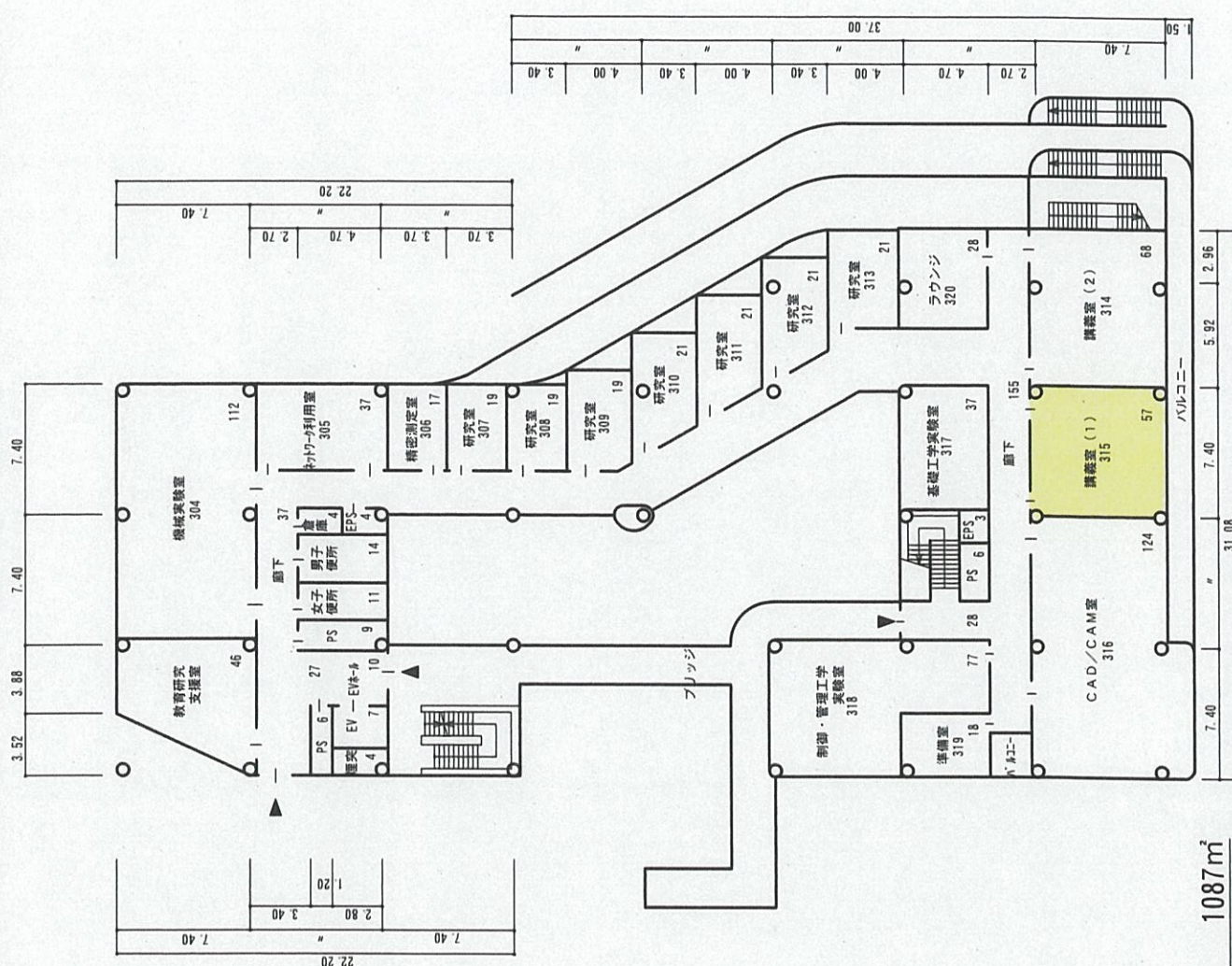
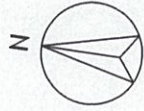
筑波大学

至 土浦市 荒川沖

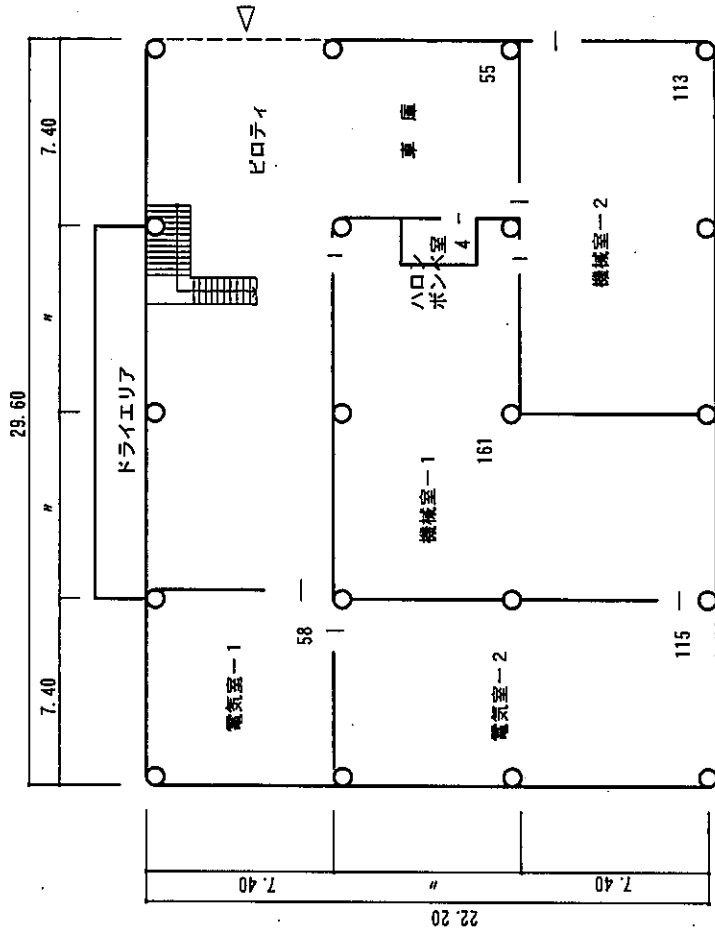
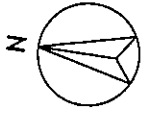
天久保地区配置図 S=1/1200



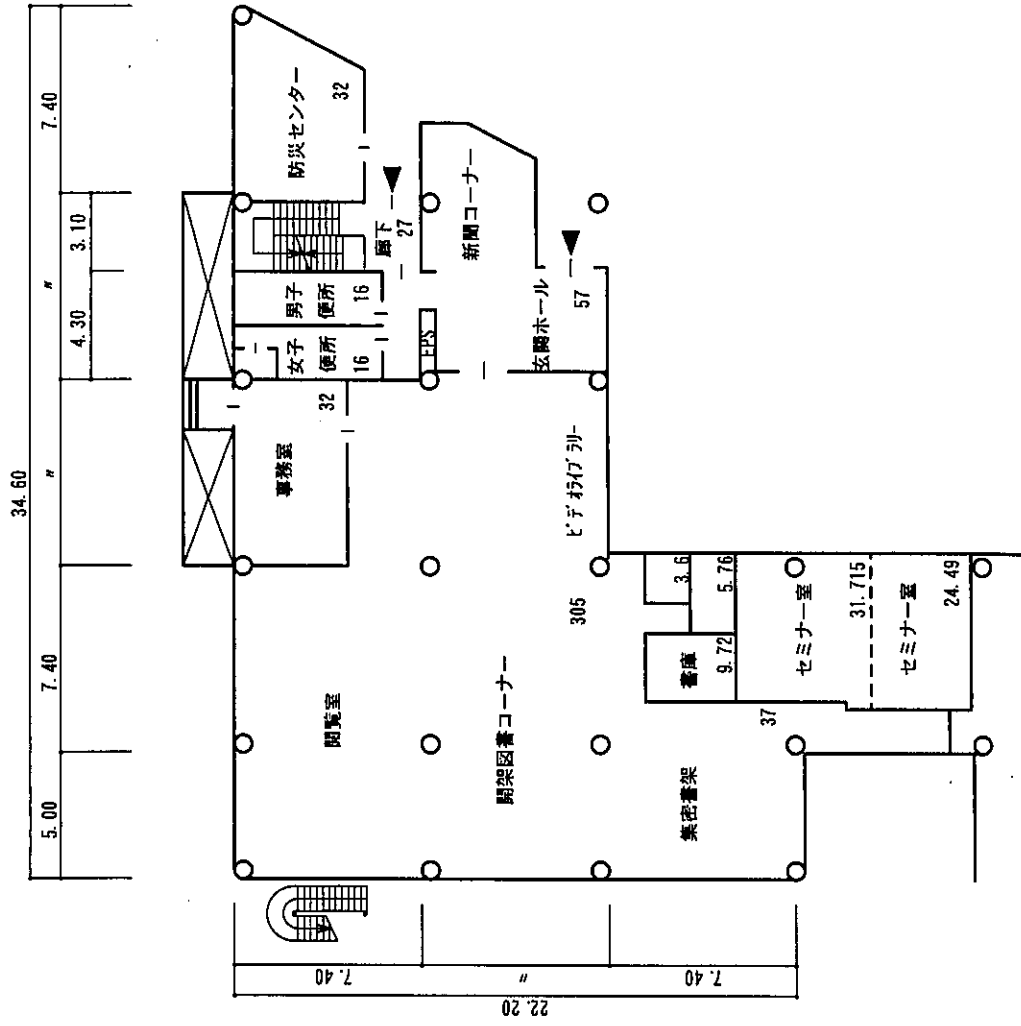
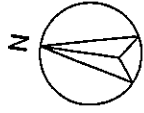
校舎棟 1 階平面図 S=1/300 1257㎡



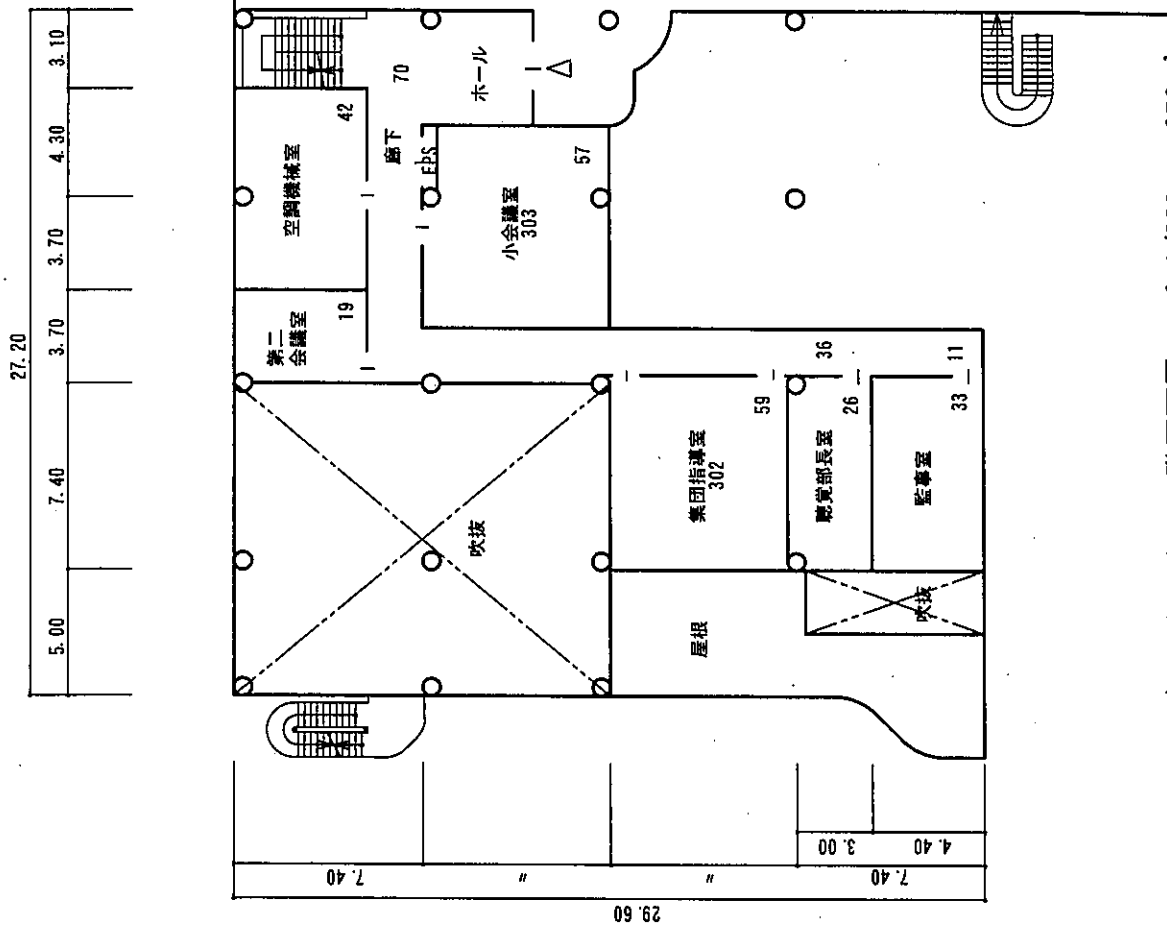
校舎棟 3 階平面図 S=1/300 1087㎡



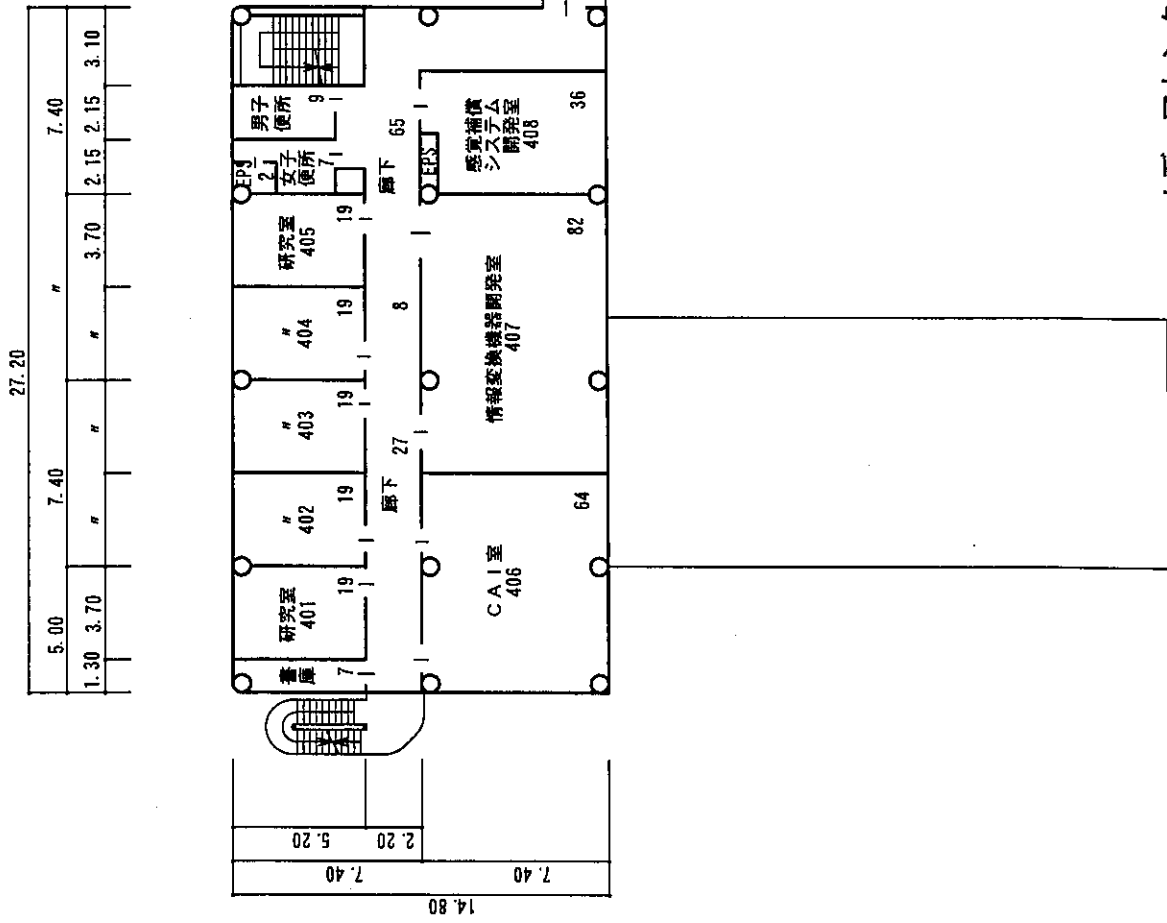
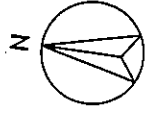
メディアセンター1階平面図 S=1/300 506㎡



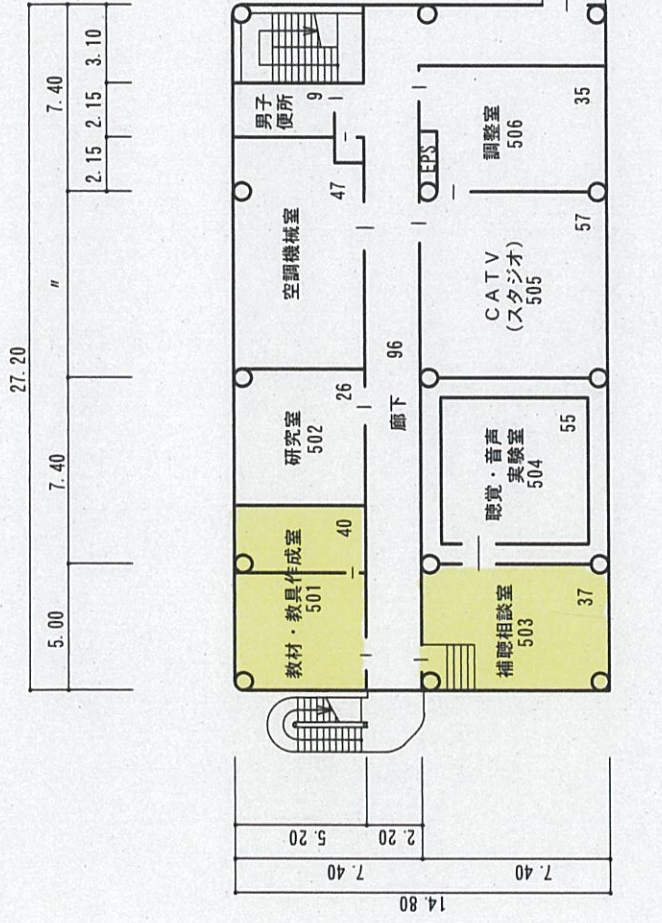
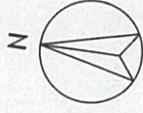
メディアセンター 2階平面図 S=1/300 522㎡



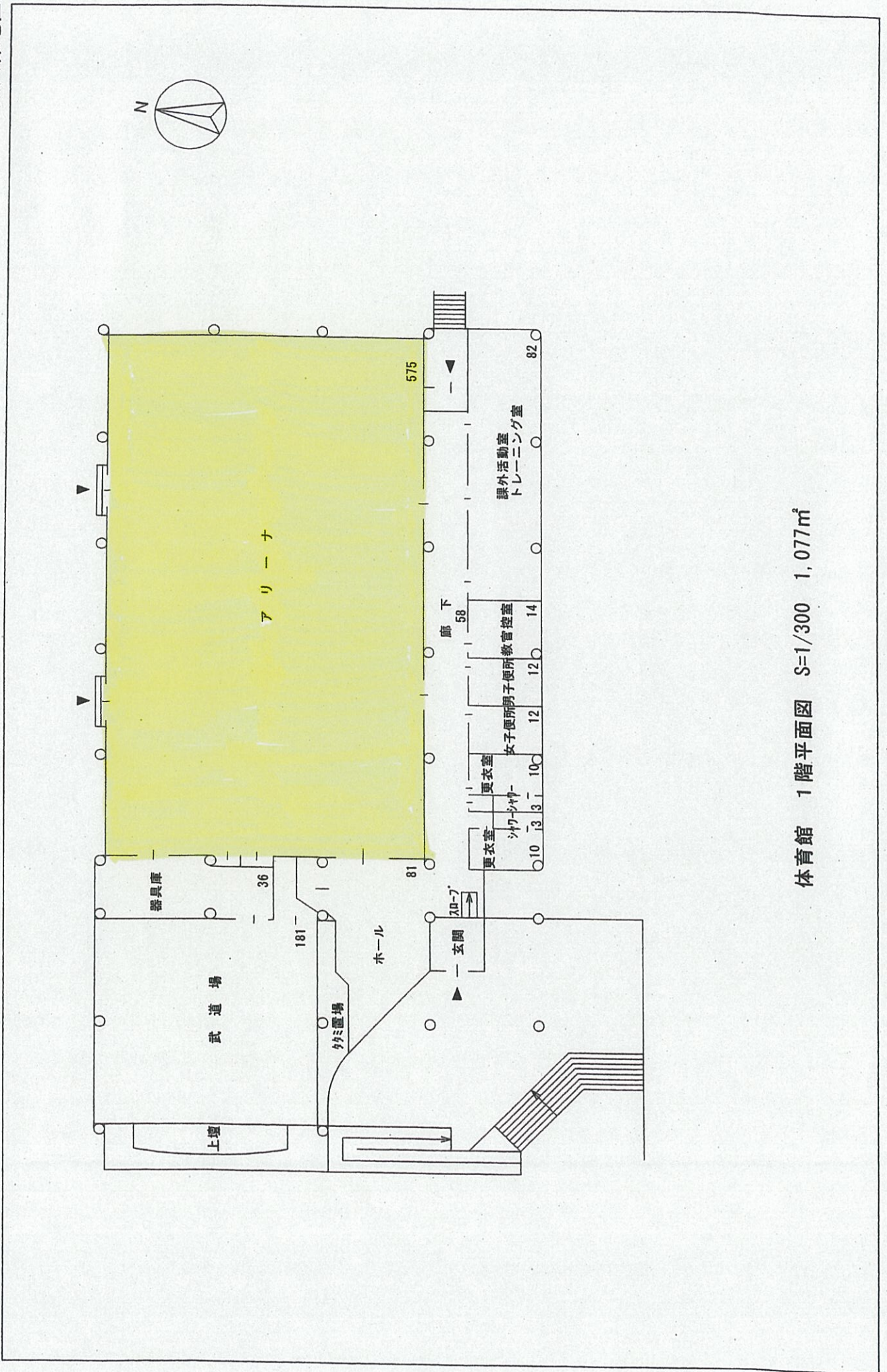
メディアセンター 3階平面図 S=1/300 353㎡



メディアセンター 4階平面図 S=1/300 402㎡

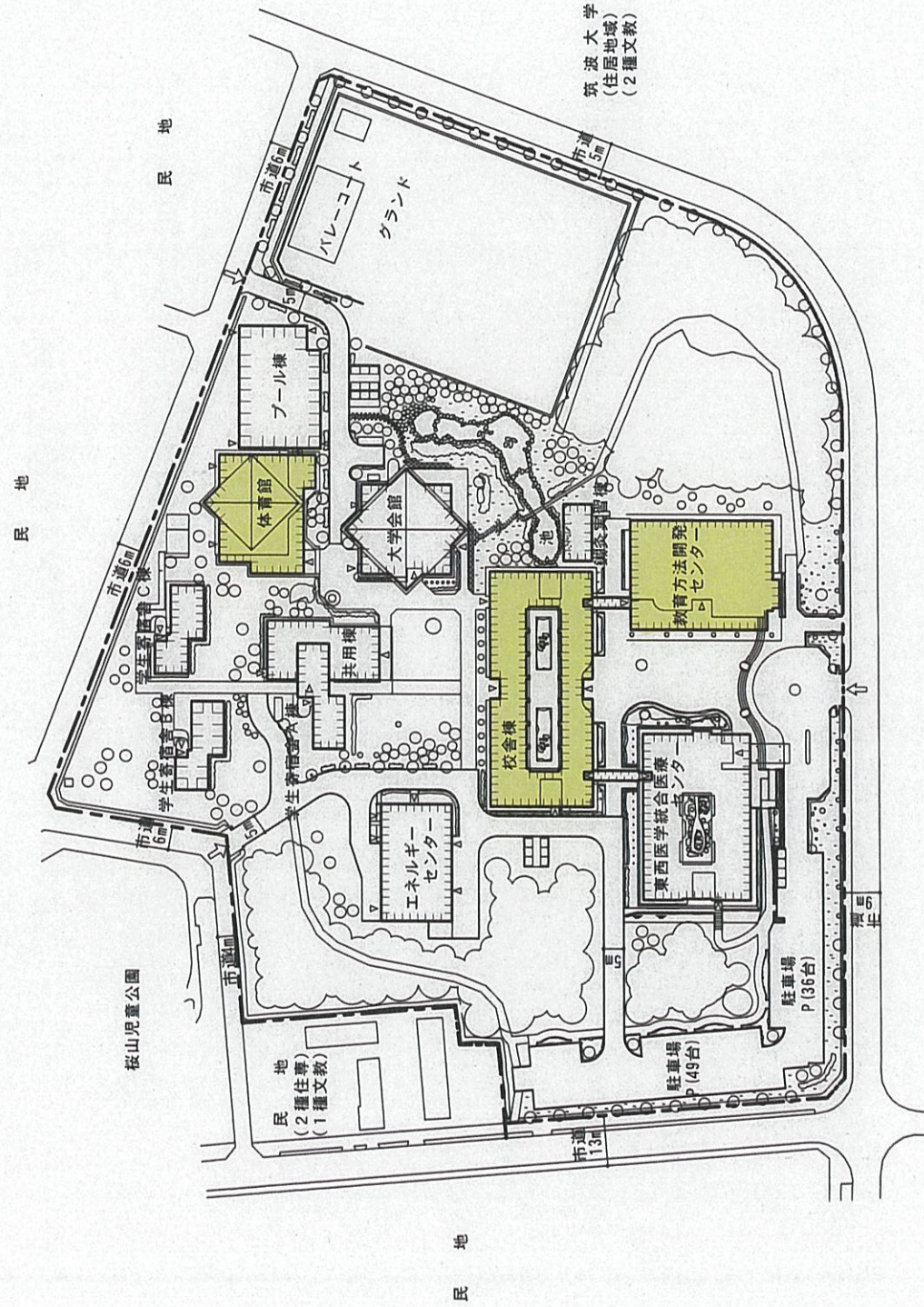
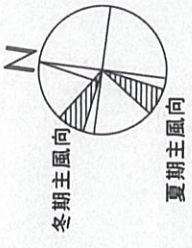


メディアセンター5階平面図 S=1/300 402㎡

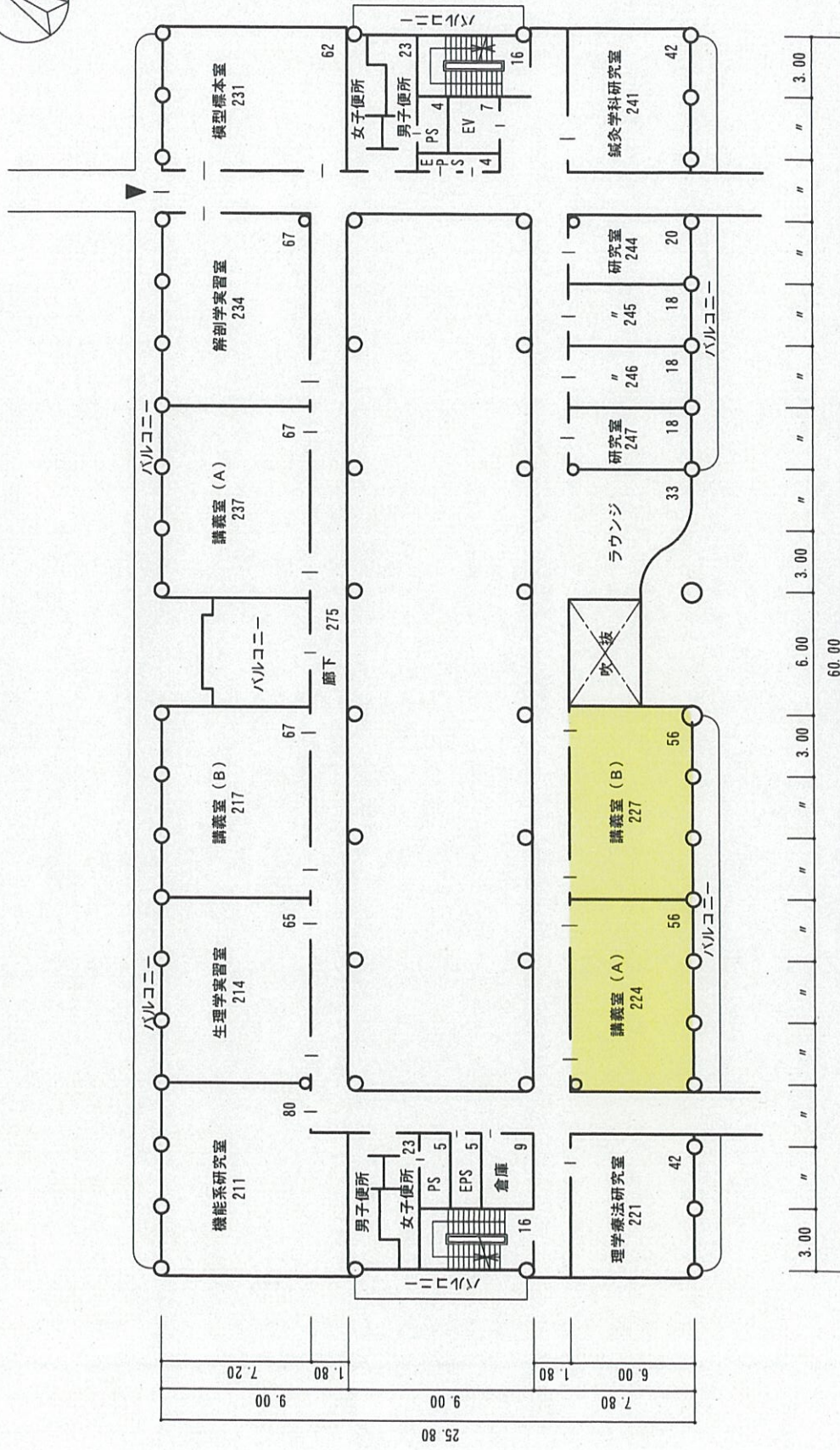
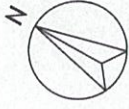


体育館 1階平面図 S=1/300 1,077㎡

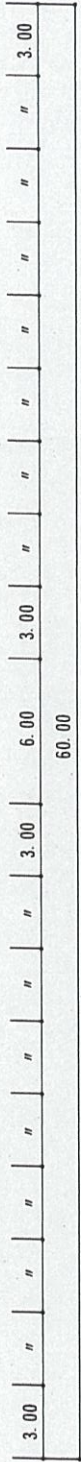
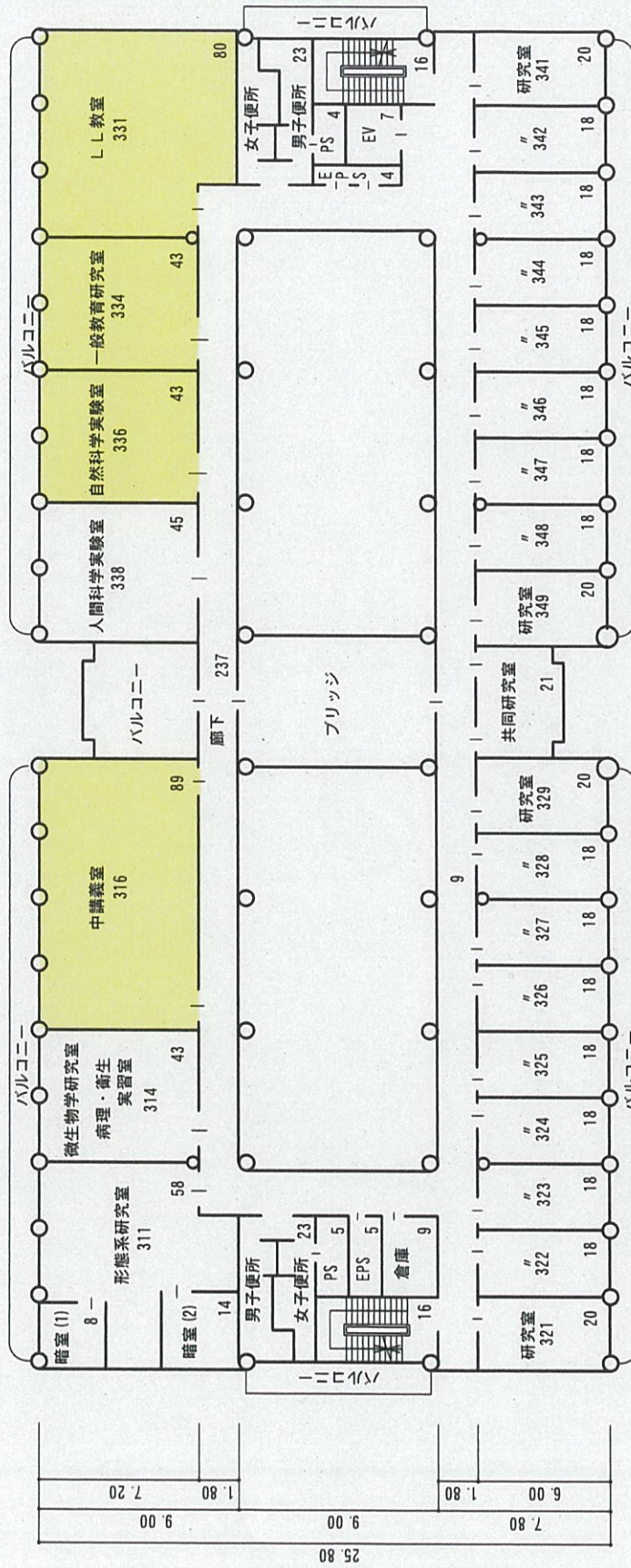
教室等について、情報アクセシビリティ専攻の専有部分は特にないため、共有部分を色で示す。



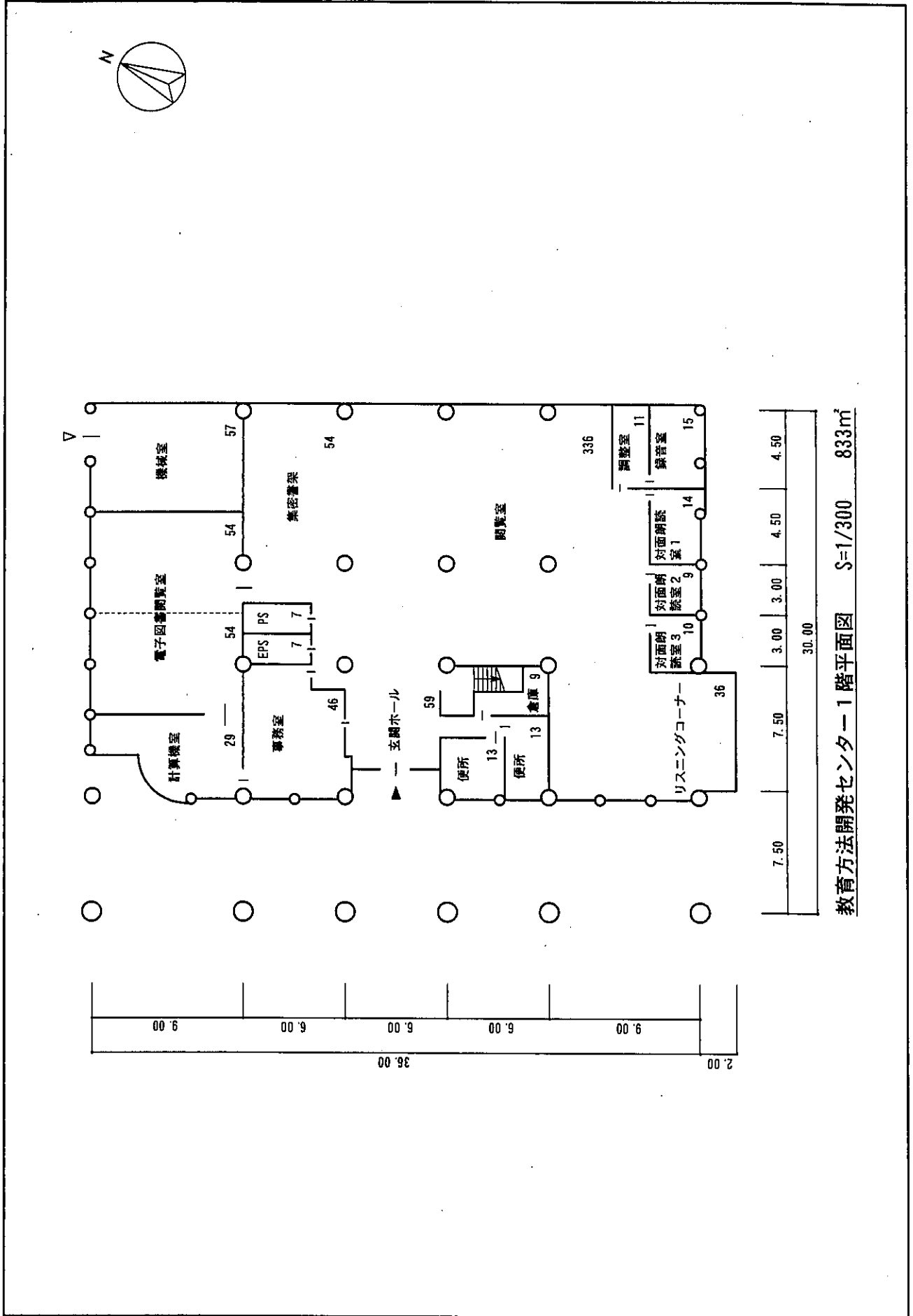
春日地区配置図 S=1/1200



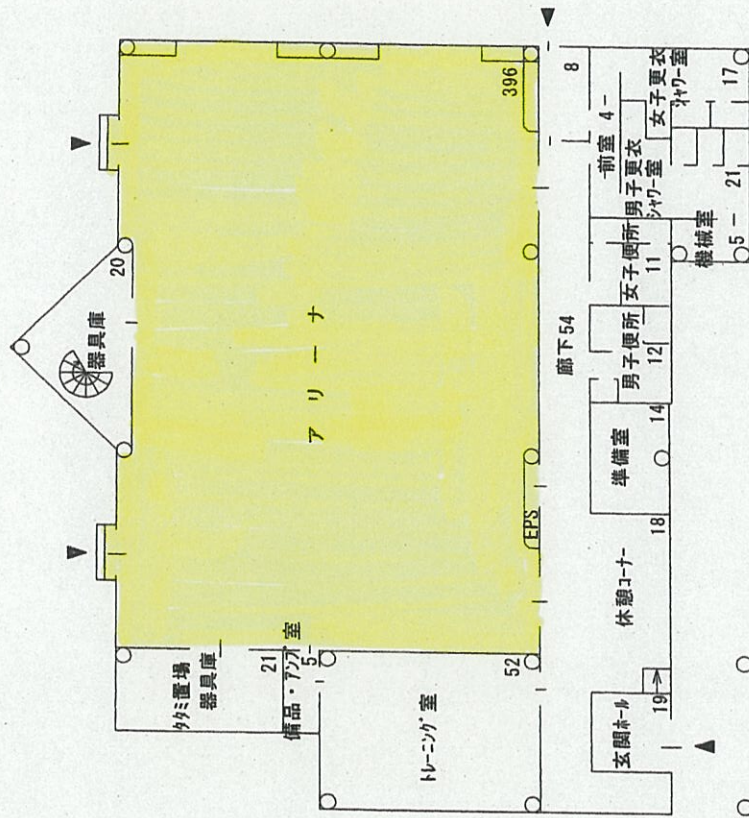
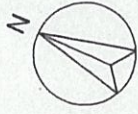
校舎棟 2 階平面図 S=1/300 1,098m²



校舎棟 3 階平面図 $S=1/300$ 1, 125m²



教育方法開発センター 1 階平面図 S=1/300 833m²



体育館 1階平面図 S=1/300 677㎡

○国立大学法人筑波技術大学学則（一部改正案）

〔平成22年1月29日〕
学則第1号
最終改正 平成 年 月 日学則第 号

国立大学法人筑波技術大学学則

第1章 大学

第1節 目的、自己評価等

（大学の目的）

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき設置される国立大学法人筑波技術大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する筑波技術大学（以下「本学」という。）は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（外部による評価を含む。以下「点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検・評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- 3 前項に規定する点検・評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

第2章 学部

第1節 学部の目的

（学部の目的）

第3条 本学に、産業技術学部及び保健科学部を置く。

- 2 前項に規定する学部は、次の各号に定めることを目的とする。

（1）産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。

（2）保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献で

きる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。

第2節 構成及び教育研究上の目的

(学部の構成及び教育研究上の目的)

第4条 産業技術学部並びに保健科学部に学科及び専攻を置く。

2 産業技術学部に次の学科を置く。

産業情報学科

総合デザイン学科

3 保健科学部に次の学科及び専攻を置く。

保健学科鍼灸学専攻

保健学科理学療法学専攻

情報システム学科

4 第2項に規定する学科は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 産業情報学科

情報科学とシステム工学の分野において、専門的な能力の育成を図り、「情報処理」と「ものづくり」の技術を通して、快適な社会と生活環境の整備に貢献できる人材を育成する。

(2) 総合デザイン学科

生活環境を総合的に考え、生活の中で関わりをもつ環境やモノや情報を中心としたデザインに関する知識と専門技術を身につけ、ユニバーサルデザインなどへも視点を広げ、豊かな感性と創造的表現力を持ち、社会に貢献できる人材を育成する。

5 第3項に規定する学科及び専攻は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 保健学科

視覚障害による情報授受障害を克服するため補償能力を高め、豊かな人間性を養い、様々な状況に対処できるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師又は理学療法士を養成する。

ア 鍼灸学専攻

鍼灸・手技療法に関する専門的な知識と技術を身につけた、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師を養成する。特に、東洋医学と西洋医学の両視点を兼ね備えた高い専門性を教育し、現代医療に貢献できる専門技術者を育成する。

イ 理学療法学専攻

理学療法に関する高い専門性を身につけた理学療法士を養成する。特に、実習科目や臨床実習において個別指導に重点をおいた教育を行うことで、実務能力向上を目指し、社会に貢献できる専門技術者を育成する。

(2) 情報システム学科

視覚障害補償技術を活用して情報処理の知識と技術を系統的に習得し、実際的なコン

ピュータ技術やビジネス知識を身につけた社会に貢献できる人材を育成する。

第3節 定員

(定員)

第5条 学部及び学科等の収容定員等は、次のとおりとする。

学 部	学科等	入学定員	収容定員
産業技術学部	産業情報学科	35	140
	総合デザイン学科	15	60
小 計		50	200
保健科学部	保健学科		
	鍼灸学専攻	20	80
	理学療法学専攻	10	40
	情報システム学科	10	40
小 計		40	160
合 計		90	360

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第6条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 学部の在学年限は、8年とする。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期等)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 第1学期 4月から9月まで

(2) 第2学期 10月から翌年3月まで

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 開学記念日 10月1日

(5) 春季休業 3月1日から4月7日まで

(6) 夏季休業 8月7日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6節 入学及び学籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第12条 産業技術学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する聴覚に障害がある者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

(1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する聾学校を含む。）高等部を卒業した者

(2) 高等学校を卒業した者

(3) 中等教育学校を卒業した者

(4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者

(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 保健科学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの

ののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。

- (1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校を含む。）高等部を卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校を卒業した者
- (4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 学校教育法施行規則第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
- (9) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (10) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学の出願)

第13条 本学への入学志願者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、必要な書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第16条 第12条に規定する本学への入学資格に該当する聴覚又は視覚に障害がある者で、

次の各号のいずれかに該当するものが編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上修得し、退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者に限る。）
- 2 第12条に規定する本学への入学資格に該当する聴覚又は視覚に障害がある者で、他の大学（外国の大学を含む。）に在学しているものが、転入学を志願したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。
- 3 本学を卒業した者又は第22条の規定により退学した者が再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。
- 4 前各項に規定する編入学、転入学及び再入学に係る入学手続き及び入学許可については、第15条の規定を準用する。
- 5 編入学、転入学及び再入学に関する必要な事項は、別に定める。

（学科・専攻間の移籍）

第17条 学生が、現に所属する学部の他の学科・専攻に移籍を志願した場合には、選考の上、当該学部長の許可を得て、他の学科・専攻の相当年次に移籍することができる。

（休学）

第18条 疾病その他特別の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第19条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

（復学）

第20条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（留学）

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が外国の大学等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、止むを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 留学期間は、第35条に規定する在学期間に含めることができる。

(退学・転学)

第22条 退学又は転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第7条に定める在学年限を超えた者

(2) 第19条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの

(5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第7節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第24条 教育課程は、本学学部、学科及び専攻（以下「学部等」という。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業科目等)

第25条 学部の授業科目の区分は、教養教育系科目及び専門教育系科目とする。

2 授業科目及び単位数は、別に定める。

3 授業科目の履修方法等については、別に定める。

4 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用とする。

5 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育職員の免許に関する授業科目等)

第26条 前条の授業科目に加えて教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の定める教員の免許状で、別に示す種類及び教科の免許状の取得に必要な授業科目を開設する。

2 前項の授業科目、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第27条 学部長は、学生に対して、授業科目の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学部長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第28条 学部は、当該学部等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 学部は、組織的な研修及び研究の実施結果について、毎年度、学長に報告するものとする。

(他大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の他大学等に留学する場合及び外国の他大学等が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。
- 4 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 5 前項の規定により与えることができる単位数は、第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(単位の計算方法等)

第30条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮

して、単位数を別に定めるものとする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する特別研究の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(成績の評価)

第32条 授業科目の成績は、A+、A、B、C及びDの5種類の評語をもって表し、A+、A、B及びCを合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第33条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次年度又は次学期に、前項の単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

3 前2項に規定する履修科目の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学、他大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第29条第4項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、第16条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第2項及び第5項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として認めることができる。この場合において、第29条第3項により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

第8節 卒業及び学位授与

(卒業)

第35条 学長は、本学に4年以上在学し、別に定める所定の授業科目を履修し、かつ、124単位以上を修得した者について、各学部教授会の議を経て、その卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条第5項及び第6項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

- 3 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、学長は本学に3年以上在学した学生が、卒業の要件として124単位以上を特に優秀な成績で修得したと認める場合であって、かつ、当該学生が卒業を希望する場合には、各学部教授会の議を経て、その卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第36条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第37条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

(科目等履修生)

第38条 本学において、一又は複数の特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

- 2 前項の単位の授与については、第31条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第39条 他の大学(外国の大学を含む。)の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(その他)

第40条 本節に定めるもののほか、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第3章 大学院

第1節 大学院の目的

(大学院の目的)

第41条 筑波技術大学大学院(以下「本大学院」という。)は、一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力に加え、教育実践の場における教育研究の推進者としての能力、または障害者支援の中核的な役割を担いうる能力を養成することを目的とする。

第2節 構成

(大学院)

第42条 本大学院に技術科学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

- 2 研究科は、修士課程とする。
- 3 研究科に次の専攻を置く。

産業技術学専攻

保健科学専攻

情報アクセシビリティ専攻

4 前項に規定する専攻は、次の各号に定めることを教育研究上の目的とする。

(1) 産業技術学専攻

聴覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、生産の現場において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

(2) 保健科学専攻

視覚障害者の社会的自立・参画・貢献はもとより、専門領域に関する系統的な専門知識と技術を持ち、社会において中核的な役割を担う高度専門職業人を育成する。

(3) 情報アクセシビリティ専攻

聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び情報保障の研究者を養成する。

第3節 定員

(定員)

第43条 研究科の収容定員等は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
産業技術学専攻	4	8
保健科学専攻	3	6
情報アクセシビリティ専攻	5	10
合計	12	24

第4節 修業年限，在学年限

(修業年限)

第44条 本大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合には、当該学生（以下「長期履修学生」という。）の修業年限を3年とすることを認めることができる。

3 前項の取扱いについては、別に定める。

(在学年限)

第45条 本大学院の在学年限は、4年とする。ただし、長期履修学生として認められた者の在学年限は、5年とする。

第5節 学年，学期及び休業日

(学年，学期及び休業日)

第46条 本大学院における学年，学期及び休業日は、第8条から第10条までの規定を準用する。

第6節 入学及び学籍

(入学の時期)

第47条 本大学院における入学の時期は、第11条の規定を準用する。

(入学の資格)

第48条 産業技術学専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する聴覚に障害がある者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 保健科学専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度の

ものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (11) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 3 情報アクセシビリティ専攻に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 大学に3年以上在学した者であつて、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(入学の出願)

第49条 本大学院への入学志願者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、必要な書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第50条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第51条 入学手続及び入学許可は、第15条の規定を準用する。

(転入学及び再入学)

第52条 他の大学の大学院に現に在学する者（外国の大学の大学院に在学する者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付

けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）を含む。）が、転入学を志願（第48条に規定する者に限る。）したときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

2 第57条の規定により退学した者が再入学を志願したときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

3 転入学及び再入学に関する必要な事項は、別に定める。

（休学）

第53条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第54条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

（復学）

第55条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

（留学）

第56条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学の大学院又は外国の研究機関との協議に基づき、学生が外国の大学の大学院等で学修することを目的とする留学を許可することができる。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、止むを得ない事情があると認められるときは、1年を限度として、留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 留学期間は、第66条に規定する在学期間を含めることができる。

（退学）

第57条 退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第58条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

（1）第45条に定める在学年限を超えた者

（2）第54条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

（3）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（4）入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又

は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
(5) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第7節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第59条 教育課程は、本学、本大学院及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に編成するものとする。

2 研究科の授業科目及び単位数は、別に定める。

3 授業の方法、教育職員の免許に関する授業科目等、単位の計算方法及び単位の授与については、第25条第4項、第26条、第30条及び第31条の規定を準用する。

4 授業科目の成績は、A、B、C及びDの4種類の評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

(研究指導教員)

第60条 研究科長は、教育課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、大学院運営委員会の議を経て、学生ごとに研究指導教員を定める。

(教育方法の特例)

第61条 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第62条 研究科長は、学生に対して、授業科目及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科長は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第63条 研究科は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 研究科は、組織的な研修及び研究の実施結果について、毎年度、学長に報告するものとする。

(他の大学院又は研究機関における研究指導)

第64条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究機関（外国の大学の大学院又は外国の研究機関を含む。以下この項において「他の大学の大学院等」という。）と協議の上、学生が、当該他の大学の大学院等において必要な研究指導を受けること（以下この条において「特別研究派遣」という。）を認めることができる。

2 特別研究派遣の期間は、1年以内とする。

3 特別研究派遣の期間は、大学院の修業年限及び在学年限に算入するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修の取扱い)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を別に定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を限度として、研究科において修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第66条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院入学前に本大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。)を別に定めるところにより、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条及び前項により本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数とあわせて10単位を限度として修了の要件となる単位として認めることができる。

3 第2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

第8節 修了及び学位

(修了)

第67条 学長は、本大学院に2年以上在学し、修了の要件として必要な授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格した学生について、大学院運営委員会の議を経て、その修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、学位論文の審査に代えることができる。

3 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第68条 本大学院の課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生)

第69条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

(科目等履修生)

第70条 本大学院において、一又は複数の特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第31条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第71条 他の大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の学生で本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第72条 他の大学の大学院学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生とすることができる。

(その他)

第73条 本節に定めるもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等)

第74条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(休学の場合の授業料)

第75条 休学を許可された者又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が月の初日に当たるときは、その月から授業料を免除する。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第76条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認める場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料等)

第77条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(納付した授業料等)

第78条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返付しない。ただし、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）に定めがある場合には、この限りではない。

第5章 賞罰

(表彰)

第79条 学生として表彰に値する行為があった者は、別に定めるところにより、学長が表彰する。

(懲戒)

第80条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、別に定めるところにより、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号いずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

第6章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第81条 本学に、学生寄宿舍を置く。

2 学生寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第82条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第8章 組織及び管理運営

(組織及び管理運営)

第83条 法人及び本学の組織及び管理運営に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 雑則

(その他)

第84条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者につい

ては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度の研究科の収容定員等は、第43条の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
産業技術学専攻	4	8
保健科学専攻	3	6
情報アクセシビリティ専攻	5	10
合 計	12	24

○国立大学法人筑波技術大学学位規程（一部改正案）

〔平成22年1月29日〕
規程第2号

最終改正 平成 年 月 日 規程第 号

国立大学法人筑波技術大学学位規程

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第36条及び第68条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学則第36条及び学則第68条に規定する学士及び修士とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位の授与は、学則第35条の規定により本学学部を卒業した者に対し行う。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位の授与は、学則第67条の規定により本学大学院修士課程を修了した者に対し行う。

（学位論文の審査）

第5条 前条の学位の授与に係る学位論文審査に関する事項は、別に定める。

（学位記の様式）

第6条 学位記の様式は、別記様式1及び別記様式2とする。

（専攻分野の名称）

第7条 学士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻等	学位（専攻分野の名称）
産業技術学部	産業情報学科	学士（工学）
	総合デザイン学科	学士（デザイン学）
保健科学部	保健学科	学士（鍼灸学） 学士（理学療法学） 学士（工学）
	鍼灸学専攻	
	理学療法学専攻	
	情報システム学科	

2 修士の学位を授与するに当たって、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学位（専攻分野の名称）
技術科学研究科	産業技術学専攻	修士（工学）
		修士（デザイン学）

	保健科学専攻	修士（鍼灸学） 修士（理学療法学） 修士（工学）
	情報アクセシビリティ専攻	修士（情報保障学）

（学位名称の使用）

第8条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるとき「筑波技術大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消し）

第9条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学部にあつては当該教授会、大学院にあつては大学院運営委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を還付させることがある。

2 当該教授会又は大学院運営委員会が前項の議決を行うに当たっては、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

（雑則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学部及び大学院において別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式1 (第6条関係)

〇〇第〇〇号
学 位 記
氏 名 年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科 (〇〇専攻) 所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士 (専攻分野の名称) の学位を授与する
平成 年 月 日
国立大学法人 筑波技術大学長
学長の印

様式は、A4判とする。

別記様式2 (第6条関係)

修 第 号	年 月 日	を 授 与 す る	を 修 了 し た の で 修 士 (専 攻 分 野 の 名 称) の 学 位	本 学 大 学 院 修 士 課 程 技 術 科 学 研 究 科 〇 〇 専 攻	年 月 日 生	氏 名	学 位 記
		国 立 大 学 法 人 筑 波 技 術 大 学 長					

様式は、A3判とする。

○ 国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科大学院運営委員会規程（一部改正案）

〔平成 22 年 2 月 26 日〕
〔規 程 第 10 号〕

最終改正 平成 年 月 日

国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科大学院運営委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成 17 年規則第 1 号）第 22 条第 2 項の規定に基づき、大学院技術科学研究科大学院運営委員会（以下「大学院運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条 大学院運営委員会は、大学院に関し、次の事項について審議する。

- (1) 大学院の組織及び管理運営に関する事項
- (2) 大学院の教育課程及び研究指導に関する事項
- (3) 学生の入学，退学，転学，留学，休学及び修了に関する事項
- (4) 研究指導担当及び授業担当の認定に関する事項
- (5) その他大学院の教育研究に関すること。

（組織）

第 3 条 大学院運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 産業技術学専攻長
- (4) 保健科学専攻長
- (5) 情報アクセシビリティ専攻長
- (6) 各専攻のコース長
- (7) その他学長が指名する者 若干人

（任期）

第 4 条 前条第 7 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 大学院運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は研究科長をもって充てる。

3 委員長は、大学院運営委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（定足数）

第 6 条 大学院運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 大学院運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、関係の職員を大学院運営委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 大学院運営委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、大学院運営委員会に関し必要な事項は、大学院運営委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

1 筑波技術大学大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻設置の趣旨及び必要性

(1) 筑波技術大学の概略

本学の前身である「筑波技術短期大学」は、昭和62年10月、聴覚・視覚障害者のみを対象とする我が国初の高等教育機関（3年制短期大学）として設置され、平成2年度から聴覚障害関係学科、平成3年度から視覚障害関係学科の学生を受け入れてきた。教育の専門分野は、聴覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（デザイン、機械）及び将来有望であると考えられる職業分野（建築、電子情報）を、視覚障害者についても、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（鍼灸、理学療法）及び将来有望であると考えられる職業分野（情報処理）を選んで編成された。

平成16年4月の国立大学法人化後、平成17年10月には筑波技術短期大学が改組転換され、新たに4年制「国立大学法人筑波技術大学」が設置された。さらに、平成22年4月には4年制大学としての第1期生の卒業に合わせて、聴覚・視覚障害者のみを対象とする大学院としては世界で初めての技術科学研究科（修士課程）が設置され、学生の受け入れを開始している。

本学は、聴覚・視覚障害者のための我が国唯一の高等教育機関として、聴覚・視覚障害者の社会自立、参画、貢献の促進を目標に、率先して社会に貢献できる専門職業人を養成することを教育理念としている。この理念を具現化するため、「職業技術に関する教育研究を行い、幅広い教養と専門的な技術を有する専門職業人を育成し、両障害者の社会自立を促進することにより、社会福祉の一層の前進を図ること」及び「最新の科学技術を応用して、障害の特性に即した教育方法を開発し、障害者教育全般の向上に貢献すること」を目標とした教育、研究活動を展開している。

また、本学の障害者高等教育研究支援センターでは、聴覚障害者や視覚障害者のための支援手法や機器の研究・開発、コミュニケーション能力や職業能力の開発に関する研究を行っており、本学の学部学生、教職員、卒業生に対する教育や支援の中で培われた障害者支援の知識、技術を広く社会に還元すべく、他大学と連携した全国の障害学生支援、行政機関や障害者関係組織と連携した障害者支援、特別支援学校等と連携した障害者教育支援を、通常業務及びプロジェクト事業として展開している。

開学以来、「目や耳からの情報の取得に制限のある学生がバリアのない教育環境で思う存分勉強し、持っている能力を開花させ、より良い社会自立をしてほしい」という教職員、そして多くの人々の願いの中で、障害補償システムや教育方法の開発・研究、そして教職員の資質向上等により、両障害者が大学教育の内容を確実に履修できる環境、豊かな学生生活を送ることができる環境を整備し、卒業後、専門職業人として社会参画・貢献できる人材の養成に成果を上げるなど、全国の障害者教育、障害者支援の推進に先導的かつ中核的役割を果たしている。

(2) 設置の趣旨及び必要性

① 専攻設置の必要性

平成18年に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、我が国においても条約批准のための国内法の調整が図られている（内閣府：障害者権利条約に係る対応推進チーム）。また各省庁は、障害者権利条約への対応における「合理的配慮」の具体について検討を進めている（文部科学省：中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会、厚生労働省：労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会、等）。さらにこれらと連動し、教育、労働等の分野において障害児者の修学、就労に関する環境改善を目的とした

検討が行われている（特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ(文部科学省 平成 23 年度発足)、障がいのある学生の修学支援に関する検討会(文部科学省 平成 24 年度発足)、労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会(厚生労働省 平成 23 年度発足)等) (資料 1)。また障害者権利条約批准に向けた法制面の整備として、障害者基本法の改正(平成 23 年)、障害者総合支援法の施行(平成 25 年度)などが挙げられる。

このように障害者の社会参画に向けた検討及び法制の整備がなされる一方で、障害者が修学あるいは就労する現場では、健全者と障害者の「共生」に資する人的資源の整備が追いついていないのが現状である。特に音声や文字を介して得られる情報へのアクセスに制約がある聴覚障害者、視覚障害者の修学、就労においては、障害特性に関する専門的な知識と障害補償に関する具体的な知識、技術を有する人材を教育や就労の場に適切に配置することが共生を実現するための要件となる。しかし、これまで手話通訳、点訳といった特定の技能を有する人材の育成は行われてきたものの、情報保障を中心とした共生環境を整備するための包括的かつ専門的な知識、技術を有する人材の養成は行われていない。

本専攻では、「情報保障学」を広く社会に普及させ、聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担う高度専門職業人及び研究者を養成するものである。

本学では、本専攻設置にあたり本学学部学生、他大学学部学生・大学院生、他大学障害学生支援室(教職員)、特別支援学校教員及び特別支援学級教員、企業(卒業生就職先)を対象に「情報アクセシビリティ専攻ニーズ調査(平成 24 年 8 月～12 月)」(以下「ニーズ調査」という。)を実施したが、この回答を集計した結果、本学大学院に情報アクセシビリティ専攻を設置することについて、「きわめて歓迎すべきことである」「歓迎すべきことである」との回答は 80%以上に達していた(資料 2・2 頁)。

また、本学が聴覚・視覚障害者のための我が国唯一の高等教育機関として、今後より高度で多様な教育研究を推進する上で、情報アクセシビリティ専攻設置が必要であるとの意見が障害者教育関係団体及び障害者団体関係者から寄せられている(資料 3)。

② 情報保障学とは

情報保障とは、聴覚や視覚の障害によって情報を収集することが困難な人たちに対して、代替手段や他の感覚などを用いて情報を保障することをいうが、広義の意味では人間の「知る権利」を保障するものである。すなわち、すべての人が情報に対して平等にアクセスできる機会を保障する取組みである。

情報保障学とは、情報保障に資する障害学、心理学、工学、生理学等の知見を合理的且つ体系的に究明し、聴覚または視覚に障害がある人々の平等な社会活動参加を目指した支援の具体を明らかにする学問である。

情報保障学を修めることにより、支援体制の整備、障害補償システムの構築、手話、点字、活字などを媒体とした情報保障技術の向上など、聴覚または視覚に障害がある人々の共生環境の実現に貢献する高度専門職業人及び研究者の育成が期待される。

③ 情報保障学の国内外の状況

現在、国内外ともに情報保障学を体系的に学ぶ教育課程を設置している高等教育機関はない。情報保障に関連した授業を開設している大学は、国内においては主として社会福祉系の大学にみ

られる。その例としては、長野大学社会福祉学部開設されている「情報保障技術A(点字・朗読法)」「情報保障技術B(要約筆記)」「情報保障技術C(手話)」、四国学院大学社会福祉学部の「パソコン要約筆記Ⅰ・Ⅱ」が挙げられる。また、筑波大学では総合科目「障害学生とともに学ぶ共生キャンパス」の中で、情報保障に関する内容が扱われている。

諸外国も例は少ないが、ギャローデット大学(米国：聴覚障害者のための大学)において、手話通訳者養成課程の授業科目として「Communication Accessibility」等が開設されている(資料4)。

一方、先進諸国で開催される学術会議、とりわけ障害者支援に関する会議では、アクセシビリティサービスとして、手話通訳、補聴システム、点字・拡大印刷などにより情報保障サービスを行うことが一般的になってきている。また、国内外の高等教育機関においても積極的に障害者を受け入れると同時に、さまざまな情報保障が導入され、充実されつつある。さらに情報保障の導入事例を研究的な視点から捉え、方法論や情報伝達(効率)の観点から分析した報告も数多くみられるようになってきている。

本学では、開学以来26年にわたって、障害者高等教育研究支援センターが視覚障害者、聴覚障害者の情報保障に関する研究開発を担い、国内外において先導的な役割を果たしてきた。学内における聴覚障害学生を対象とした授業では、手話の使用(専任教員)、FM補聴システムの活用、視覚教材の活用といった情報伝達上の配慮を行い、非常勤講師担当授業においては、パソコン要約筆記によるリアルタイム音声文字変換を行ってきた。視覚障害学生を対象とした授業では、点訳教材、触察教材、音声教材を用意し、授業情報へのアクセスを容易にするために音声合成技術を用いたグループウェアやマルチモーダルな誘導システムを導入してきた。これら学内で培った情報保障技術を基盤に、障害者高等教育研究支援センターは以下の学外支援事業を展開してきた。

- ・高等教育のための学内外視覚障害者アクセシビリティ向上支援事業—視覚障害者用学習資料の製作拠点の整備(文部科学省特別教育研究経費 教育改革)(平成18～22年度)
- ・高等教育機関のアクセシビリティ向上を目指した筑波聴覚障害学生高等教育テクニカルアシストセンター(T-TAC)の構築事業(文部科学省特別教育研究経費 拠点形成事業)(平成19～23年度)
- ・高度な職業人を目指す視覚障害者のための学習資料アクセス円滑化支援事業(文部科学省特別教育研究経費 プロジェクト分 高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実)(平成23～27年度)
- ・東日本大震災における聴覚障害学生への支援経験をベースとした大学間コラボレーションスキームの構築(一般経費組替)

さらに上記等の成果を基に、文部科学省から「教育関係共同利用拠点」(学校教育法施行規則第143条の2第2項)の認定を受け(拠点名：障害者高等教育拠点「聴覚・視覚障害学生のイコールアクセスを保障する教育支援ハブの構築」(平成21年度～平成26年度))、①FD研修会、②コンテンツ開発、③機器評価、④情報バンク構築、⑤授業支援者育成、⑥アカデミック・アドバイス等の取組を実施している(資料5)。

これらの事業プロジェクトを通して、聴覚障害者、視覚障害者の情報保障に関する方法、技術について、他大学及び研究機関、支援組織と連携し、情報保障について組織的且つ体系的に取り組む枠組みを構築してきた。この一つとして日本聴覚障害学生支援ネットワーク(PEPNet-Japan 筑波技術大学に事務局を置き21の連携大学・機関で構成)では、聴覚障害学生に対する支援実践の蓄積とモデルの構築に関する研究、共同研究による聴覚障害学生支援技術の開発等を実施している。これら情報保障に関わる研究成果は、日本特殊教育学会をはじめとした各種学会(資料6)、

研究会及び Web 等で発表、公表している。

今後、これまでの成果を基に、さらに専門分野を広く捉え、視覚障害者、聴覚障害者を包含した社会において障害者と健常者が共生する環境を推進すべく、体系化されつつある「情報保障学」を成熟させ、普及していくことを目指している。このための具体的方策として、日本聴覚障害学生支援ネットワーク（上述）、つくば障害学生支援研究会（平成 23 年度発足 筑波技術大学と筑波大学の共催）等、他大学、機関と連携した組織において実践している情報保障に関する研究及び開発をさらに発展させるとともに、これら研究発表の場である各種学会において、情報保障に関する分科会を開催していく。この実績を基盤に、本学を拠点とした「情報保障学会（仮称）」の設立を目指す。

④ どのような人材を養成するのか

聴覚・視覚障害者の社会的自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、障害者と健常者が共生する社会において障害者支援の中核的な役割を担いうる高度専門職業人及び研究者を養成する。

具体的には、本学産業技術学部産業情報学科で情報工学、電子工学に関するコースを卒業した学生及び保健科学部情報システム学科を卒業した学生等で障害者支援に関する研究開発を志向する者に対しては、共通科目として障害認識を深めるための障害関係科目及び専門科目として情報保障、情報アクセシビリティ関係科目を履修させ、大学や企業等で修学、就業している学生の、主としてハードウェア面での支援に当たる業務を担当する人材及び情報保障機器等の開発に中心となって参画できる人材を養成する。

一方、他大学における社会福祉系、障害教育系の学部、学科の卒業生又は既に大学等で障害学生の支援業務に就いている者、企業等で障害者の支援業務を担当している者で、障害者支援について更に専門性を高めたい者に対しては、共通科目として障害認識を深めるための障害関係科目及び専門科目として情報保障、情報アクセシビリティ関係科目を履修させ、大学においては障害学生支援コーディネーターやキャリアカウンセラー等の業務を、企業等においては広く障害者の職業支援や障害啓発などの教育部門業務又はカウンセリング業務等を担当する人材を養成する。

2 学生確保の見通しと社会的な人材需要

(1) 入学定員設定の考え方とその根拠となる学生確保の見通し

平成 24 年度における聴覚・言語障害学生の高等教育機関在籍数（日本学生支援機構調べ）は全国で 1,488 人であった。本学には聴覚に障害のある学生が約 200 人在籍していたので、他の約 1,300 人は全国の大学に少数名ずつ分散しており、その多くの学生は十分な情報保障を受けていない。同様に視覚に障害のある学生については、平成 24 年度 694 人が在籍し、本学には約 150 人が在籍していたので 500 人強が他大学で学んでいたことになる。聴覚に障害のある学生は十分な情報保障（要約筆記や手話通訳、FM 補聴システムなど）を授業中に得られにくいだけでなく、授業以外の課外活動等でも情報の制約を余儀なくされている。視覚に障害のある学生については、授業で使用されるテキストや配布資料の点字化、認知しやすい凹凸のある図表の準備等は現在の支援体制では十分とは言えず、これらの学生を専門的に支援する専門家や手話教育研究者の養成が強く求められている。

本専攻にて養成する入学定員 5 名（収容定員 10 名）は、本学の卒業生、一般大学に在籍する学生、障害学生支援担当者、情報保障の研究者など専門的に情報保障学を修めようとする者が候補

者であり、その専門的な支援は前述のとおり不可欠であり、そのニーズは高い。ニーズ調査の中で特に「当専攻が設置された場合、貴大学における教職員や卒業生が入学することを期待しますか」という障害学生支援担当者への設問（12）については、「期待する」が30%で30名存在することは特筆すべきである。

以下にニーズ調査の結果を示すとともに、入学定員設定の考え方とその根拠を示す。

- ①「本学学部学生（聴覚障害学生）」（回答131名）…『希望する』9名（7%）『可能であれば希望したい』22名（17%）計24%
- ②「本学学部学生（視覚障害学生）」（回答33名）…『希望する』2名（6%）『可能であれば希望したい』7名（21%）計27%
- ③「他大学学生」（回答48名）…『希望する』4名（8%）
- ④「他大学学生（宮城教育大学大学院特別支援教育専攻）」（回答4名）…『1つの選択肢に考えた』1名（25%）
- ⑤「他大学支援室（教職員）」（回答100名）…『期待する』30名（30%）
- ⑥「特別支援学校（聴覚障害）教員」（回答50名）…『公的な研修として入学する可能性』2名（4%）『私的な研修として入学する可能性（休職など）』1名（2%）
- ⑦「特別支援学校（視覚障害）教員」（回答47名）…『私的な研修として入学する可能性（休職など）』3名（6%）
- ⑧「特別支援学級（聴覚障害）教員」（回答299名）…『公的な研修として入学する可能性』5名（2%）『私的な研修として入学する可能性（休職など）』2名（1%）
- ⑨「特別支援学級（視覚障害）教員」（回答166名）…『公的な研修として入学する可能性』3名（2%）『私的な研修として入学する可能性（休職など）』2名（1%）
- ⑩「企業（卒業生就職先等）」（回答36名）…『期待する』2名（5%）

学生の進学希望者は総数16名（上記①～④の合計）であったが、総数の半数以上が本学学生であり、本学学生にとっても有力な進路選択肢となる。

一方、他大学で障害学生支援を担当している100名（上記⑤）と特別支援学校・学級の教員562名（上記⑥～⑨の合計）については「期待する」と回答した者が30名、後者の総数は18名あり、企業関係者2名（上記⑩）を加えると計50名であった。従って、潜在的な志願者は十分に存在するといえる。

学部学生の回答者16名について、1年次から4年次に分布していることから、1学年あたり5名程度の入学者が確保できるところであり、これに加えて、特別支援学校の教員、障害学生支援に関わる教職員、企業等において障害者就労支援に携わる社員等から、「情報保障を中心とした障害者支援に関する専門領域の学習」「情報保障に関する専門家の育成」に関する強い要望が示されており、所属組織の協力を得て社会人の志願者が一定数見込まれるため、入学定員を5名とした。

（2） 修了後の進路と養成する人材を受け入れる側の需要

他大学支援室、企業（卒業生就職先等）に対し実施したニーズ調査では、「貴学（社）の教職員及び社員が入学することに期待するか」との項目に対し、32名（回答者数138名）が期待すると回答している（資料2・3頁）。また、期待する社会的効果・意義に対する調査では、一般大学、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び社会における情報保障の広がりや質的向上に期待する回答が249件（複数回答）あり、修了後の進路（大学等における障害学生コーディネーターや企業等における情報保障に関する研究者など）及び養成する人材を受け入れる側の需要は十分にあると考える（資料2・4頁）。さらに、本学においても、障害者支援の高度専門職業人

として採用を予定している。

なお、障害がある学生の就労に際しては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、各事業所が設定している障害者雇用枠での就職が想定される。これらの学生に対しては、従前から本学が実施している企業向け大学説明会等を通して築いてきた企業等の人事担当者との連携による就職支援を行う。

健全学生についても企業向け大学説明会の他、本学に事務局を置く全国規模の組織である日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク加盟大学等の人脈を通して、個別の就職支援を行う。特別支援学校等の教員を目指す学生に対しては、障害の有無に関わらず、教職課程担当教員を中心に採用試験対策に関する指導、支援を実施する。

3 修士課程までの構想か、又は博士課程の設置を目指した構想か

修士課程の応募状況や就職状況、また、学部教育の実績、社会の状況等を勘案した上で、博士課程を設置する。

4 専攻の名称及び学位の名称

(1) 専攻の名称：情報アクセシビリティ専攻 (Division of Information and Communication Accessibility)

本専攻は、聴覚・視覚障害者に必要な①情報保障システムについての研究 ②両障害者が専門的な能力を身につけることと同様に、基礎的な能力を確立するための研究 ③両障害者の情報への対応性の研究 ④両障害者が自立、参画できる社会環境づくりに関する研究、という情報保障技術の向上から、社会において両障害者支援の中核的な役割を担うまでの総合的な聴覚・視覚障害者支援研究を行う。これにより、両障害者が情報やサービスに対し平等にアクセスできる機会を保障するという専攻の目的を端的に表す名称とした。

なお、国際的に認識されている情報アクセシビリティという用語の概念はユネスコが示している次の定義に象徴される。「情報アクセシビリティ (Information Accessibility) とは、障害がある人々が有する特殊なニーズへの対応を含む、多言語使用、大量データ、インターオペラビリティ (訳注：異種の機器・システムを一緒に運用できること)、オープンソースソフトウェア、公開資料、クリエイティブコモンズ (訳注：Web 上で採用されているライセンス体系の一種で、コンテンツの製作者が知的財産権の一部分を共用地 (Commons) として開放するために用いる方式) の認可といった、情報の入手可能性、アクセシビリティ、アフォーダビリティ (訳注：手頃な価格での提供) に関する多くの問題を包含するものである。」。この定義では電気通信分野を中心に「情報」を捉えているが、障害者にとっての情報とは、単に Web や電気通信技術を用いて発信または受信されるもののみに限らず、日常生活の中にある視覚的な情報やコミュニケーション上の音情報など幅広い。障害者権利条約では、その前文において、さまざまな情報の保障の重要性について言及するとともに、他の者と平等に情報を受け意思疎通を行う権利の保障を次のように求めている。「前文 V (この条約の締約国は、) 障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境、健康及び教育並びに情報及び通信についての機会が提供されることが重要であることを認め、(次のとおり協定した。)」。さらにこの具体的措置として次の条文を設けている。「第 21 条 表現及び意

見の自由並びに情報の利用：締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」。

一方、我が国においても情報アクセシビリティという用語は、電気通信関連分野で使用されることが多いが、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）では、情報アクセシビリティについて「障害のある人や高齢者など、情報収集に困難がある人たちに、どのように情報アクセスを確保するかが求められている。」とし、バリアフリー、ユニバーサルデザインといった障害者と健常者の共生を象徴する概念の中に情報アクセシビリティを位置づけ、具体的な方策を提案している。

本研究科では、上記のような時代的潮流を背景に、障害者の視点に立った情報アクセシビリティを広く社会に認知させ、且つこの分野を開拓していく意図を込め、専攻科名称を「情報アクセシビリティ専攻」とした。

(2) 学位の名称：修士(情報保障学) (Master of Information and Communication Accessibility)

本専攻では、聴覚障害や視覚障害と言った身体的な機能不全により社会活動への参加に制約があるために知る権利が保障されない人々に対して、代替手段や他の感覚を駆使した情報伝達について、障害学、教育学、心理学、工学、生理学等の側面から探求する学際的学問分野を構築する。

「情報保障」は、我が国における聴覚障害研究、視覚障害研究において一般的に使用されている用語である。本専攻が、障害者支援の中で特に情報接受の障害である聴覚障害、視覚障害がその研究対象であるという趣旨をもっとも的確に表すものとして、この用語を学位名とする。

5 教育課程の編成の考え方及び特色

本専攻学生の進路としては、①大学等において障害学生支援に関わる教職員、②企業、福祉機関等において障害者支援業務を担当する者 ③企業や大学等において障害者支援システム開発や手話教育研究に関わる研究者、④特別支援学校等において情報保障に携わる教員、等が想定される。本専攻では、a. 障害者支援（聴覚障害）コース、b. 障害者支援（視覚障害）コース、c. 手話教育コースの3コースを設定し、上記①～④の進路に即した内容を体系的に学修できる教育課程とする。

授業科目は基礎科目及び専門科目より構成される。必修科目である「情報アクセシビリティ研究特論」「障害アセスメント特論」「聴覚障害情報保障特論（選択必修）」または「視覚障害情報保障特論（選択必修）」を基礎として、専門科目（コース指定選択科目）を履修することにより、a. 障害者支援（聴覚障害）コースでは聾、難聴、中途失聴の障害特性に即した支援の知識、技術を、b. 障害者支援（視覚障害）コースでは盲、弱視、中途失明の障害特性に即した支援の知識、技術を修得する。c. 手話教育コースでは、手話を媒体とした情報保障ならびに手話の指導、普及に関する知識、技術を修得する。専門科目（共通）は、上記①～④の各進路先において有用な知識、技術を修得する。各コースの特徴及び学生のニーズに合わせた履修モデル（資料7）を構築し、専門性を高めるとともに、研究を遂行し、論文をまとめる能力を育成するための教育課程を編成する。

また、①セメスター制の導入、②短期集中授業の効果的な導入、③少人数教育、④大学間連携協定校である宮城教育大学との合同授業及び単位互換協定等の実施等により高度専門職業人や研究者として活躍できる人材の育成を目指す教育研究を展開する。

6 教員組織の編成の考え方及び特色

情報保障に関する専門教育・研究指導を行うため、障害者高等教育研究支援センターの障害者支援研究部の「障害補償システム開発研究領域」「障害者能力開発研究領域」「障害者支援研究領域」及び「手話教育研究領域」の4研究領域と障害者基礎教育研究部の「聴覚障害教育実践部門」「視覚障害教育実践部門」及び「教職課程部門」の3部門の教員が、情報アクセシビリティ専攻の研究分野である「聴覚障害者支援」「視覚障害者支援」「手話教育」にそれぞれ所属する（資料8）。

年齢構成については30歳代5名、40歳代4名、50歳代12名、60歳代4名となっており、教育水準の維持向上及び教育研究の活性化を行うに当たって支障のない構成となっている。

7 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

① 履修の考え方

授業計画書に示したとおり、講義、演習、実習を組み合わせた教育方法であり、必修科目と選択科目で構成している。基盤科目に1年次必修科目「情報アクセシビリティ研究特論」及び「障害アセスメント特論」を開設することにより、情報アクセシビリティの研究を行うためのデータ解析諸手法や障害の評価に関する理論と方法を修得させ、障害者支援の基礎知識を得させることで「特別研究」に結びつける基本とする。また、障害特性に即した支援の知識や手話の指導、普及に関する知識、技術を修得させるため、専門科目に各コースのコース指定選択科目を開設し、6単位以上の修得を義務付ける。

② 宮城教育大学との合同授業科目の開設

「国立大学法人筑波技術大学と国立大学法人宮城教育大学との連携協力に関する協定書」（資料9）に基づき、合同授業科目「特別支援教育情報保障特論・演習」を開設し、両大学の学生が合同で学修することによって、両大学の交流を深め、専門の異なる分野の知識・技術の修得を志す学生が交流することにより、障害に対する視野の拡大を目指している。

③ セメスター制

学期完結型のセメスター制によるカリキュラムである。

(2) 履修指導

① ガイダンス

入学時、専攻のガイダンスにおいて、科目一覧、学生便覧等を配布し授業科目の概要、履修内容等の解説を行う。履修モデルを示しながら、早期に指導教員（主指導・副指導）が決定できるようにする。

② 履修モデル

履修モデルを提示し、修了後の進路先において活用できる、知識・技術を修得させるための科目選択の理解を促す（資料7）。

履修モデルは入学者の経歴等を考慮し、各コース長が指導する。

履修コース	想定する主な対象者
障害者支援（聴覚障害）コース	学部卒業者、障害学生支援コーディネーター・キャリアカウンセラー、企業における就労支援担当者、特別支援学校（聴覚障害）教員、情報保障に関する研究者等

障害者支援（視覚障害）コース	学部卒業者，障害学生支援コーディネーター・キャリア カウンセラー，企業における就労支援担当者，特別支援 学校（視覚障害）教員，情報保障に関する研究者等
手話教育コース	学部卒業者，関係機関における障害者支援担当者，手話 教育研究者等

③ 指導体制

学生の履修指導は、学生生活関連の指導も併せ専攻教授会で決定した指導教員が行う。指導教員は、学生の研究計画に基づき必要となる授業科目や障害者と健常者が共生する社会において障害者支援の中核な役割を担う高度専門職業人及び研究者に必要な基礎学力を涵養する科目への履修を指導する。

(3) 研究指導の方法（資料 10）

① 学位論文

学生が入学してから学位論文の作成に係る研究指導は、次のスケジュールで行う。

ア 指導教員の決定

1年次生は、4月下旬までに主指導教員希望申込書と研究計画書を専攻長へ提出する。

専攻教授会は、学生の希望に基づき、5月中旬までに主指導教員を決定する。

イ 研究テーマの決定

主指導教員は、指導する学生に5月下旬までに研究テーマを決定させ専攻長へ提出するよう指導する。

ウ 研究遂行の指導

主指導教員は、研究テーマに基づき研究計画案を策定させ、研究方法・文献検索方法等を指導し、研究を遂行させる。

エ 中間報告会（1年次生）

1年次生中間発表会を2月上旬に開催する。

主指導教員は、指導する学生が研究計画に沿って研究が進んでいるか随時進捗状況を確認し、報告書を作成させる。

オ 学位論文に関するガイダンス

2年次生に対し4月下旬に学位論文に関するガイダンスを開催する。

カ 学位論文の作成指導

学生は、ガイダンス後、1年次での中間報告を基に学位論文の作成を開始する。

主指導教員は、学位論文提出期限（1月中旬）まで論文の構成・データ分析等について適切な指導を行う。

キ 中間発表会

研究成果の途中経過発表の場として、7月中旬に中間発表会を実施する。

学生は、研究の成果の途中経過をまとめ発表する。

主指導教員は、指導する学生の研究成果が適切に得られているか確認し、発表会で指摘された問題点等の解決方法等を指導する。

ク 学位論文提出（1月中旬）

学生は、指定された期日までに学位論文を研究科長へ提出する。

主指導教員は、指導する学生が作成した学位論文が適切に作成されているか確認したうえで提出させる。

② 論文審査

研究科長は、学位論文を受理したときは、大学院運営委員会にその審査を付託する。

ア 論文審査委員会の設置

大学院運営委員会は、研究科の教授のうちから3名の審査委員を選出し、論文審査を行う。

大学院運営委員会は、審査に当たって必要と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に選出することができるものとする。

イ 主査・副査の決定

論文審査は、大学院運営委員会が認定した主査1名及び副査2名により行う。

主査は、学位申請学生の所属するコースの研究指導の専任教員とし、学位申請学生の主指導教員・副指導教員は主査になれないものとする。

副査は、大学院運営委員会が当該論文審査を行うにふさわしいと認定したものとする。

ウ 論文審査及び最終試験

2月上旬に論文審査及び最終試験を行う。

最終試験は、提出された論文に関連する事項について口頭又は筆記により行う。

エ 最終発表会

研究科は、学位論文に関する研究発表の場を設け、公開で行う。

オ 論文審査の基準

論文審査は、次の基準により行う。

- ・研究の目的は適切に設定され理解されているか
- ・課題の意義は理解されているか
- ・研究方法は適切か、また正しく理解されているか
- ・得られたデータ、調査について正しく理解しているか
- ・結論は妥当であり正しい理解ならびに考察をしているか
- ・研究の展望について理解しているか
- ・文献調査、引用文献は適切か

カ 合否判定

主査は、論文審査等の判定案を作成し、大学院運営委員会に報告する。

大学院運営委員会は、審査報告に基づき審議し、学位論文の審査と最終試験の合否について決定する。

キ 課程修了及び学位授与

学長は、大学院運営委員会の審議結果に基づき、当該学生の修士課程修了を認定し、修士の学位を授与する。

(4) 修了要件

本専攻の修了要件は、2年以上在学し、修了の要件として必要な授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格した者とする。

(5) 学位論文の公表

学生は、学位論文を本学機関リポジトリ（NTUTリポジトリ）に全文掲載し、公開する。

また、人権保護の観点から、人を直接対象とした研究等では、研究倫理委員会の承認を得ることが必要であり、論文中にその旨を記載する（資料11）。

8 施設・設備等の整備計画

施設の有効利用を図り、附属図書館及び教室等の施設は、基本的には学部の施設を併用する。

リフォーム等が必要となる部屋があるが、既存施設の有効利用によって、大学院学生の研究室(自習室)を両キャンパス(天久保, 春日)にそれぞれ各1室確保する。

9 入学者選抜の概要

(1) 基本方針

情報アクセシビリティ専攻の教育研究上の目的に沿った学生を受け入れるため、アドミッションポリシーを策定し、「一般選抜」と「社会人特別選抜」との区分で実施する。

(2) アドミッションポリシー

本専攻は、聴覚・視覚障害者の社会自立・参画に貢献するための障害者支援に関する専門的、系統的な知識と技術を有し、社会において障害者支援の中核的な役割を担いようとする高度専門職業人及び情報保障に関する研究者の養成を目的としている。この目的を達成するために、本専攻が求める人材は次のとおりとする。

- ・ 情報保障学を学ぶために必要な基礎学力及び専門知識を有し、向上心及び知的好奇心の高い者
- ・ 未知の課題や困難な問題に対し積極的に取り組み、問題を自ら解決していく能力を高めようとする者
- ・ 高度な専門技術者・指導者として、社会に積極的に参画し、共生社会の実現及びその持続的発展に貢献しようとする意欲のある者

(3) 出願資格

情報保障を通して社会に貢献する意欲のある者とし、情報アクセシビリティ専攻では、「情報保障学」を体系的に学修できる大学院が国内外を含め他に例がないこと、また、情報保障に関するこれらの知見(具体的知識、技術)を修得した人材の輩出を通して情報保障の概念を社会に広く普及し、かつ学問としての情報保障学を定着させること、特に、情報障害者といわれる視覚障害者、聴覚障害者の上質な情報保障による平等な社会参加を実現するためには、この分野における専門知識を有した健常者の理解や支援が不可欠であることから、障害による出願資格を設けないこととし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、専修学校の専門課程(修業年限

が4年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

- ⑦ 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑨ 大学に3年以上在学した者であって、本大学院が本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修了したと認めたもの
- ⑩ 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院が、本大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- ⑪ 本大学院において行う個別の入学資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(4) 選抜区分

① 一般選抜

一般選抜は、本学の学部学生をはじめ、広く他大学の学生及び実務経験のない者、さらに大学等において障害学生支援に関わる教職員、企業・福祉機関等において障害者支援業務を担当する者、企業や大学等において障害者支援システム開発や手話教育研究に関わる研究者、特別支援学校等において情報保障に携わる教員など、その実務経験が入学年度の4月1日に通算して3年に満たない者であって上記出願資格を有する者を対象とする。

② 社会人特別選抜

社会人特別選抜は、大学等において障害学生支援に関わる教職員、企業・福祉機関等において障害者支援業務を担当する者、企業や大学等において障害者支援システム開発や手話教育研究に関わる研究者、特別支援学校等において情報保障に携わる教員など、その実務経験が入学年度の4月1日に通算して3年以上の者であって上記の入学資格を有する者を対象とする。

(5) 募集人員

一般選抜・社会人特別選抜 5人

(6) 選抜方法

出願時に成績証明書、研究計画書、職歴調書(該当者)、障害者支援に関する業績等調書(該当者)を提出させる。

① 一般選抜

書類審査及び適性検査により総合的に判定する。

② 社会人特別選抜

適性検査により判定する。

書類審査は、成績証明書及び研究計画書をもとに評価する。

適性検査は、口頭試問と面接を行う。

口頭試問は、アドミッションポリシーに合致した学生を合理的に判断するため、入学後の研究の進め方、得た知識・技術を修了後に社会にどのように還元するかについてプレゼンテーションを行わせ、その内容を参考に専門的事項の理解、研究の遂行に必要な語学力や基礎学力について試問し評価する。

面接は、研究意欲、人物等について評価する。

(7) 選抜の時期

入学年度の前年度の9月に実施する。

(8) 選抜体制

専攻教授会において入学者選抜に関する学生募集、選抜の実施、合否判定等の原案を作成し、大学院入学試験委員会において承認後、大学院運営委員会において審議・決定する。

学長が入学を許可する。

10 2つ以上の校地において教育を行う場合

授業は、天久保キャンパス（聴覚障害系）と春日キャンパス（視覚障害系）において実施される。両キャンパスの間には1.5 km程度の距離がある。本専攻を担当する教員25名のうち13名は天久保キャンパス、12名は春日キャンパスを教育研究活動の拠点としている。学生に関しては、障害者支援（聴覚障害）コース及び手話教育コースの6名が天久保キャンパス、障害者支援（視覚障害）コース4名が春日キャンパスを拠点に学修を行う。

本専攻においては、基本的に教員のキャンパス間移動を要しない時間割を組む。具体的には障害者支援（聴覚障害）コース及び手話教育コースのコース指定科目、特別研究科目は天久保キャンパスで、障害者支援（視覚障害）コースは春日キャンパスで実施する。ただし共通科目の一部については、複数コースの学生が履修することが想定される。このことを考慮し、学生のキャンパス間移動に際しては、移動に要する時間を配慮した時間割とする。ただし移動が困難な視覚障害学生の受講に際しては、次項に示すテレビ会議システム等を利用し、キャンパス間の移動をせずに授業を受けることができる措置を講じる。

11 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

情報アクセシビリティ専攻学生は、障害の有無及び障害の種別から大別して、聴覚障害学生、視覚障害学生、健常学生の3つのタイプの学生が入学することを想定している。専任教員が担当する授業においては障害に配慮した情報保障措置（聴覚障害学生に対する手話の使用、視覚障害学生に対する点字資料や拡大文字の使用等）を講じるが、共通科目の一部では非常勤講師が聴覚障害学生、視覚障害学生の混在する授業を担当する場合がある。この際の情報保障手段として、テレビ会議システム、リアルタイム字幕提示システム等を利用する（資料12）。

12 授業における健常者への配慮

視覚や聴覚に障害のある学生への情報保障がなされれば、障害のない学生にとって更に情報が確

実に伝わる授業となる。聴覚障害学生のための情報保障（手話、文字情報、写真等の視覚情報活用など）は聴者の学生にとっても聴覚情報を補完する確実な手段となり、視覚障害学生のための情報保障（読み上げ・副音声、点字、触図利用など）を配慮した授業では、正眼者の学生にとって多感覚情報の効果的な活用を学ぶ絶好の機会となる。

本専攻では、基盤科目等で障害のある学生と障害のない学生が共に学び、討論を通じて情報保障や手話教育研究法を異なる立場からも考察する。情報アクセシビリティ研究は、理論の構築はもとより、実践によるフィードバックが不可欠であり、共生の考え方に立つ効果的な学修を保障する礎ともいえる。情報アクセシビリティを学修・研究する学生にとって、聴覚または視覚に障害のある学生に対する教育現場が同一機関内にある本学は、他に類のない教育研究環境といえる。

13 管理運営

技術科学研究科の管理運営にあたって、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（以下「組織及び管理運営に関する規則」という。）第22条第1項の規定に基づき、大学院運営委員会を設置している。大学院運営委員会は、国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科大学院運営委員会規程第3条の規定に基づき、学長、研究科長、専攻長、各専攻のコース長及び学長が指名する者により組織され、下記に掲げる教育研究及び管理運営に関する重要事項について審議する。

また、組織及び管理運営に関する規則第19条の規定に基づき、研究科学事委員会を設置している。研究科学事委員会は、国立大学法人筑波技術大学研究科学事委員会規程第3条の規定に基づき、研究科長、専攻長、各専攻の教授のうちから選出される者及び研究科長が指名する者により組織され、下記に掲げる教務、学生生活及び就職に関する重要事項を審議する。

さらに、専攻の運営にあたっては、組織及び管理運営に関する規則第22条の2第1項の規定に基づき、研究科専攻教授会を設置している。研究科専攻教授会は、当該専攻において研究指導を担当できる教授により組織され、下記に掲げる専攻における教育研究及び管理運営に関する事項を審議する。

(1) 大学院運営委員会

- ① 大学院の組織及び管理運営に関する事項
- ② 大学院の教育課程及び研究指導に関する事項
- ③ 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び修了に関する事項
- ④ 研究指導担当及び授業担当の認定に関する事項
- ⑤ その他大学院の教育研究に関すること

(2) 研究科学事委員会

- ① 教育方針・教育計画の立案及び実施に関すること
- ② 学生の学生生活支援に関する基本方針の立案及び実施に関すること
- ③ 学生の就職に関する基本方針の立案及び実施に関すること
- ④ その他教務、学生生活及び就職に関する重要事項

(3) 研究科専攻教授会

- ① 担当教員の資格認定について
- ② 教育課程の編成について
- ③ 入学試験関係日程、学生募集要項、入学試験実施体制、合格候補者の選考
- ④ 研究指導教員の決定、研究テーマの決定

- ⑤ 学位論文審査日程，論文審査について
- ⑥ 学生の入学，退学，転学，留学，休学及び修了に関する事
- ⑦ 成績優秀による授業料免除者の選考について
- ⑧ その他専攻に関わる教育研究に関する事

14 自己点検・評価

筑波技術大学学則第2条の規定に基づき，評価室を中心として，教育研究活動等の自己点検・評価を実施している。具体的には，次の項目について各部局において点検・評価を実施し，その進捗状況を大学全体の組織である評価室で検証している。

①大学の目的，②教育研究組織，③教員及び教育支援者，④学生の受入，⑤教育内容及び方法，⑥教育の成果，⑦学生支援等，⑧施設・設備，⑨教育の質の向上及び改善のためのシステム，⑩財務，⑪管理運営

なお，その評価結果をホームページ等で公表するとともに，実施状況を踏まえ，授業方法の改善や次年度の年度計画等へ反映させている。

さらに，教員の教育研究活動等の自己点検として2年毎に「教員の個人評価」を次のとおり実施している。

「教員の個人評価」は，教員の自己活動の改善と向上並びに本学の教育，研究及び社会貢献等の改善と向上に資するとともに，適切な情報公開により社会への説明責任を果たすことを目的としている。なお，評価領域は，「教育」「学術・研究」「社会・国際貢献」「組織運営・管理」の4つの領域に分類している。

15 教育情報の公表

本専攻では，以下の項目について，筑波技術大学ホームページに掲載する予定である。

http://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/educational_info.html

- (1) 教育研究上の目的
- (2) 教育研究上の基本組織
- (3) 教員組織，教員数，教員が有する学位及び業績
- (4) 入学者に関する受入方針，入学者数，在学生数，卒業・就職状況等
- (5) 授業科目，授業内容，年間授業計画等
- (6) 取得可能な学位，学修の成果に関する評価及び卒業・修了認定基準
- (7) 校地・校舎などの施設設備その他学生の教育研究環境
- (8) 授業料・入学料等
- (9) 修学，進路選択，心身の健康等に係る支援

その他，本大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻のパンフレット等を作成し，積極的な情報公開を行う。

16 教員の資質の維持向上の方策

教員の資質の維持向上については，FD・SD企画室を中心に全学的なFD研修会を毎年おおむね年3回実施している。

各部局におけるFD活動としては、学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観等を実施し、その結果を各部局において教員にフィードバックし授業改善に役立てるとともに、FD・SD企画室において検証している。

また、FD・SD企画室において作成した「FD・SDハンドブック―聴覚・視覚障害者の修学のために―」を全教職員に配布し、開学以来蓄積してきた障害者のための新しい教育方法の開発等の本学独自の知見を継承・革新・共有することを念頭に、新採用教員に対する研修等を実施し、教員の教育能力の一層の向上を日常的に図っている。

本専攻においても、評価室及びFD・SD企画室の協力のもと、教員による自己評価、学生による授業評価アンケートや教員相互の授業参観等を実施する等、教員の資質の維持向上を図る予定である。

資 料 目 次

【資料 1】障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告	
<第一次まとめ（文部科学省）抜粋>	1
【資料 2】情報アクセシビリティ専攻ニーズ調査結果（抜粋）	2
【資料 3】筑波技術大学大学院新専攻設置についての要望書	5
【資料 4】情報保障学と関連する諸外国の事例	9
【資料 5】聴覚・視覚障害学生のイコールアクセスを保障する教育支援ハブの構築	11
【資料 6】情報アクセシビリティ専攻に関連する学会	12
【資料 7】情報アクセシビリティ専攻履修モデル	13
【資料 8】障害者高等教育研究支援センター及び情報アクセシビリティ専攻教員組織体制	16
【資料 9】国立大学法人筑波技術大学と国立大学法人宮城教育大学との連携協力に関する協定書	17
【資料 10】情報アクセシビリティ専攻の課程修了に係る主要日程（案）	18
【資料 11】国立大学法人筑波技術大学研究倫理委員会規程	19
【資料 12】多様なメディアの利用（障害に対応した情報保障）	21

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告〈第一次まとめ（文部科学省）抜粋〉

平成24年12月21日

大学等における障害のある学生の現状

- 平成17年度より独立行政法人日本学生支援機構が実施している「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると、障害のある学生の在籍者数は、平成23年度は10,236人となっており、5年前の平成18年の4,937人と比較するとほぼ倍増している。
- 障害種別に見ると、障害のある学生の在籍者数は、全ての障害種別で増加している。平成23年度では、視覚障害681人（対平成18年比171人増）、聴覚・言語障害1,556人（同356人増）、肢体不自由2,491人（同740人増）、病弱・虚弱2,047人（同1,170人増）、重複170人（同77人増）、発達障害（診断書有）1,453人（同1,326人増）、その他1,838人（同1,459人増）となっている。
- 大学等における障害のある学生の在籍率については、平成23年では、全学生数3,235,575人に占める障害学生数10,236人の割合は0.32%となっている。また、大学等に支援の申し出があり、それに対し大学等が何らかの支援を行っている障害のある学生は5,897人で支援障害学生の在籍率は0.18%である。

専門性のある支援体制の整備

- 支援体制を整備するにあたり、必要に応じ、障害学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援員等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関わる部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教員）との連携を図る。
- 学外（自治体、NPO、他大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や医療、福祉、労働関係機関との連携について検討する。

- 障害のある学生に対する修学支援は、障害のある学生のみならず、全ての学生にとって学びやすい環境の整備や多様な者と共生していくことへの理解に繋がる取組。
- 各大学において障害のある学生の修学支援の充実が図られるとともに、全ての大学等において障害のある学生の修学機会が確保されることを期待。

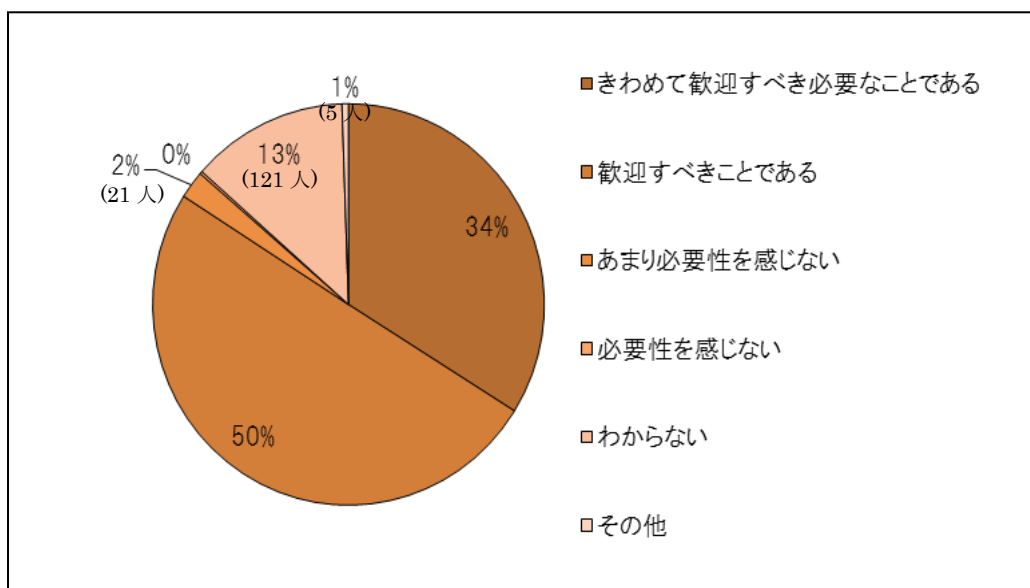
専門的人材の養成

- 障害のある学生に対し、的確で有効な支援を提供するためには、各大学に障害に対する専門的知識や技術を有する専門的人材を適切に配置することが重要。
- 障害のある学生の様々な教育機会に対応して十分な情報保障等の支援を行うためには、その教育内容について専門的人材を養成することが必要。
- 専門的人材を効果的に養成するため、拠点校による人材養成プログラムの開発や様々な研修の機会を確保する等の方策について検討することが重要。

情報アクセシビリティ専攻ニーズ調査結果（抜粋）

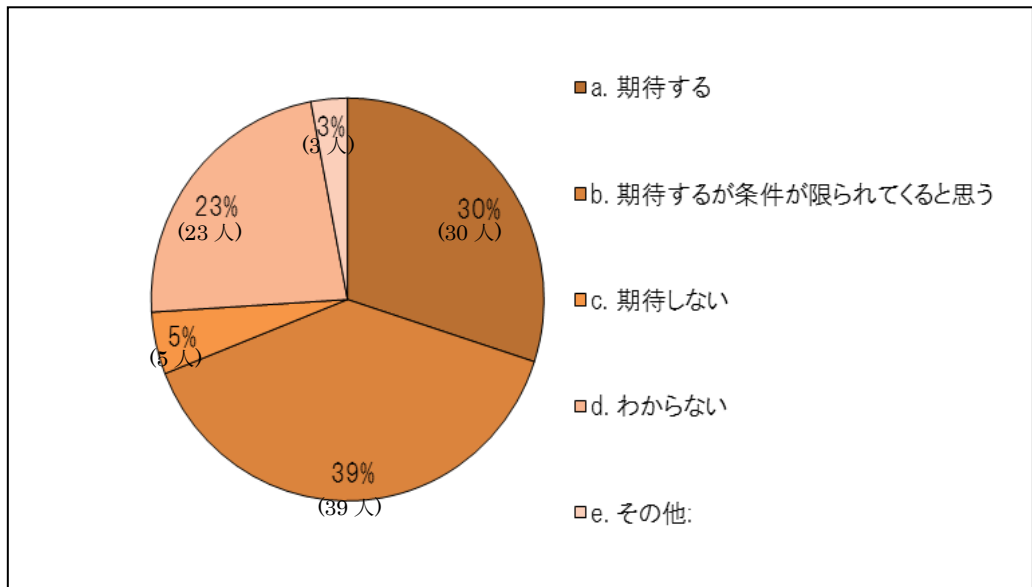
設問 筑波技術大学大学院に修士課程「情報アクセシビリティ専攻」を設置することについて、どのよう
にお考えですか。

<総集計> 回答状況



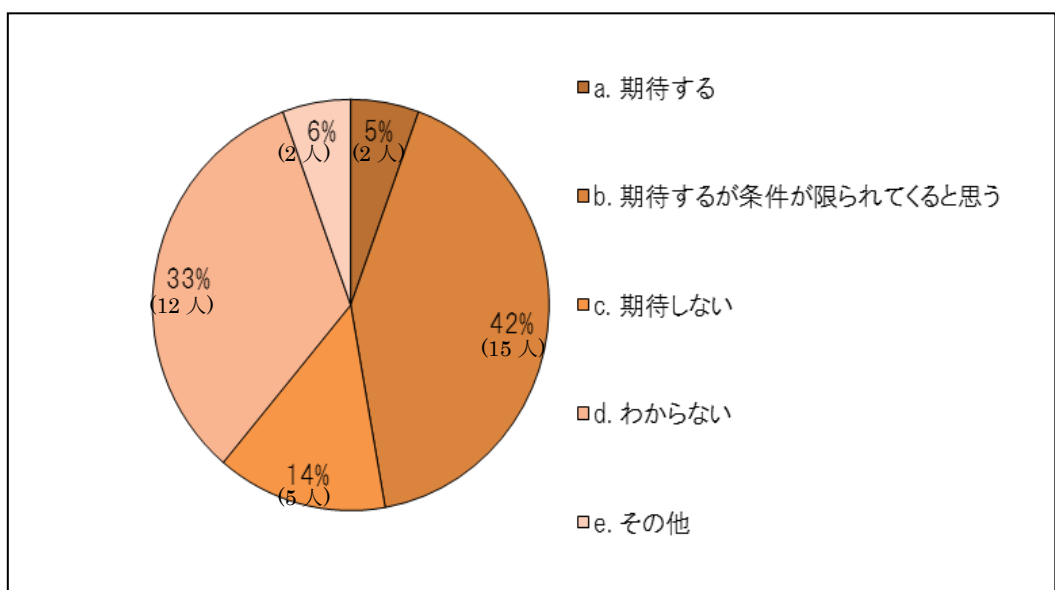
設問 本学大学院に「情報アクセシビリティ専攻」が設置された場合、貴大学の教職員の教職員や卒業生が入学することを期待しますか。

<他大学支援室（教職員）> 回答状況



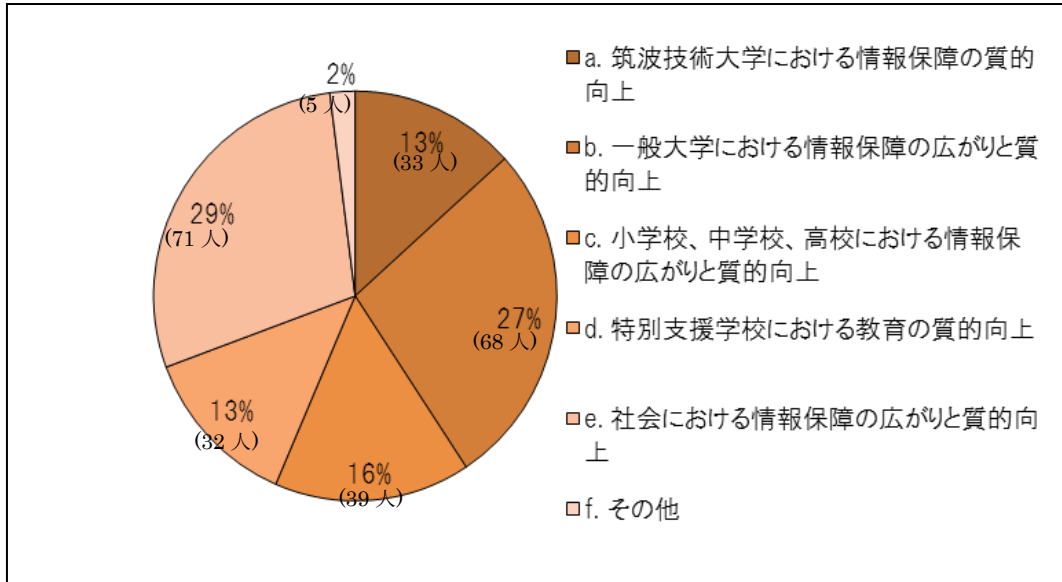
設問 本学大学院に「情報アクセシビリティ専攻」が設置された場合、貴社の社員が入学することを期待しますか。

<企業（卒業生就職先等）対象> 回答状況

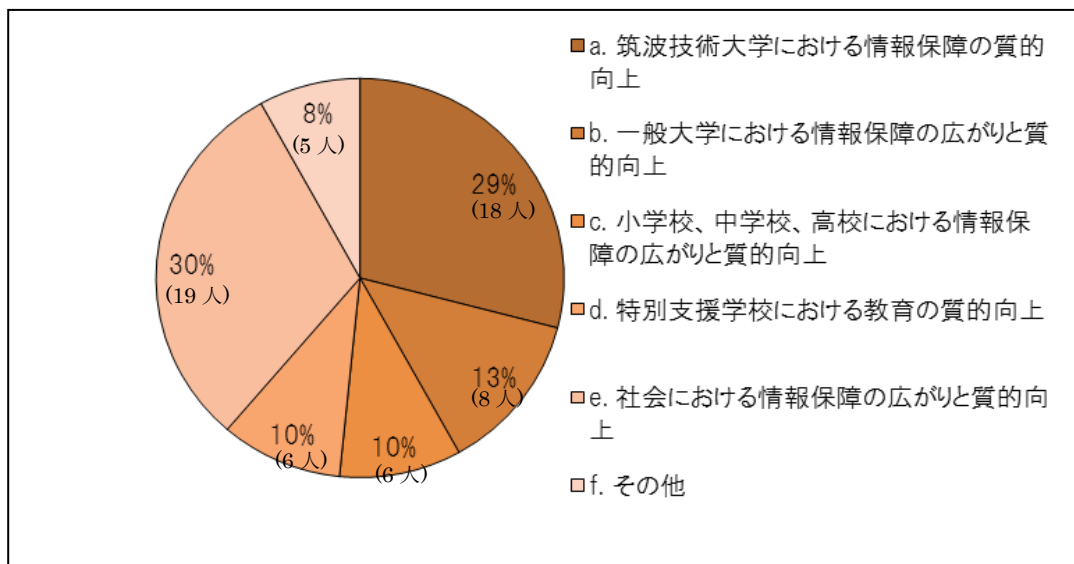


設問 筑波技術大学が大学院（修士課程）に障害者高等教育研究支援センターに設置した場合、どのような社会的効果が現れることを期待しますか。（複数回答可）

<他大学支援室（教職員）> 回答状況



<企業（卒業生就職先等）対象> 回答状況



国立大学法人筑波技術大学
学長 村上 芳 則 様

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 石野富志 氏



筑波技術大学大学院新専攻設置についてのお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴大学におかれましては、日頃より聴覚障害者の教育・福祉等にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

当連盟は約 22000 人の聴覚障害の会員を擁する団体として、1947 年の創立以来、聴覚障害児・者への教育・福祉等の向上に努めてまいりました。

しかし、2007 年に日本が国連「障害者権利条約」に署名し、障害者基本法の改正、障害者福祉・労働に関する法律の改正・整備等が進められるなかにおいても、私たちは今だに情報へのアクセス、コミュニケーションに多くのバリアを抱え生活しています。

聴覚障害者の社会参加、共生社会を実現するには、まずは情報アクセス、コミュニケーションに関する研究、機器や支援手法の開発、専門家の養成を進め、社会に残るバリアをなくしていくことが必要です。

そして、そのためには視・聴覚障害者の大学・大学院として専門的技術者等を多く輩出し、情報保障の方法等、その手法を培ってきた貴大学においてこそ、この研究・開発・人材の養成等を行っていくのにふさわしいと考えます。

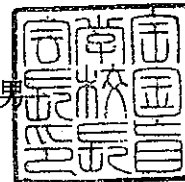
是非とも、貴大学に情報保障のあり方やその支援手法・障害補償機器の開発等、この分野を専門とする大学院新専攻を設置して下さいますようお願い申し上げます。



平成25年4月30日

国立大学法人 筑波技術大学
学長 村上 芳則 殿

全国盲学校長会
会長 座間 幸男



筑波技術大学大学院新専攻設置についてのお願い

春暖の候、ますます御清祥のことと存じ上げます。日頃から、視覚障害学生が学べる高等教育機関として、教育・療育の両面にわたり専門性を生かした指導にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年に3年制筑波技術短期大学設立の意義や伝統を引き継ぎ、4年制大学として開学した筑波技術大学も今年度で26年目を迎え、平成22年には大学院が設置されました。この大学院では、障害者自身が鍼灸学、理学療法学、工学、デザイン学の修士の学位を取得し、障害者の職域拡大に大きく貢献していることはたいへん喜ばしいことです。

しかし一方で、全国盲学校長会の会員からは、障害者と健常者が分け隔てなく共生できる社会の実現を目指し、一般社会の中で障害者支援の中核的な役割を担いうる、より高度な専門職業人を養成・教育する場の設置を求める声が高まっています。このような中、視覚障害者の高等教育に実績がある筑波技術大学には、障害者の教育支援、就労支援に関する人的、技術的な資源があるものと推察致します。

また、共生社会の実現に際して、支援者は健常者だけでなく、障害者自身もその担い手となる必要があります。筑波技術大学やその他の大学を卒業して、より深くより高度な教育を求める障害者にとって、学ぶための環境が必要不可欠です。特に視覚障害はコミュニケーションや情報へのアクセスに困難があるため、高度な専門教育を受ける場は十分な合理的配慮の基に環境整備されたところが必要です。

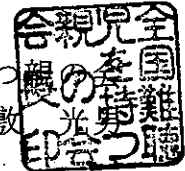
これらの状況を鑑み、筑波技術大学に情報保障を専門分野とする大学院の新専攻を新たに設置くださいますようお願い申し上げます。



平成 25 年 5 月 7 日

国立大学法人 筑波技術大学
学 長 村上 芳則 様

全国難聴児を持つ
会 長 高屋敷



筑波技術大学大学院新専攻設置についてのお願い

春暖の候、ますますご清祥のことと存じ上げます。日頃は、聴覚障害学生が学べる高等教育機関として、教育・療育の両面にわたり専門性を生かした指導にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴学は昭和 62 年に 3 年制の筑波技術短期大学として設立され、その意義や伝統を引き継ぎ、平成 22 年には 4 年制の筑波技術大学となり、今年で創設より 26 年となります。平成 22 年には大学院も設置されました。この大学院で障害者自身が産業技術学の学位を取得し、障害者の職域拡大に大きく貢献していることはたいへん喜ばしいことです。

しかし一方で、私ども全国難聴児を持つ親の会の会員からは、障害者と健常者が分け隔てなく共生できる社会の実現を目指し、一般社会の中で障害者支援の中核的な役割を担う、より高度な専門職業人を養成・教育する場の設置を求める声が高まっています。このような中、聴覚障害者の高等教育に実績がある筑波技術大学には、障害者の教育支援、就労支援に関する人的、技術的な資源があるものと拝察致します。

また共生社会の実現に際して、支援者は健常者だけでなく、障害者自身もその担い手となる必要があります。筑波技術大学他で学部段階の修学を終え、より深くより高度な教育を求める障害者にとって、学ぶための環境が必要不可欠です。特に聴覚障害はコミュニケーションに困難があるため、障害の特性に配慮した教育を必要とする私たち子どもにとって、高度な専門教育を受ける場はどこでも良いというものではありません。

これらの状況を鑑み、筑波技術大学に情報保障を専門分野とする大学院新専攻を設置くださいますようお願い申し上げます。

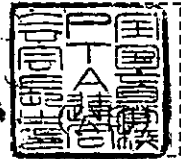


平成 25 年 5 月 13 日

国立大学法人 筑波技術大学
学長 村上 芳則 殿

全国盲学校PTA連合会

会長 西島 和子



筑波技術大学大学院新専攻設置についてのお願い

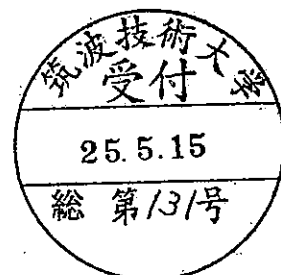
春暖の候、ますますご清祥のことと存じ上げます。日頃は、視覚・聴覚障害学生が学べる高等教育機関として、教育・療育の両面にわたり専門性を生かした指導にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年に3年制筑波技術短期大学設立の意義や伝統を引き継ぎ、4年制大学として開学した筑波技術大学も今年度で26年目を迎え、平成22年には大学院が設置されました。この大学院で障害者自身が鍼灸学、理学療法学、工学、デザイン学の修士の学位を取得し、障害者の職域拡大に大きく貢献していることはたいへん喜ばしいことです。

しかし一方で全国盲・視覚支援学校の会員からは、障害者と健常者が分け隔てなく共生できる社会の実現を目指し、一般社会の中で障害者支援の中核的な役割を担い、より高度な専門職業人を養成・教育する場の設置を求める声が高まっています。このような中、視覚（聴覚）障害者の高等教育に実績がある筑波技術大学には、障害者の教育支援、就労支援に関する人的、技術的な資源があるものと拝察致します。

また共生社会の実現に際して、支援者は健常者だけでなく、障害者自身もその担い手となる必要があります。筑波技術大学他で学部段階の修学を終え、より深くより高度な教育を求める障害者にとって、学ぶための環境が必要不可欠です。特に視覚（聴覚）障害はコミュニケーションや情報へのアクセスに困難があるため、高度な専門教育を受ける場はどこでも良いというものではありません。

これらの状況を鑑み、筑波技術大学に情報保障を専門分野とする大学院新専攻を設置くださいますようお願い申し上げます。



情報保障学と関連する諸外国の事例

1. アメリカ

・手話通訳専攻の学士課程を置く大学は20あるが、修士課程を持つのはギャロデット大学のみである。ギャロデット大学では、(1) ろう者、難聴者と仕事をする専門家を育成する (2) ろう者、難聴者のコミュニティを研究する (3) ろう者、難聴者の専門家を育成するという目標のもとで、ギャロデット大学の大学院は17個の修士号課程、2個の専門家学位課程、6個の博士号課程、4個の大学院資格課程を設けている。この内、情報保障学に関連するものは、修士号課程では「ろう者学：文化研究」「ろう者学：言語と人権」「手話教育」「通訳」「言語学」「ソーシャルワーク：学校教育」、博士号課程では「オージオロジー」「聴覚、発話、言語科学」「通訳」「言語学」のプログラムが提供されている。

プログラムの1つである「ソーシャルワーク：学校教育」では、「障害者政策」という講義があり、その中で盲ろう者に対する障害者政策を取り上げ、盲ろう者のための情報保障、生活支援を講じている。

また、同大学研究所 (Gallaudet Research Center) で展開されている情報保障機器などの研究 (RERC-HE, RERC-TAP, VL2) の成果が大学院の各プログラムと密接に関連づけられている。

・手話通訳の修士号課程プログラムを提供する他の大学

北フロリダ大学 (University of Northern Florida)

・ろう・難聴スペシャリストの修士号プログラムを提供する大学

北コロラド大学 (University of Northern Colorado)

・情報保障者の養成を行っている大学

ナショナル聾工科大学 (NTID) は独自に開発した C-print というソフトを使用した情報保障者の養成を遠隔授業で行っている。

カリフォルニアの州立大学ノースリッジ校 (CSUN) における聴覚障害者のための情報保障は、TypeWell という速記用ソフトウェアを使って行われている。訓練は遠隔で行われ、訓練終了者のみとそのソフトウェアを使用することができる。現職者の技術向上のための通信教育もある。

2. 韓国

・国立特殊教育院の中の速記チームでは、16名の速記者が2大学を担当し、講義内容を聴覚障害学生にオンラインで情報保障支援をしている。国家速記試験には1級～3級があり、速記の国家資格を持っている人材を国立特殊教育院が採用している (筑波大韓国人大学院生より)。しかし、大学及び大学院レベルでは、情報保障支援技術を学ぶシステムはない。

3. フランス、オーストリア

・フランスのパリ第8大学 <http://www.univ-paris8.fr/en/>

オーストリア・リンツのヨハネスケプラー大学 <http://www.jku.at/content> 及びオーストリアのウィーン工科大学 http://www.tuwien.ac.at/en/tuwien_home/では、(視覚)

障害者のための支援技術に関する研究・開発を行っているグループがあり、本学と連携協力関係にある。

4. ドイツ

・カールスルーエ大学 <http://www.kit.edu/index.php> には、SZS(Study Centre for the Visually Impaired Students) という組織がある。そこでは、視覚（を含む様々な学生の）に障害を持つ学生に対し1. 入学準備支援、2. 学業支援、3. 就職支援 などをサポートしている。加えて、市電路線図の触覚版の制作や、視覚障害者用支援機器やソフトウェアの評価も行っている。

5. イギリス

・QTVI (Qualified Teacher of the Visually Impaired) とよばれる視覚障害の専門教員としての資格が、特別支援学校・学級の教員に法律で義務づけられている。

この免許は、通常学校の3年以上の教師経験を基礎資格として盲学校就職後原則として3年以内に取得することが多く、バーミンガム大学などで2年間の通信教育で取得することが多い。

聴覚・視覚障害学生のイコールアクセスを保障する 教育支援ハブの構築

資料 5

筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターは障害者高等教育拠点として、文部科学省の認定を受けています。これは、障害のある学生に対する高等教育を推進するために本センターが全国的な拠点としての役割を果たし、大学における障害学生支援をバックアップするものです。

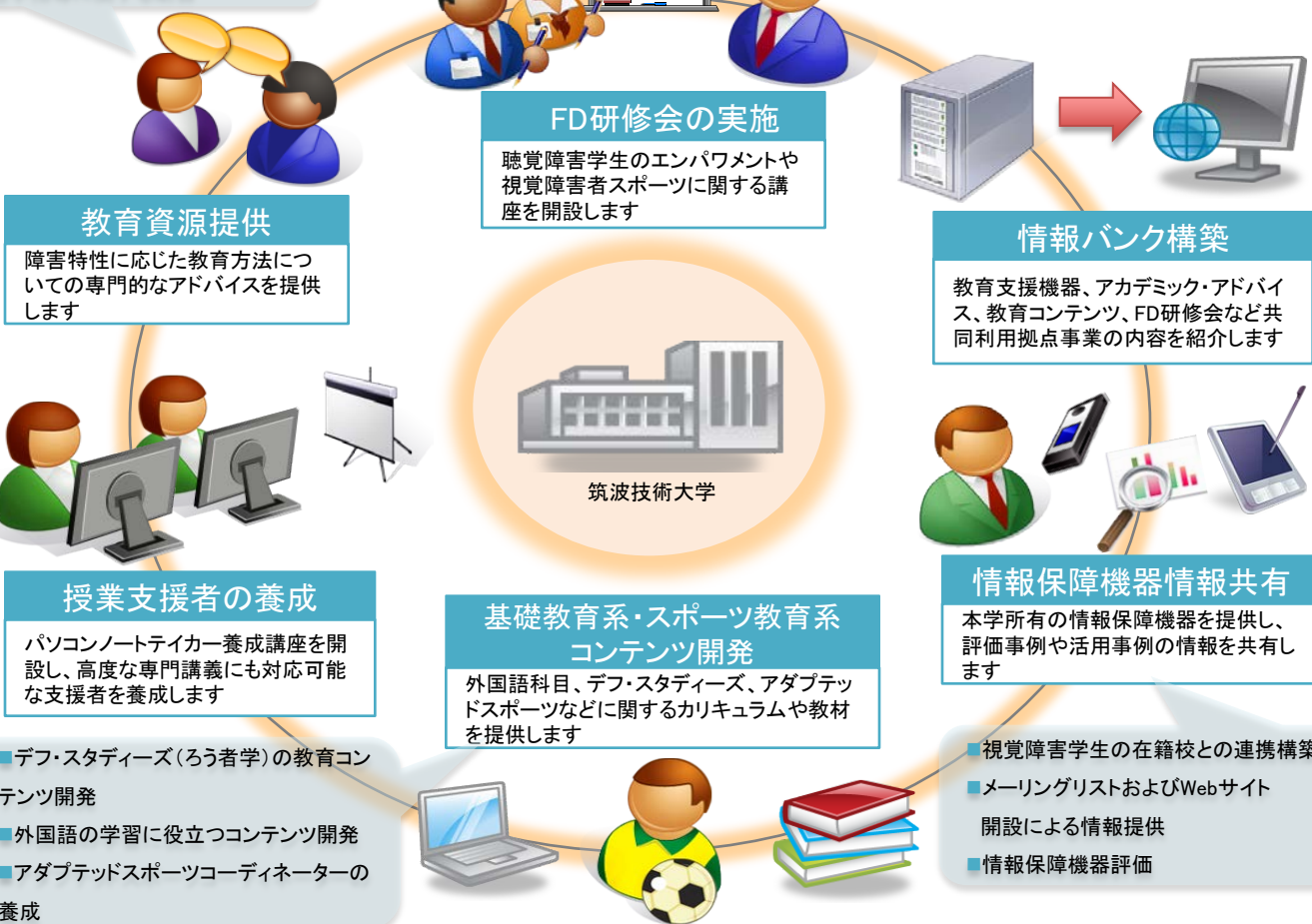
※[教育関係共同利用拠点]の認定について

参考Webサイト

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/03/1291858.htm

■アカデミック・アドバイザーによる

語学指導に関する助言



指導や支援に役立つ教育コンテンツ

- 英語教育
- スポーツ教育
- ろう者学教育

指導や支援に役立つ教育コンテンツ

- 支援機器の貸出
- パソコン要約筆記用ルビ付き字幕による支援技術
- 授業支援者(パソコンノートテイク)養成カリキュラム・講師派遣

指導や支援に役立つ教育コンテンツ

- 各種ご相談への対応
英語についてはアカデミック・アドバイザー、スポーツ・体育科目に関してはアダプテッドスポーツコーディネーターが専門的アドバイスを提供いたします。
- FD研修会の開催
聴覚・視覚障害学生の教育および指導に関する研修会を開催します。また、本事業で実施している取組に関する研修会に講師を派遣いたします。

聴覚障害関連

○ **日本聴覚医学学会**
当学会は聴覚ならびにその障害に関する研究の進歩と発展を図ることを目的としている。当学会の研究領域に関連する聴覚障害者学生に対する情報保障としては人工内耳、補聴器、FM補聴システムがあり、これらに関する研究を当学会が推進している。
<http://www.audiology-japan.jp/>

○ **日本音声言語医学学会**
当学会は音声と聴覚、言語に代表されるコミュニケーション医学だけでなく、これらを統括する高次脳機能等に関する研究を目的としている。上記の日本聴覚医学学会と同じく、人工内耳、補聴器、FM補聴システムを研究対象としているが、それに加え情報保障のための音声認識システムの開発に繋がる音声分析の研究も対象となっている。
<http://www.jslp.org/>

○ **日本手話学会**
当学会は、この日本手話の文法について詳しく調査した結果を集めて、ワークショップ、小研究会、大会などの場所で、手話についての知識を深めることを目的としている。手話は聴覚障害者のコミュニケーションにおける言語であり、これらを研究することは情報保障の一つである手話通訳の技術向上に貢献している。
http://jasl.jp/modules/pico/index.php?content_id=4

○ **日本聴覚言語障害学会**
当学会は、聴覚や言語の障害に関する心理・医療・教育等について、研究論文を通して会員相互が情報交換を図り、研究の向上を目指すことを目的としている。当学会は、聴覚障害教育における実践研究を通じて教育現場における聴覚障害児・者に対する情報保障について有益な示唆を提供している。
<http://www.jshld.org/>

○ **日本音響学会**
日本音響学会は、「音」に関する分野を研究領域としている。音声、聴覚、騒音・振動、建築音響、電気音響、音楽音響、超音波、音響化学、アコースティックイメージングの9分野に分かれて研究委員会が組織されており、音声、聴覚の研究委員会は聴覚障害の領域を担っている。
<http://www.asj.gr.jp/>

聴覚障害・視覚障害共通

○ **日本特殊教育学会**
特殊教育、特に障害児教育の科学的研究の進歩発展を図ることを目的とし、全ての障害種とその関連領域を含む、我が国で最大規模の学会である。当学会では、これまで数回にわたって障害者学生の高等教育支援、聴覚障害者学生に対する情報保障のシンポジウムの企画、開催を行い、本学からも多数の研究発表を行った。
<http://www.jase.jp/>

○ **日本リハビリテーション連携科学学会**
当学会の研究目的は、リハビリテーション諸科学の有機的連携、現場の実践に即した研究・討議、リハビリテーション分野のネットワーク、トータルリハビリテーションなどであり、当学会は、医学、教育学、心理学、社会福祉学、工学など関連諸科学の研究者、及び、医療、教育、福祉、職業などの分野における実践家の共通の広場として機能する学会である。この学会では、視覚障害・聴覚障害のリハビリテーションも含まれ、特に大学生等成人してから失明、失聴した事例に精通している。その点で、情報保障領域の研究も含まれる。
<http://www.reha-tenkei.org/>

○ **日本職業リハビリテーション学会**
様々な障害のために職業に就くことや維持していくことが困難な人々に職業を通じて社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出し、いく取り組みが職業リハビリテーションである。当学会では、職業リハビリテーションに関する科学的な研究・実践活動を通じ、我が国における障害者の職業リハビリテーションの進歩・発展に寄与することを目的としている。そこで、視覚障害者・聴覚障害者については職業に就いた彼らに対する情報保障が当学会における研究対象となる。
<http://vocreha.jp/>

○ **日本アダプトスポーツ・体育スポーツ学会**
当会は、アジア地域の障害者の体育・スポーツに関する科学的な研究の進歩と発展を図る目的で1986年に設立された「アジア障害者体育・スポーツ学会」の日本部会として、日本における障害児及び障害者の体育・スポーツ等に関する科学研究の進歩と発展を図ることを目的としている。視覚障害者、聴覚障害者に対する情報保障の分野においては、学校教育における体育実技ならびに外部での試合等での情報保障が当学会での研究対象となる。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/asape/index.html>

○ **ヒューマンインタフェース学会**
ヒューマンインタフェースは、人と技術の関わりに関する総合的な学術分野である。ここでは、技術を提供する立場だけでなく、技術の受け手の立場からの研究、評価が重視される必要がある。故に当学会では、ヒューマンインタフェースの学術分野において、理工的なものや原理と共に、人文的な人の原理を生理、認知、心理、文化、社会のレベルで取り入れ、さらに感性や魅力を活性化させるデザインなど幅広い横断的な学術研究を行うことを目的としている。視覚障害者、聴覚障害者の情報保障については、情報保障を行う際利用する機器の開発が研究対象となっている。
<http://www.his.gr.jp/office/syuisyo.html>

○ **日本通訳翻訳学会**
日本通訳翻訳学会は、「通訳と翻訳の理論と実践及び教育に関する科学的・多面的研究を促進すること」とともに、「この分野の社会的理解の増進に寄与すること」を目的とした学会である。聴覚障害に関する情報保障としては手話通訳がこれにあたる。
<http://jaits.jp.org/home/history.html>

○ **障害学会**
障害学会は、障害を社会・文化の視点から研究する障害学(Disability Studies)の発展・普及と会員相互の研究上の連携・協力をはかることを目的としている。本学会は、視覚障害及び聴覚障害の研究領域を含めている。
<http://www.jsds.org/jsdsreg.html>

○ **電子情報通信学会 WIT (福祉情報工学研究会、Well-being Information Technology)**
本学会は、電子情報通信分野を専門としていたがその中に福祉情報工学研究会を設置している。WIT (福祉情報工学研究会、Well-being Information Technology) は、電子情報通信学会(IEICE) ヒューマンコミュニケーショングループ(HCG) に属する第1種研究会である。障害者や高齢者の情報・通信に関するさまざまな科学技術について、多くの研究者・開発者の方々が集まって発表や討論をしている。また、情報保障にも取り組んでおり、障害を持つ方々も積極的に参加している。
<http://www.ieice.org/~wit/index.html>

視覚障害関連

○ **日本ロービジョン学会**
当学会は、我が国における視覚に障害を有する児・者へのハビリティーション・リハビリテーションに関する学際的な研究及び臨床の向上と、会員同士及び諸外国との交流を目的としている。当学会は、視野狭窄等、弱視者に対する情報保障の在り方についても有益な情報を提供している。
<http://www.jslrr.org/>

○ **日本弱視教育研究会**
当研究会、弱視教育に関する科学的研究を志す者の連携協力によって、我が国における弱視教育の進歩・発展を図ることを目的としている。当学会は、視覚障害(弱視)教育における実践研究を通じて教育現場における視覚障害(弱視)児・者に対する情報保障について有益な示唆を提供している。
<http://www.tenji.ne.jp/kenkyukai/index.html>

○ **日本弱視斜視学会**
日本弱視斜視学会は、小児の視力および両眼視機能の発達および障害、成人における複視などの両眼視機能の障害などに関する臨床、および基礎研究の発展を目的に、日本弱視斜視研究会を母体が発足した組織である。これまでに、3歳児検診の普及などを通して弱視および斜視の早期発見・早期治療に貢献してきたが、今後は、3D映像など新しい映像 media も考慮にいれた視機能管理などについて、情報を発信して行く学会を目指している。
<http://www.jasa-web.jp/index.html>

○ **視覚障害リハビリテーション協会**
本会は、視覚障害者(児)に対する、福祉・教育・職業・医療等の分野におけるリハビリテーションに関心をもつ者の相互の学際的交流を図り・理解を深めるとともに、指導技術の向上を図る活動を通して、視覚障害者(児)のリハビリテーションの発展・普及に寄与することを目的とする。
<http://www.jarvi.org/>

情報アクセシビリティ専攻履修モデル

資料7

① 障害者支援（聴覚障害）コース

科目区分	授業科目の名称		選択 必修 の別	1年次		2年次		単 位 数	備考				
				I	II	III	IV						
基盤科目	情報アクセシビリティ研究特論		必修	○				2	6単位				
	情報アセスメント特論		必修	○				2					
	聴覚障害情報保障特論		選択	○				2					
専 門 科 目	選 択 科 目	コ ー ス 指 定	聴覚障害教育特論	選択	○				2	14単位			
			聴覚障害情報保障システム特論	選択			○		2			6	
			聴覚障害コミュニケーション技術演習	選択		○			2				
	共 通	支援組織マネジメント演習	選択		○			2	8				
		障害学生支援コーディネート特論	選択	○				2					
		障害学生支援コーディネート実習	選択		○			1					
		障害者就労支援特論	選択	○				2					
		障害者支援演習	選択				○	1					
	特 別 研 究 科 目	情報アクセシビリティ特別研究1		必修	○	○			4			10単位	
		情報アクセシビリティ特別研究2		必修			○	○	6				
合計									30単位				

モデルの概要

障害者支援（聴覚障害）コースを履修する学生に対して、聾・難聴・中途失聴の障害特性に即した支援の知識、技術を習得させるモデルで、障害学生支援に係るコーディネートの基礎知識を修得させたうえで、必要な支援が構築できることに重点を置く。

※専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4単位までを専門科目の修了に必要な修得単位として認めることができる。

情報アクセシビリティ専攻履修モデル

② 障害者支援（視覚障害）コース

科目区分	授業科目の名称	選択 必修 の別	1年次		2年次		単 位 数	備考				
			I	II	III	IV						
基盤科目	情報アクセシビリティ研究特論	必修	○				2	6単位				
	情報アセスメント特論	必修	○				2					
	視覚障害情報保障特論	選択	○				2					
専 門 科 目	選 択 科 目 コース 指定	視覚障害教育特論	選択			○		2	14単位			
		視覚障害情報保障システム特論	選択			○		2				
		点字・ロービジョンケア技術演習	選択		○			2				
		視覚障害アクセシビリティプログラミング演習	選択		○			2				
	共 通	特別支援教育情報保障特論	選択	○				2			2	
		他 専 攻 科 目	障害補償機器特論	選択	○						2	4
	障害補償技術特論		選択			○		2				
	特 別 研 究 科 目	情報アクセシビリティ特別研究1	必修	○	○			4			10単位	
		情報アクセシビリティ特別研究2	必修			○	○	6				
	合計										30単位	

モデルの概要

障害者支援（視覚障害）コースを履修する学生に対して、盲・弱視・中途失明の障害特性に即した支援の知識、技術を習得させるモデルで、視覚障害情報システムの現状を理解するとともにパソコン等を使用しての点字・拡大教材等の作成技術修得に重点を置く。

※専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4単位までを専門科目の修了に必要な修得単位として認めることができる。

情報アクセシビリティ専攻履修モデル

③ 手話教育コース

科目区分	授業科目の名称	選択 必修 の別	1年次		2年次		単 位 数	備考	
			I	II	III	IV			
基盤科目	情報アクセシビリティ研究特論	必修	○				2	6単位	
	情報アセスメント特論	必修	○				2		
	聴覚障害情報保障特論	選択	○				2		
専 門 科 目	選 択 科 目 コース 指定	手話言語学特論	選択	○				2	10 14単位
		手話言語学演習	選択		○			1	
		ろう者学教育コンテンツ特論	選択			○		2	
		手話教育特論	選択		○			2	
		手話通訳特論	選択		○			2	
		手話通訳演習	選択				○	1	
	他コース	聴覚障害コミュニケーション技術演習	選択		○			2	
共通	障害学生支援コーディネート特論	選択	○				2	2	
特別研究 科目	情報アクセシビリティ特別研究1	必修	○	○			4	10単位	
	情報アクセシビリティ特別研究2	必修			○	○	6		
合計								30単位	

モデルの概要

手話教育コースを履修する学生に対して、手話を媒体とした情報保障ならびに手話の指導、普及に関する知識、技術を習得させるモデルで、手話及び手話通訳の技能とろう者文化の指導に関する理論と方法を修得したうえで、適切な手話指導及び評価に関するコーディネートができるようになることに重点を置く。

※専攻長ならびに授業担当教員の承認を得て、本専攻が指定する他専攻の開設する授業科目を履修することができる。なお、当該科目の修得単位については、4単位までを専門科目の修了に必要な修得単位として認めることができる。

障害者高等教育研究支援センター及び情報アクセシビリティ専攻 教員組織体制

【障害者高等教育研究支援センター】

研究領域及び部門	教授	准教授	講師	助教
障害補償システム開発領域(聴覚)	1	1		
" (視覚)	2	1		
障害者能力開発研究領域(聴覚)	2	1		
" (視覚)	1			
障害者支援研究領域(聴覚)		1		
" (視覚)			1	1
障害教育実践部門(聴覚)	2	2		1
" (視覚)	3	1	1	1
教職課程部門		1		
合計	11	9	2	3

【技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻】

研究分野	教授	准教授	講師	助教
聴覚障害者支援	5	6		
視覚障害者支援	6	2	2	2
手話教育		1		1
合計	11	9	2	3

国立大学法人筑波技術大学と国立大学法人宮城教育大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、国立大学法人筑波技術大学（以下「筑波技術大学」という。）と国立大学法人宮城教育大学（以下「宮城教育大学」という。）が、聴覚及び視覚に障害のある学生への支援及びそれに関連する諸課題に的確に対応するため、相互に連携協力して研究・協議を行うとともに、その成果を生かして双方の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 筑波技術大学と宮城教育大学が連携協力して行う事業は、次のとおりとする。

- 一 障害のある学生に対する支援システムの開発とその応用の研究
- 二 相互の大学の特徴を生かした授業交流（単位互換）及び学生交流
- 三 その他障害のある学生への支援及び特別支援教育に関し必要と認める事業

(実施の方法)

第3条 筑波技術大学と宮城教育大学は、前条各号に掲げる事業を実施する場合、個別事業ごとに担当する部署が協議して行うものとし、必要があると認めるときは、専門部会を設置して行うものとする。

- 2 筑波技術大学と宮城教育大学は、それぞれ職員の派遣及び受入れについて協力するとともに、自らの有する施設等の利用についても、可能な限り便宜を図るものとする。

(経費)

第4条 筑波技術大学と宮城教育大学の連携協力に要する経費の負担については、個別事業ごとに双方協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、協定書の有効期間満了の日の30日前までに、筑波技術大学と宮城教育大学のいずれから改訂等の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第6条 前条までに定めるもののほか、連携協力に関する事業の細目について必要な事項は、筑波技術大学と宮城教育大学が協議して定めるものとする。

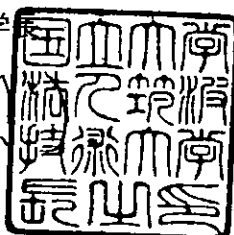
- 2 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、筑波技術大学と宮城教育大学が協議して解決するものとする。

この協定書は、2通作成し、筑波技術大学と宮城教育大学で各自1通を保有する。

平成22年 3月 9日

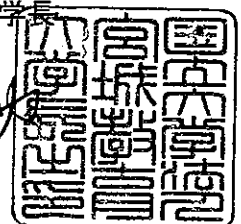
国立大学法人筑波技術大学

村上芳良



国立大学法人宮城教育大学

高橋孝助



情報アクセシビリティ専攻の課程修了に係る主要日程(案)

年次	学期	月日等	産業技術学専攻	保健科学専攻	情報アクセシビリティ専攻	関係委員会等
1	1	4月上旬	新入生オリエンテーション 主指導教員希望申込書等提出 研究計画の決定 (指導教員、研究テーマ) 7月下旬	履修ガイダンス 研究デザイン立案 研究計画の決定 (指導教員、研究テーマ) 研究デザイン報告会	新入生オリエンテーション 主指導教員希望申込書等提出 研究計画の決定 (指導教員、研究テーマ)	各専攻 コースの研究指導教員 研究科学事委員会 大学院運営委員会 専攻の研究指導教員
		5月				
		7月下旬				
		2月上旬				
2	1	4月下旬	修士論文ガイダンス	修士論文ガイダンス	修士論文ガイダンス	各専攻
		7月	中間発表会	中間発表会	中間発表会	専攻の研究指導教員のレジュー
		1月中旬	予備審査(論文提出の可否) 論文願出 論文審査委員会の設置 最終試験(最終発表会) (発表及び口頭試問) (学内外に通知のうえ公開)	論文願出 論文審査委員会の設置 最終試験(最終発表会) (発表及び口頭試問) (学内外に通知のうえ公開)	論文願出 論文審査委員会の設置 最終試験(最終発表会) (発表及び口頭試問) (学内外に通知のうえ公開)	コースの研究指導教員 (受理)論文審査委員会 大学院運営委員会 各専攻
		2月上旬	論文審査	論文審査	論文審査	(審査)論文審査委員会
2	2	1月中旬～ 2月中旬	審査結果の報告 修了者の判定 修了者数の報告 学位記授与 機関リポジトリに全文を公表	審査結果の報告 修了者の判定 修了者数の報告 学位記授与 機関リポジトリに全文を公表	審査結果の報告 修了者の判定 修了者数の報告 学位記授与 機関リポジトリに全文を公表	論文審査委員会→研究科長 大学院運営委員会 教育研究評議会
		2月下旬				
		3月上旬				
		3月中旬				
		3月20日				

○国立大学法人筑波技術大学研究倫理委員会規程

〔平成17年10月3日〕
〔規程第24号〕

最終改正 平成25年2月20日規程第8号

国立大学法人筑波技術大学研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）において行なわれるヒトを対象とした研究並びに国民の保健医療、福祉、生活衛生及び労働安全衛生等の課題を解決するための研究について、倫理的観点から審査することを目的として、本学に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置くことを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 前条に定める委員会の設置目的に関する事項
- (2) 学長から諮問された事項
- (3) 部局長会議で調整の後、委員会に付託された事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1人
- (2) 学長が指名する副学長 1人
- (3) 産業技術学部長又は学部長補佐
- (4) 保健科学学部長又は学部長補佐
- (5) 障害者高等教育研究支援センター長又は副センター長
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 前条第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1号又は第2号の委員のうちから学長が指名する者をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学研究倫理委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

多様なメディアの利用（障害に対応した情報保障）



テレビ会議システム

両障害者が同一教室で受講の場合



聴覚障害と視覚障害の学生が一堂に会し受講。講師の音声はインターネット経由で学外支援者により字幕変換されリアルタイムで授業スライドの横に提示される。（情報科教育法の授業の様子）

キャンパス間での遠隔合同授業

教育制度論(テレビ会議システム・字幕・音声合成・拡大文字)

視覚障害の学生はあらかじめ送られた授業資料を音声合成や拡大表示で読みながら遠隔教室で授業を受ける。質疑応答はテレビ会議システム経由で行う。



天久保画像

春日キャンパス



春日画像

天久保キャンパス

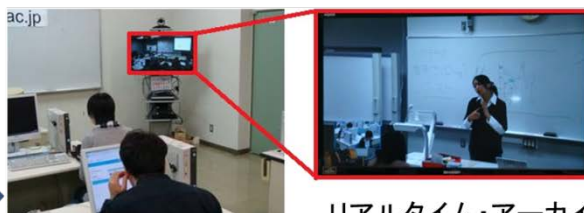
聴覚側では講師が手話を交えながら講義。音声は支援者(手前)により字幕に変換され、脇のモニタの視覚側受講者の映像の隣に提示。

障害の壁と距離(時間・空間)の壁を超える授業と教材



携帯へ字幕

- ・テレビ会議システム
- ・リアルタイム字幕提示(モバイル型PC要約)
- ・単一ソース・ファイルからの多メディア変換(音声・点字・拡大文字・触図等に変換)
- ・携帯電話、スマートフォンへの聴覚障害者用字幕送信
- ・DAISY, EPUB等あたらしいメディアによる検索性にすぐれた視覚障害者用教科書



リアルタイム・アーカイブ授業動画

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ムラカミ ヨシノリ 村上 芳則 <平成21年4月>		工学博士		筑波技術大学 学長 (平成21年4月)

別記様式第3号 (その2の1)

教 員 の 氏 名 等													
(技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻 (M))													
前判定結果	調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職 (就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する 過当たり平均日数
M可 M可 M可 M㊟ M㊟	1	専	教授	イツカ ジュンイチ 飯塚 潤一 <平成26年4月>		工学修士※		視覚障害情報保障システム特論※ 点字・ロービジョンケア技術演習※ 障害者就労支援特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2① 1・2② 1 ① 1 通 2 通	0.5 0.7 0.93 4 6	1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教育 研究支援セ ンター 教授 (平成18. 4)	5日
M可	2	専	教授	イシダ ヒサユキ 石田 久之 <平成26年4月>		教育学修士 ※		支援組織マネジメント演習	1・2②	2	1	筑波技術大学 障害者高等教育 研究支援セ ンター 教授 (平成18. 4)	5日
M可 M可 M可 M㊟ M㊟	3	専	教授	イシハラ ヤスシ 石原 保志 <平成26年4月>		博士 (心身障害 学)		聴覚障害コミュニケーション技術演習※ 障害者就労支援特論※ 特別支援教育情報保障特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2② 1 ① 1 ① 1 通 2 通	0.44 1.06 1.33 4 6	1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター副学長 (平成25. 4)	5日
M可 M可 M㊟ M㊟	4	専	教授	オオタケ ノブユキ 大武 信之 <平成26年4月>		博士 (理学)		視覚障害情報保障システム特論※ 視覚障害アクセシビリティプログラミング演習※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2① 1・2② 1 通 2 通	0.5 1 4 6	1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 教授 (平成17. 10)	5日
M可 M㊟ M㊟	5	専	教授	カトウ ヒロシ 加藤 宏 <平成26年4月>		教育学修士 ※		情報アクセシビリティ研究特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1 ① 1 通 2 通	1 4 6	1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 教授 (平成17. 10)	5日
M可 M㊟ M㊟	6	専	教授	コウダ ヤスコ 香田 泰子 <平成26年4月>		体育学修士		視覚障害教育特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2① 1 通 2 通	0.26 4 6	1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター准教授 (平成17. 10)	5日
M可 M㊟ M㊟	7	専	教授	コバヤシ マサユキ 小林 正幸 <平成26年4月>		博士 (工学)		聴覚障害情報保障システム特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2① 1 通 2 通	0.66 4 6	1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 教授 (平成17. 10)	5日
M可 M可 M可 M㊟ M㊟	8	専	教授	サトウ マサユキ 佐藤 正幸 <平成26年4月>		教育学博士		情報アクセシビリティ研究特論※ 聴覚障害情報保障システム特論※ 障害者支援演習※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1 ① 1・2① 1・2② 1 通 2 通	1 0.66 0.53 4 6	1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 教授 (平成17. 10)	5日
M可 M㊟ M㊟	9	専	教授	ストウ マサヒコ 須藤 正彦 <平成26年4月>		教育学修士 ※		聴覚障害コミュニケーション技術演習※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2② 1 通 2 通	0.44 4 6	1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 教授 (平成19. 4)	5日
M可 M可 M可 M㊟ M㊟	10	専	教授	ナガオカ ヒデジ 長岡 英司 <平成26年4月>		理学修士		視覚障害情報保障特論※ 視覚障害教育特論※ 視覚障害情報保障システム特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1 ① 1・2① 1・2① 1 通 2 通	0.66 0.53 0.5 4 6	1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 教授 (平成17. 10)	5日
M可	11	専	教授	マツフジ ミドリ 松藤 みどり <平成26年4月>		修士 (リハビリ テーション)		聴覚障害教育特論※	1・2①	0.31	1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 教授 (平成17. 10)	5日
M可	12	専	准教授	アマノ カズヒコ 天野 和彦 <平成26年4月>		体育学修士		視覚障害教育特論※	1・2①	0.26	1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター准教授 (平成17. 10)	5日

前判定結果	調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配年	当次担単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数
13	13	専	准教授	アライ タツヤ 新井 達也 <平成26年4月>		博士(理学)		聴覚障害教育特論※	1・2①	0.31	1	筑波技術大学 障害者高等教育 研究支援セ ンター准教授 (平成17. 10)	5日
M可	14	専	准教授	イチキ レイコ 一木 玲子 <平成26年4月>		修士※ (教育学)		聴覚障害教育特論※	1・2①	0.31	1	筑波技術大学 障害者高等教育 研究支援セ ンター准教授 (平成22. 4)	5日
M可 M可 M可 M可 M可 M可 M可 M可 M可 M可	15	専	准教授	オオスギ ユタカ 大杉 豊 <平成26年4月>		Doctor of Philosophy (米国)		聴覚障害コミュニケーション技術演習※ 聴覚障害学特論※ 手話言語学特論 手話言語学演習※ ろう者学教育コンテンツ特論※ 手話教育特論※ 手話通訳特論※ 手話通訳演習※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2② 1・2② 1・2① 1・2② 1・2① 1・2② 1・2② 1・2② 1・2② 1通 2通	0.66 1.06 2 0.28 1 1.29 1.05 0.52 4 6	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教育 研究支援セ ンター准教授 (平成19. 4)	5日
M可 M可 M可	16	専	准教授	カナホリ トシヒロ 金堀 利洋 <平成26年4月>		博士 (数理学)		視覚障害情報保障特論※ 視覚障害情報保障システム特論※ 視覚障害アクセシビリティプログラミング演習※	1① 1・2① 1・2②	0.66 0.5 1	1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター准教授 (平成17. 10)	5日
M可 M可 M可 M可 M可 M可 M可 M可	17	専	准教授	シラサワ マユミ 白澤 麻弓 <平成26年4月>		博士 (心身障害 学)		聴覚障害情報保障特論※ 手話通訳特論※ 手話通訳演習※ 障害学生支援コーディネーター特論 障害学生支援コーディネーター実習 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1① 1・2② 1・2② 1① 1② 1通 2通	0.87 0.94 0.47 2 1 4 6	1 1 1 1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター准教授 (平成18. 6)	5日
M可 M可 M可 M可 M可	18	専	准教授	チョウナン ヒロヒト 長南 浩人 <平成26年4月>		博士 (心身障害 学)		障害アセスメント特論※ 聴覚障害教育特論※ 聴覚障害コミュニケーション技術演習※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1① 1・2① 1・2② 1通 2通	1 0.73 0.44 4 6	1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター准教授 (平成18. 1)	5日
M可 M可 M可	19	専	准教授	ナカジマ ユキノリ 中島 幸則 <平成26年4月>		博士 (医学)		聴覚障害教育特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1・2① 1通 2通	0.31 4 6	1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 助教 (平成24. 9)	5日
M可 M可 M可 M可	20	専	准教授	ミヨシ シゲキ 三好 茂樹 <平成26年4月>		博士 (工学)		聴覚障害情報保障特論※ 聴覚障害情報保障システム特論※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1① 1・2① 1通 2通	1.12 0.66 4 6	1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター准教授 (平成17. 10)	5日
M可	21	専	講師	オオタ チカコ 太田 智加子 <平成26年4月>		修士 (国際文化)		視覚障害教育特論※	1・2①	0.26	1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 講師 (平成22. 4)	5日
M可 M可 M可 M可 M可	22	専	講師	ミヤギ(タヤ) マナビ 宮城(田谷) 愛美 <平成26年4月>		博士 (工学)		視覚障害情報保障特論※ 視覚障害教育特論※ 点字・ロービジョンケア技術演習※ 情報アクセシビリティ特別研究1 情報アクセシビリティ特別研究2	1① 1・2① 1・2② 1通 2通	0.66 0.4 0.58 4 6	1 1 1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 講師 (平成19. 4)	5日
M可	23	専	助教	ムラカミ ヨシヒサ 村上 佳久 <平成26年4月>		教育学修士 ※		視覚障害教育特論※	1・2①	0.26	1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 助教 (平成17. 10)	5日
M可 M可	24	専	助教	モリ マユ 森 まゆ <平成26年4月>		修士 (心身障害 学)		障害アセスメント特論※ 点字・ロービジョンケア技術演習※	1① 1・2②	1 0.7	1 1	筑波技術大学 障害者高等教 育研究支援セ ンター 助教 (平成24. 4)	5日

前判定結果	調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職 (就任年月)	申請に係る大学等の職務に 従事する 週当たり 平均日数
M可 M可 M可	25	専	助教	コバヤシ ヨウコ 小林 洋子 <平成26年4月>		Master of Public Health (米国)		手話言語学演習※ ろう者学教育コンテンツ特論※ 手話教育特論※	1・2② 1・2① 1・2②	0.71 1 0.7	1 1 1	筑波技術大学 障害者高等教育 研究支援セ ンター 短期雇用職員 (平成25. 5)	5日
—	26	兼任	講師	スガイ ヒロユキ 菅井 裕行 <平成26年4月>		博士(教育 学)		障害者支援演習※	1・2①	0.46	1	宮城教育大学 特別支援教育 講座教授 (平成20. 4)	
—	27	兼任	講師	フジシマ ショウタ 藤島 省太 <平成26年4月>		修士(教育 学)		特別支援教育情報保障特論※	1 ①	0.66	1	宮城教育大学 特別支援教育 講座教授 (平成17. 10)	
新規	①	兼任	講師	チョン インホ 鄭 仁豪 <平成26年4月>		博士(教育 学)		聴覚障害学特論※	1・2②	0.53	1	筑波大学人間 系教授 (平成25. 5)	
新規	②	兼任	講師	ヨッカイチ アキラ 四日市 章 <平成26年4月>		博士(心身 障害学)		聴覚障害学特論※	1・2②	0.4	1	筑波大学人間 系教授 (平成14. 2)	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	2人	1人	1人	人	4人	
	修 士	人	人	人	4人	2人	1人	人	7人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	4人	3人	人	人	人	7人	
	修 士	人	人	1人	1人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	1人	人	1人	人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	6人	5人	1人	1人	人	13人	
	修 士	人	1人	2人	6人	2人	1人	人	12人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	